

広島市報

定期第1136号
令和7年1月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第51号）……………5
- 広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例（第52号）……………6
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第53号）……………7
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第54号）……………7
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第55号）……………7

規 則

- 広島市消費生活センター管理規則の一部を改正する規則（第56号）……………30
- 広島市都市計画法施行細則の一部を改正する規則（第57号）……………30
- 広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（第58号）……………31
- 広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則（第59号）……………33
- 土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（第60号）……………33
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（第61号）……………33
- 技能業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第62号）……………34
- 広島市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（第63号）……………37

告 示

- 地方自治法施行令による広島市収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正……………38
- 地方公営企業法施行令による広島市下水道事業出納取扱金融機関及び広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正……………38
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区の変更……………38
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者

- の指定……………38
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………38
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の設置者に対する意見の概要……………38
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の設置者に対する要請の概要……………39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件……………39
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………40
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………40
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………41
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出……………41
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………41
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出……………41
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者からの変更の届出……………41	戸坂運動広場の指定管理者の指定……………47
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出……………41	○広島市南区スポーツセンターの指定管理者の指定……………47
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2 件……………41	○広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場、広島市南観音運動広場及び広島市観音新町運動広場の指定管理者の指定……………47
○指定納付受託者の指定……………43	○広島市安佐南区スポーツセンター、広島市大町東庭球場、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場の指定管理者の指定……………48
○子ども・子育て支援法の確認……………43	○広島市安佐北区スポーツセンター、広島市筒瀬運動広場及び広島市高陽体育館の指定管理者の指定……………48
○広島市市税条例による寄附金の指定……………43	○広島市安芸区スポーツセンターの指定管理者の指定……………48
○広島市市税条例による令和 6 年 1 月 1 2 日付け広島市告示第 2 0 号において、別途広島市告示で定めることとされている期日の変更……………43	○広島市佐伯区スポーツセンター、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場、広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館の指定管理者の指定……………48
○道路法による市道の路線の廃止……………43	○広島市クアハウス湯の山の指定管理者の指定……………49
○道路法による市道の路線の認定……………43	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3 件……………49
○道路の区域決定……………44	○広島市安佐北コミュニティセンターの指定管理者の指定……………50
○道路の供用開始……………44	○瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可の申請の告示……………50
○宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定……………45	○竜王公園の指定管理者の指定……………51
○令和 6 年度の固定資産税の第 1 期の納期限が延長されている者について、広島市内に所在する土地及び家屋に関する令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に供する期日……………45	○西部埋立第五公園の指定管理者の指定……………51
○開発行為に関する工事の完了……………45	○寺迫公園の指定管理者の指定……………51
○広島市総合防災センターの指定管理者の指定……………45	○可部運動公園の指定管理者の指定……………51
○平成 1 9 年 4 月 1 日付け広島市告示第 1 6 5 号の一部変更……………45	○瀬野川公園の指定管理者の指定……………51
○広島市市民農園の指定管理者の指定……………46	○佐伯運動公園の指定管理者の指定……………52
○広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者の指定 3 件……………46	○広島市中小企業会館の指定管理者の指定……………52
○市営店舗の使用料の変更……………46	○令和 6 年第 6 回広島市議会臨時会の招集……………52
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………47	○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定……………52
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………47	○広島市平和記念公園レストハウスの指定管理者の指定……………52
○広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場及び広島市吉島体育館の指定管理者の指定……………47	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの指定辞退の届出……………52
○広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセンター、広島市戸坂庭球場及び広島市	○公共下水道の供用開始……………53
	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場に

よる下水の処理開始.....53	区).....57
○広島市市営駐車場（路上駐車場等）の指定 管理者の指定.....53	○放置自転車等の撤去（中区）.....57
○広島市市営駐車場（広島駅新幹線口駐車 場）の指定管理者の指定.....53	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....57
○広島市市営駐車場（中央駐車場）の指定管 理者の指定.....53	○放置自転車等の撤去（中区）.....57
○広島市市営駐車場（西新天地駐車場）の指 定管理者の指定.....53	○放置自転車の撤去（東区）.....57
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者指定等に関する要綱による指定事業 者の廃止の届出.....54	○長期間駐車されていた自転車の移動（東 区）.....57
○広島市映像文化ライブラリーの指定管理者 の指定.....54	○道路の供用開始（東区）.....57
○公印の印影印刷.....54	○放置自転車の撤去（東区） 2件.....58
○広島国際会議場の指定管理者の指定.....54	○放置自転車等の撤去（南区）.....58
○自転車等の所有権の取得.....54	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....58
○広島市まちづくり市民交流プラザの指定管 理者の指定.....54	○放置自転車等の撤去（南区） 6件.....58
○広島市文化創造センター及び広島市中区民 文化センターの指定管理者の指定.....54	○長期間駐車されていた自動二輪の移動（安 佐南区）.....59
○広島市東区民文化センターの指定管理者の 指定.....55	○道路の区域変更（安佐南区）.....59
○広島市南区民文化センターの指定管理者の 指定.....55	○道路の供用開始（安佐南区）.....59
○広島市西区民文化センターの指定管理者の 指定.....55	○道路の区域変更（安佐南区）.....59
○広島市安佐北区民文化センターの指定管理 者の指定.....55	○道路の供用開始（安佐南区）.....59
○広島市安芸区民文化センターの指定管理者 の指定.....55	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区） 3件.....59
○広島市文化交流会館の指定管理者の指定.....55	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....60
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の指定.....56	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐南区）.....60
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者指定等に関する要綱による指定事業 者の廃止の届出.....56	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....60
○介護保険法による指定地域密着型サービ ス事業の廃止の届出.....56	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐北区）.....60
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....56	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐北区）.....60
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止の届出.....56	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 北区）.....60
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区） 3件.....56	○道路の区域変更（安佐北区）.....61
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....56	○道路の供用開始（安佐北区）.....61
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....57	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐北区）.....61
	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐北区）.....61
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐北区）.....61
	○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....62
	○道路の区域変更（安佐北区）.....62
	○道路の供用開始（安佐北区）.....62
	○放置自転車等の撤去（安芸区）.....62
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 芸区）.....62
	○放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....62

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）62
- 道路の区域変更（佐伯区）63
- 都市公園の区域変更（佐伯区）63
- 建築基準法による道路の位置の廃止（佐伯区）63
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 4件63
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）63
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）64
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）64
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）64
- 道路の区域変更（佐伯区）64
- 区 告 示**
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）65
- 公 告**
- 広島農業振興地域整備計画の変更65
- 市 議 会 規 則**
- 広島市議会傍聴規則の一部を改正する規則（第 2 号）65
- 選 管 告 示**
- 令和 6 年 1 2 月 2 日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数65
- 令和 6 年 1 2 月 1 2 日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数66
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日66
- 公職選挙法による広島市議会議員の補欠選挙の実施67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において候補者 1 人につき選挙運動に関して支出できる金額67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙会の

- 場所及び日時67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の事務67
- 広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例による令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において当選した者の住所及び氏名67
- 区 選 管 告 示**
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安芸区）67
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票所の設置（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の設置（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の場所及び日時（安芸区）68
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）69
- 令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき

のくじを行う場所及び日時（安芸区）……………69

○令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（安芸区）……………69

○令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の辞任に伴う選任（安芸区）……………69

○令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安芸区）……………69

区選管委員長告示

○令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）……………69

人事委員会規則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第5号）……………70

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……………71

○公印の印影印刷……………71

水道局規程

○広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程（第6号）……………71

監査公表

○令和6年10月7日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………75

○令和6年10月15日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………84

○令和6年10月16日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………94

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表……………98

条 例

広島市条例第 51 号
令和6年12月13日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第97号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次号において「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」に、「基づく宅地造成」を「基づく宅地造成等」に、「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事に係る許可申請手数料」に、「切土又は盛土」を「盛土、切土又は土石の堆積」に、「12,000円」を「14,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「38,000円」に、「48,000円」を「58,000円」に、「69,000円」を「82,000円」に、

「110,000円」を「140,000円」に、「170,000円」を「210,000円」に、「260,000円」を「310,000円」に、「340,000円」を「410,000円」に、「430,000円」を「510,000円」に改め、同表第98号中「旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等」に、「切土又は盛土」を「盛土、切土又は土石の堆積」に改め、「限る。」の右に「第100号において同じ。」を加え、「宅地造成工事計画変更許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事計画変更に係る許可申請手数料」に改め、「含む。」の右に「第100号において同じ。」を加え、同表中第109号を第111号とし、第99号から第108号までを2号ずつ繰り下げ、第98号の次に次の2号を加える。

例) 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る許可申請の申請に対する審査	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る許可申請手数料	1件につき	盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ第97号に規定する額
例) 宅地造成及び	特定盛土	1件に	変更に係る部分の盛土、切

特定盛土等規制 法第 3 5 条第 1 項の規定に基づ く特定盛土等又 は土石の堆積に 関する工事の計 画の変更許可の 申請に対する審 査	等又は土 石の堆積 に関する 工事計画 変更に係 る許可申 請手数料	つき	土又は土石の堆積をする土地 の面積に応じ第 9 7 号に規定 する額
---	--	----	--

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

- 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖（地表面が水平面に対し 3 0 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。次号及び第 3 号において同じ。）を生ずることとなるもの
 - 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 第 1 号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 2 メートルを超えるもの
 - 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 5 0 0 平方メートルを超えるもの
- 2 法第 3 2 条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次のとおりとする。

- 高さが 2 メートルを超える土石の堆積
 - 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 5 0 0 平方メートルを超えるもの
- 第 5 条第 1 項中「で広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 1 6 年広島県条例第 1 号。以下「県条例」という。）第 1 6 条第 1 号に該当するもの」を削り、同条第 2 項第 1 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）の施行の際現に同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制

広島市条例第 52 号
令和 6 年 1 2 月 13 日

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例
広島市土砂堆積等規制条例（平成 1 6 年広島市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市土砂堆積規制等条例

第 1 条中「堆積」を「堆積」に改め、「規制する」の右に「とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 3 2 条の規定に基づき市長の許可を受けなければならない特定盛土等（法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）又は土石の堆積（法第 2 条第 4 号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）の規模を定める」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 3 2 条に規定する条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）
第 4 条の 2 法第 3 2 条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、次のとおりとする。

区域」を「法第 1 0 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域（第 4 号において「宅地造成等工事規制区域」という。）」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号中「法令（」を「前号に掲げるもののほか、法令（」に改め、同号を同項第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- 宅地造成等工事規制区域である土地の区域において行う法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積又は法第 2 6 条第 1 項の特定盛土等規制区域である土地の区域において行う前条第 1 項各号に規定する規模の特定盛土等若しくは同条第 2 項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に係る土砂堆積
- 第 8 条第 1 号エ中「県条例」を「広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 1 6 年広島県条例第 1 号）」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の広島市土砂堆積等規制条例第 5 条第 1 項の規定に違反して土砂堆積を行っている者に対する措置命令及び公表については、なお従前の例による。
- この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

広島市条例第 53 号
令和6年12月 26 日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の205」を「100分の210」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

広島市条例第 54 号
令和6年12月 26 日

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の205」を「100分の210」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

広島市条例第 55 号
令和6年12月 26 日

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「30万9,200円」を「31万円」に改める。

第19条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の50」に、「100分の25」を「100分の30」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
	1	160,500	189,300	232,800	273,900	325,800	364,100	405,500	459,300
	2	161,900	190,800	234,500	275,700	328,000	366,500	408,100	462,900
	3	163,300	192,300	236,200	277,500	330,200	368,900	410,700	464,700
	4	164,700	193,800	237,900	279,300	332,500	371,400	413,300	467,500
	5	166,000	195,400	239,700	280,900	334,600	373,700	415,700	470,200
	6	167,500	197,000	241,100	283,000	336,600	375,900	418,100	473,200
	7	169,000	198,700	242,500	285,100	338,600	378,100	420,500	476,200
	8	170,500	200,300	243,900	287,200	340,600	380,300	422,900	479,300
	9	171,800	201,700	245,100	289,100	342,300	382,400	425,200	482,300
	10	173,300	203,300	246,900	291,100	344,400	384,800	427,600	485,600
	11	174,800	204,900	248,700	293,100	346,500	387,200	430,000	488,800
	12	176,300	206,500	250,500	295,200	348,700	389,600	432,400	492,000
	13	177,600	208,200	252,200	297,100	350,700	392,000	434,600	495,200
	14	178,900	209,900	254,100	299,300	352,500	394,300	436,900	497,800
	15	180,200	210,700	256,000	301,500	354,300	396,600	439,200	500,400
	16	181,500	212,000	257,900	303,700	356,200	399,000	441,600	503,000
	17	182,800	213,200	259,600	305,700	357,900	401,300	443,800	505,500
	18	184,300	214,400	261,100	307,900	359,600	403,400	446,100	507,100
	19	185,800	215,600	262,600	310,100	361,300	405,500	448,400	508,600
	20	187,300	216,800	264,100	312,300	363,000	407,700	450,800	510,100
	21	188,900	218,000	265,400	314,300	364,500	409,800	453,100	511,600
	22	190,200	219,100	267,000	316,100	366,100	411,800	454,900	513,000
	23	191,500	220,200	268,600	317,900	367,700	413,800	456,700	514,400
	24	192,800	221,300	270,300	319,700	369,300	415,800	458,600	515,800
	25	194,000	222,500	271,800	321,300	370,800	417,700	460,300	517,000
	26	195,800	223,700	273,400	323,300	372,800	419,400	462,000	518,100
	27	197,600	224,900	275,000	325,400	374,900	421,100	463,800	519,200
	28	199,400	226,100	276,700	327,500	377,000	422,800	465,600	520,400
	29	201,100	227,100	278,300	329,400	378,900	424,400	467,200	521,500
	30	202,900	228,200	279,700	331,500	380,900	425,900	468,100	522,300
	31	204,700	229,300	281,100	333,600	383,000	427,400	469,000	523,100
	32	206,500	230,400	282,500	335,800	385,100	428,900	469,900	523,900

33	208,200	231,600	283,700	337,800	387,000	430,300	470,800	524,700
34	209,400	232,800	285,400	339,900	388,900	431,700	471,500	525,500
35	210,600	234,000	287,100	342,100	390,800	433,100	472,300	526,300
36	211,800	235,200	288,800	344,300	392,700	434,600	473,100	527,100
37	212,900	236,500	290,600	346,300	394,500	435,900	473,700	527,800
38	214,000	238,100	292,300	348,300	396,000	436,900	474,500	528,600
39	215,100	239,700	294,100	350,300	397,500	438,000	475,300	529,400
40	216,200	241,300	295,900	352,300	399,000	439,100	476,100	530,200
41	217,400	242,800	297,500	354,100	400,300	440,000	476,800	531,000
42	218,500	244,300	299,200	355,800	401,600	440,900	477,600	531,800
43	219,600	245,800	300,900	357,600	402,900	441,800	478,400	532,600
44	220,700	247,300	302,700	359,200	404,200	442,400	479,200	533,400
45	221,700	248,700	304,300	360,700	405,300	443,100	480,000	534,200
46	222,800	250,000	306,100	362,100	406,100	444,000	480,700	535,000
47	223,900	251,400	307,900	363,500	406,900	444,900	481,400	535,800
48	225,000	252,800	309,700	365,000	407,700	445,900	482,100	536,600
49	225,900	254,000	311,300	366,400	408,500	446,800	482,900	537,400
50	227,000	255,500	313,000	367,600	409,500	447,500	483,700	538,200
51	228,100	257,000	314,800	368,800	410,500	448,200	484,500	539,000
52	229,200	258,600	316,600	370,900	411,500	449,000	485,300	539,900
53	230,100	259,800	318,100	370,900	412,300	449,700	485,900	540,400
54	231,200	261,300	319,900	372,200	413,000	450,400	486,600	541,200
55	232,300	262,800	321,700	373,500	413,800	451,100	487,300	542,000
56	233,400	264,300	323,600	374,800	414,600	451,800	488,000	542,800
57	234,300	265,600	325,200	376,000	415,200	452,400	488,700	543,600
58	235,200	267,300	326,900	377,100	415,800	453,100	489,400	
59	236,100	269,000	328,600	378,200	416,400	453,900	490,100	
60	237,000	270,700	330,400	379,300	417,000	454,500	490,800	
61	237,800	272,200	332,000	380,200	417,500	455,000	491,500	
62	238,600	273,800	333,700	381,000	418,200	455,600	492,200	
63	239,400	275,400	335,400	381,800	419,000	456,200	492,900	
64	240,300	277,000	337,100	382,700	419,700	456,800	493,600	
65	241,100	278,400	338,600	383,500	420,300	457,400	494,300	
66	241,900	279,500	340,000	384,200	421,000	458,000	495,100	
67	242,700	280,600	341,400	384,900	421,700	458,600	495,900	
68	243,500	281,700	342,800	385,700	422,400	459,200	496,700	

定年前半
任用定時
労働
務職員
以外の
職員

105		319,200	381,000	411,600				
106		319,800	381,500	412,100				
107		320,400	382,000	412,600				
108		321,000	382,500	413,100				
109		321,500	382,900	413,600				
110		322,000	383,400	414,100				
111		322,500	383,900	414,600				
112		323,000	384,400	415,100				
113		323,300	384,700	415,600				
114		323,800	385,100	416,100				
115		324,300	385,600	416,600				
116		324,800	386,100	417,100				
117		325,300	386,400	417,700				
118		325,800	386,900	418,200				
119		326,300	387,400	418,700				
120		326,800	387,900	419,200				
121		327,200	388,500	419,800				
122				420,400				
123				421,000				
124				421,600				
125				422,100				
126				422,700				
127				423,300				
128				423,900				
129				424,300				
定年前半 任用定時 労働 務職員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	227,900	244,200	260,500	284,000	300,700	340,500	386,200	433,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員の適用する。ただし、第23条、附則第3項及び附則第4項に規定する職員並びにパートタイム会計年度任用職員を除く。

69	244,100	282,800	344,000	386,300	423,000	459,900	497,300	
70	245,000	284,000	345,200	387,100	423,800	460,600		
71	245,900	285,200	346,400	388,000	424,600	461,300		
72	246,800	286,500	347,600	388,900	425,400	462,000		
73	247,500	287,600	348,600	389,600	426,000	462,600		
74	248,300	288,800	350,900	390,600	426,500	463,200		
75	249,100	290,100	351,400	391,700	427,000	463,800		
76	249,900	291,400	352,900	392,800	427,600	464,400		
77	250,700	292,500	354,100	393,700	428,100	464,900		
78	251,600	293,800	355,700	394,400	428,700	465,600		
79	252,600	295,000	357,400	395,100	429,300	466,300		
80	253,500	296,300	359,100	395,900	429,900	467,000		
81	254,100	297,600	360,500	396,500	430,300	467,500		
82	255,100	298,700	361,900	397,000	430,900			
83	256,100	299,800	363,300	397,500	431,500			
84	257,200	300,900	364,800	398,000	432,100			
85	258,100	301,800	366,000	398,600	432,700			
86	258,900	302,800	367,200	399,300	433,300			
87	259,700	303,800	368,400	400,000	433,900			
88	260,500	304,600	369,700	400,700	434,500			
89	261,200	305,700	370,800	401,200	435,000			
90	261,900	306,600	371,500	402,000	435,500			
91	262,600	307,500	372,200	402,800	436,000			
92	263,300	308,500	373,000	403,600	436,600			
93	263,800	309,200	373,600	404,200	437,100			
94	264,300	310,100	374,200	405,000	437,700			
95	264,800	311,000	374,800	405,800	438,300			
96	265,300	311,900	375,500	406,600	438,900			
97	265,700	312,700	376,000	407,500	439,400			
98		313,600	376,700	408,000	440,000			
99		314,500	377,400	408,500	440,600			
100		315,400	378,100	409,000	441,200			
101		316,000	378,600	409,600	441,600			
102		316,800	379,200	410,100				
103		317,700	379,800	410,600				
104		318,600	380,400	411,100				

別表第2(第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	194,000	207,500	228,500	255,500	300,000	326,900	380,200	420,500
	2	195,700	208,900	229,900	257,200	302,100	329,000	382,200	422,300
	3	197,400	210,300	231,300	258,900	304,200	331,100	384,200	424,000
	4	199,100	211,700	232,700	260,600	306,400	333,200	386,200	425,800
	5	200,900	213,100	234,200	262,100	308,400	335,100	388,300	427,500
	6	202,600	214,900	235,300	263,500	310,500	337,100	390,400	429,400
	7	204,300	216,700	236,400	264,900	312,600	339,100	392,500	431,300
	8	206,000	218,500	237,500	266,300	314,700	341,200	394,600	433,200
	9	207,500	220,400	238,400	267,700	316,700	343,200	396,500	435,100
	10	208,900	222,400	239,500	269,200	318,800	345,000	398,500	437,000
	11	210,300	224,400	240,600	270,700	321,000	346,800	400,500	438,900
	12	211,700	226,400	241,700	272,300	323,200	348,600	402,500	440,800
	13	213,100	228,400	242,800	273,700	325,200	350,300	404,400	442,500
	14	214,700	229,700	243,900	275,000	327,200	352,300	406,400	444,400
	15	216,300	231,000	245,000	276,300	329,200	354,300	408,400	446,300
	16	217,900	232,300	246,100	277,600	331,200	356,300	410,400	448,200
	17	219,400	233,500	247,100	278,800	333,000	358,200	412,200	450,000
	18	221,200	234,500	248,600	280,400	334,900	360,200	413,900	452,100
	19	223,000	235,500	250,100	282,000	336,800	362,200	415,700	454,200
	20	224,800	236,500	251,600	283,600	338,700	364,200	417,500	456,300
	21	226,400	237,600	252,900	285,100	340,600	365,800	419,100	458,300
	22	227,800	238,700	254,100	286,400	342,600	367,400	420,800	460,100
	23	229,200	239,800	255,300	287,700	344,600	369,100	422,500	461,900
	24	230,600	240,900	256,500	289,000	346,600	370,800	424,200	463,700
	25	231,800	242,100	257,500	290,200	348,400	372,200	425,700	465,400
	26	233,000	243,200	258,900	292,000	350,400	373,800	427,300	466,800

33	240,900	251,000	268,300	304,000	362,700	386,200	439,200	473,500	105	322,300	341,400	370,600	392,600	428,700
34	242,000	252,300	269,600	305,600	364,300	388,400	440,700	474,200	106	322,700	342,500	371,400	393,100	429,200
35	243,100	253,600	270,900	307,300	365,900	390,600	442,200	474,900	107	323,100	343,800	372,200	393,600	429,700
36	244,200	254,900	272,200	309,000	367,500	392,800	443,700	475,600	108	323,600	345,000	373,000	394,100	430,200
37	245,200	256,300	273,300	310,500	369,000	394,800	445,300	476,300	109	324,000	346,000	373,600	394,500	430,600
38	246,400	257,400	274,700	312,200	370,900	396,300	446,100	477,100	110	324,600	347,100	374,200	395,100	
39	247,600	258,500	276,100	313,900	372,800	397,800	446,900	477,900	111	325,200	348,200	374,800	395,700	
40	248,800	259,600	277,500	315,600	374,700	399,300	447,700	478,700	112	325,700	349,300	375,400	396,300	
41	250,000	260,600	278,700	317,100	376,500	400,800	448,500	479,300	113	326,000	350,400	375,900	396,700	
42	251,200	262,100	279,900	318,500	378,500	402,200	449,200	480,000	114	326,800	351,300	376,400	397,300	
43	252,400	263,600	281,100	319,900	380,500	403,600	449,900	480,700	115	327,700	352,300	376,900	397,900	
44	253,600	265,100	282,300	321,400	382,600	405,000	450,700	481,400	116	328,600	353,300	377,400	398,500	
45	254,800	266,300	283,300	322,800	384,500	406,300	451,400	482,000	117	329,300	354,100	377,700	398,900	
46	255,800	267,500	284,500	324,400	386,200	407,400	451,900	482,700	118	330,200	354,800	378,100	399,300	
47	256,800	268,700	285,700	326,100	387,900	408,500	452,400	483,400	119	331,200	355,500	378,500	399,700	
48	257,900	270,000	287,000	327,800	389,600	409,600	452,900	484,100	120	332,100	356,200	378,900	400,100	
49	258,800	271,200	288,000	329,200	391,100	410,500	453,400	484,800	121	332,900	356,800	379,200	400,400	
50	260,100	272,400	289,500	330,700	392,400	411,200	453,900	485,400	122	333,400	357,300	379,800	400,800	
51	261,400	273,600	291,100	332,300	393,700	411,900	454,400	486,000	123	333,900	357,800	380,400	401,200	
52	262,700	274,800	292,700	333,900	395,000	412,600	454,900	486,600	124	334,400	358,300	381,000	401,600	
53	263,800	276,100	294,100	335,300	396,300	413,100	455,400	487,300	125	334,700	358,500	381,400	401,800	
54	265,000	277,100	295,500	337,000	397,500	414,200	456,000	487,900	126	336,000	359,000	381,800	402,200	
55	266,300	278,100	297,300	338,700	398,700	415,300	456,600	488,500	127	339,500	362,200	382,200	402,600	
56	267,600	279,100	298,900	340,400	399,900	416,400	457,200	489,200	128	360,000	382,600	403,000		
57	268,700	280,100	300,400	341,800	401,000	417,200	457,600	489,800	129	360,400	383,000	403,200		
58	269,800	281,200	302,100	343,500	401,600	418,000	458,100	490,500	130	360,900	383,400	403,600		
59	270,900	282,300	303,800	345,200	402,200	418,800	458,600	491,200	131	361,400	383,800	403,900		
60	272,000	283,400	305,600	347,000	402,800	419,600	459,200	491,900	132	361,900	384,200	404,300		
61	273,100	284,300	307,300	348,600	403,500	420,300	459,700	492,400	133	362,200	384,500	404,500		
62	274,000	285,800	308,900	350,000	404,300	421,000	460,300		134	362,500	384,900	404,900		
63	274,900	287,300	310,500	351,400	405,100	421,700	460,900		135	362,800	385,300	405,300		
64	275,900	288,800	312,200	352,800	405,900	422,400	461,500		136	363,200	385,700	405,700		
65	276,600	290,100	313,700	354,100	406,700	423,000	461,900		137	363,400	386,000	406,100		
66	277,600	291,500	315,500	355,400	407,500	423,600			138	363,800	386,400	406,500		
67	278,700	293,000	317,400	356,700	408,400	424,200			139	364,200	386,800	406,900		
68	279,800	294,500	319,300	358,000	409,200	424,800			140	364,600	387,200	407,300		

69	280,700	295,800	321,000	359,400	409,900	425,200			141	364,800	387,500	407,600		
70	281,800	297,300	322,500	360,600	410,700	425,800			142	365,100	387,900	408,000		
71	283,000	298,800	324,100	361,900	411,600	426,400			143	365,400	388,300	408,400		
72	284,200	300,400	325,700	363,200	412,300	427,000			144	365,700	388,700	408,800		
73	285,100	301,600	326,900	364,100	412,900	427,600			145	366,100	389,000	409,100		
74	286,600	303,100	328,500	365,600	413,400	428,100			146	366,400	389,400	409,600		
75	288,100	304,600	330,100	367,200	414,000	428,500			147	366,700	389,800	409,900		
76	289,600	306,100	331,800	368,800	414,600	429,100			148	367,100	390,200	410,300		
77	290,900	307,300	333,300	370,200	415,000	429,500			149	367,400	390,600	410,600		
78	292,000	308,800	334,900	371,500	415,600	430,100			150	367,700				
79	293,100	310,300	336,500	372,800	416,200	430,700			151	368,000				
80	294,300	311,900	338,100	374,200	416,800	431,300			152	368,400				
81	295,100	313,200	339,700	375,500	417,200	431,800			153	368,700				
82	296,500	314,600	341,000	376,800	417,800	432,400			154	369,100				
83	297,900	316,100	342,300	378,100	418,400	433,000			155	369,500				
84	299,300	317,600	343,600	379,400	419,000	433,600			156	369,900				
85	300,600	318,900	344,700	380,500	419,500	434,000			157	370,200				
86	301,900	320,200	345,800	381,100	420,000	434,500			158	370,600				
87	303,200	321,500	346,900	381,700	420,500	435,000			159	371,000				
88	304,600	322,900	348,100	382,400	421,100	435,500			160	371,400				
89	305,800	324,100	349,200	383,000	421,600	436,000			161	371,700				
90	307,000	325,400	350,600	383,700	422,100	436,200			162	372,100				
91	308,200	326,800	352,000	384,400	422,600	436,600			163	372,500				
92	309,500	328,200	353,400	385,100	423,100	437,000			164	372,900				
93	310,500	329,400	354,700	386,600	423,400	437,300			165	373,300				
94	311,600	330,400	356,300	388,300	423,900	437,800				基準給料 月額	円	円	円	円
95	312,800	331,400	357,900	387,000	424,400	438,300				230,700	247,100	263,700	287,700	305,900
96	314,000	332,400	359,500	387,700	424,900	438,800								328,100
97	315,000	333,300	360,900	388,200	425,200	439,200								354,800
98	316,200	334,300	362,200	388,800	425,600	439,700								385,000
99	317,400	335,300	363,600	389,400	426,000	440,200								
100	318,600	336,300	364,900	390,000	426,500	440,700								
101	319,800	337,200	366,100	390,500	426,900	441,000								
102	320,400	338,300	367,200	391,000	427,400									
103	321,000	339,400	368,400	391,500	427,900									
104	321,700	340,500	369,600	392,000	428,400									

備考 この表は、消防局長以外の消防吏員に適用する。

別表第 3 のイの表からオの表までを次のように改める。

33	233,100	278,500	343,600	398,200	479,000
34	234,100	280,700	345,500	400,000	479,900
35	235,100	282,900	347,400	401,800	480,800
36	236,100	285,100	349,300	403,600	481,700
37	237,100	287,300	351,100	405,300	482,600
38	238,200	289,100	353,100	407,000	483,500
39	239,300	291,000	355,100	408,700	484,400
40	240,400	292,900	357,100	410,400	485,300
41	241,500	294,600	358,900	412,100	486,100
42	242,700	297,100	360,900	413,900	486,900
43	243,900	299,600	362,900	415,800	487,800
44	245,100	302,100	364,900	417,600	488,700
45	246,100	304,500	366,700	419,300	489,400
46	247,800	307,200	368,600	421,000	490,200
47	249,500	309,900	370,600	422,700	491,000
48	251,200	312,700	372,500	424,400	491,800
49	252,700	315,300	374,300	425,900	492,700
50	253,700	318,000	376,200	427,600	493,500
51	254,700	320,700	378,200	429,400	494,300
52	255,700	323,400	380,100	431,100	495,100
53	256,700	326,000	381,900	432,700	495,900
54	258,000	328,000	383,700	434,200	496,800
55	259,300	330,000	385,500	435,700	497,700
56	260,600	332,000	387,300	437,200	498,600
57	261,700	333,900	389,100	438,800	499,300
58	263,100	335,800	390,800	440,300	
59	264,500	337,700	392,500	441,800	
60	265,900	339,600	394,200	443,300	
61	267,100	341,300	395,700	444,700	
62	268,200	343,200	397,300	446,200	
63	269,300	345,100	398,900	447,700	
64	270,400	347,100	400,500	449,200	
65	271,400	349,000	401,900	450,500	
66	272,700	350,900	403,500	452,000	
67	274,000	352,900	405,400	453,500	
68	275,400	355,000	407,200	455,000	

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給 給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	174,200		225,400		272,200		334,500		420,800	
	2	175,600		226,600		274,300		336,600		422,800	
	3	177,000		227,800		276,400		338,700		424,800	
	4	178,400		229,000		278,500		340,800		426,900	
	5	179,800		230,300		280,600		342,700		428,800	
	6	181,600		231,500		282,800		344,700		430,900	
	7	183,400		232,700		285,000		346,700		432,900	
	8	185,200		233,900		287,200		348,700		435,000	
	9	186,900		235,100		289,200		350,600		437,000	
	10	188,900		236,300		291,400		352,500		439,200	
	11	190,900		237,500		293,600		354,400		441,400	
	12	192,900		238,700		295,800		356,300		443,600	
	13	194,700		239,800		298,000		358,200		445,600	
	14	196,900		241,300		299,800		360,300		447,600	
	15	199,100		242,800		301,700		362,400		449,600	
	16	201,300		244,300		303,600		364,600		451,600	
	17	203,600		245,600		305,300		366,600		453,500	
	18	206,100		247,500		307,800		368,600		455,400	
	19	208,600		249,400		310,300		370,700		457,300	
	20	211,100		251,300		312,800		372,800		459,200	
	21	213,700		253,100		315,300		374,700		460,900	
	22	216,200		255,200		318,000		376,600		462,600	
	23	218,700		257,300		320,800		378,500		464,300	
	24	221,200		259,400		323,600		380,500		466,100	
	25	223,800		261,600		326,200		382,200		467,700	
	26	226,000		263,700		328,600		384,300		469,100	
	27	226,200		265,800		331,000		386,400		470,600	
	28	227,400		267,900		333,400		388,500		472,100	
	29	228,500		270,000		335,600		390,400		473,400	
	30	229,700		272,100		337,700		392,400		474,800	
	31	230,900		274,200		339,700		394,400		476,200	
	32	232,100		276,300		341,700		396,400		477,600	

69	276,700	356,700	408,800	456,400	
70	278,000	358,600	410,300	457,500	
71	279,400	360,500	411,800	458,600	
72	280,800	362,500	413,400	459,700	
73	282,000	364,400	414,900	460,900	
74	283,400	366,300	416,500	461,600	
75	284,800	368,200	418,100	462,300	
76	286,200	370,100	419,700	463,000	
77	287,400	371,900	421,200	463,800	
78	288,700	373,600	422,700	464,500	
79	290,100	375,300	424,200	465,200	
80	291,500	377,100	425,800	465,900	
81	292,700	378,700	427,100	466,600	
82	294,100	380,300	428,600	467,400	
83	295,500	381,900	430,200	468,200	
84	296,900	383,600	431,800	469,000	
85	298,300	385,200	433,000	469,700	
86	299,900	386,700	434,300	470,500	
87	301,500	388,200	435,600	471,300	
88	303,100	389,700	436,900	472,100	
89	304,600	391,100	438,100	472,800	
90	306,100	392,800	439,300	473,500	
91	307,700	394,500	440,600	474,400	
92	309,400	396,200	441,800	475,200	
93	310,700	397,800	442,900	475,800	
94	312,200	399,200	444,000		
95	313,800	400,700	445,200		
96	315,500	402,200	446,400		
97	316,800	403,300	447,400		
98	318,500	404,700	448,000		
99	320,200	406,200	448,600		
100	321,900	407,700	449,200		
101	323,100	409,000	449,700		
102	324,800	410,400	450,400		
103	326,500	411,800	451,100		
104	328,200	413,200	451,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の
職員

105	329,700	414,400	452,400
106	331,200	415,600	453,100
107	332,700	416,900	453,800
108	334,200	418,300	454,600
109	335,600	419,300	455,000
110	337,100	420,400	455,700
111	338,600	421,500	456,400
112	340,100	422,700	457,100
113	341,400	423,700	457,600
114	342,700	424,600	458,300
115	344,100	425,500	459,000
116	345,500	426,500	459,700
117	346,700	427,400	460,200
118	347,800	428,300	460,800
119	349,000	429,200	461,400
120	350,200	430,100	462,000
121	351,100	430,800	462,400
122	352,500	431,600	463,000
123	354,000	432,200	463,600
124	355,500	432,900	464,200
125	356,800	433,500	464,700
126	358,400	434,300	465,300
127	360,000	435,100	465,900
128	361,700	436,000	466,500
129	363,200	436,700	467,200
130	364,600	437,300	
131	365,000	437,900	
132	367,400	438,500	
133	368,600	439,000	
134	369,700	439,600	
135	370,900	440,200	
136	372,100	440,800	
137	373,100	441,200	
138	373,900	441,800	
139	374,700	442,400	
140	375,500	443,000	

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	156,000	182,800	273,900
2	167,500	184,300	275,700
3	169,000	185,800	277,500
4	170,500	187,300	279,300
5	171,800	188,900	280,900
6	173,300	190,200	283,000
7	174,800	191,500	285,100
8	176,300	192,800	287,200
9	177,600	194,000	289,100
10	178,900	195,800	291,100
11	180,200	197,600	293,100
12	181,500	199,400	295,200
13	182,800	201,100	297,100
14	184,300	203,000	299,300
15	185,800	204,900	301,500
16	187,300	206,800	303,700
17	188,900	208,500	305,700
18	190,200	209,800	307,900
19	191,500	211,100	310,160
20	192,800	212,400	312,300
21	194,000	213,500	314,300
22	195,800	214,700	316,160
23	197,600	215,900	317,900
24	199,400	217,100	319,700
25	201,100	218,400	321,300
26	202,900	219,600	323,300
27	204,700	220,500	325,400
28	206,500	222,000	327,500
29	208,200	223,000	329,460
30	209,500	224,200	331,500
31	210,800	225,400	333,660
32	212,100	226,600	335,800
33	213,200	227,900	337,800
34	214,400	229,000	339,900
35	215,600	230,100	342,100
36	216,800	231,200	344,300
37	218,000	232,400	346,300
38	219,100	233,700	348,300
39	220,200	235,000	350,300
40	221,300	236,300	352,300
41	222,500	237,400	354,100
42	223,700	239,000	355,800
43	224,900	240,600	357,500
44	226,100	242,300	359,200
45	227,100	243,900	360,700
46	228,200	245,500	362,100
47	229,300	247,100	363,500
48	230,400	248,700	365,000
49	231,600	250,200	366,400
50	232,800	252,100	367,600
51	234,000	254,000	368,800
52	235,200	255,900	370,000
53	236,500	257,700	370,900
54	238,100	259,400	372,200
55	239,700	261,100	373,500
56	241,300	262,800	374,800
57	242,800	264,300	376,000
58	244,300	266,000	377,100
59	245,800	267,700	378,200
60	247,300	269,500	379,300
61	248,700	271,000	380,200
62	250,000	272,700	381,000
63	251,400	274,400	381,800
64	252,800	276,200	382,700
65	254,000	277,700	383,600
66	255,500	279,100	384,200
67	257,000	280,500	384,900
68	258,500	282,100	385,700

141	375,100	443,500	
142	376,800	444,000	
143	377,500	444,500	
144	378,200	445,200	
145	378,700	445,500	
146	379,300	446,100	
147	379,900	446,700	
148	380,500	447,300	
149	380,900	447,800	
150	381,500	448,400	
151	382,100	449,000	
152	382,700	449,600	
153	383,400	450,100	
154	383,900	450,700	
155	384,200	451,300	
156	384,600	451,900	
157	385,100	452,500	
158		453,100	
159		453,800	
160		454,500	
161		455,000	

定年前年任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	247,300	290,400	319,500	347,600	432,800

備考
 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主任教諭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

53	213,200	227,900	337,800
34	214,400	229,000	339,900
35	215,600	230,100	342,100
36	216,800	231,200	344,300
37	218,000	232,400	346,300
38	219,100	233,700	348,300
39	220,200	235,000	350,300
40	221,300	236,300	352,300
41	222,500	237,400	354,100
42	223,700	239,000	355,800
43	224,900	240,600	357,500
44	226,100	242,300	359,200
45	227,100	243,900	360,700
46	228,200	245,500	362,100
47	229,300	247,100	363,500
48	230,400	248,700	365,000
49	231,600	250,200	366,400
50	232,800	252,100	367,600
51	234,000	254,000	368,800
52	235,200	255,900	370,000
53	236,500	257,700	370,900
54	238,100	259,400	372,200
55	239,700	261,100	373,500
56	241,300	262,800	374,800
57	242,800	264,300	376,000
58	244,300	266,000	377,100
59	245,800	267,700	378,200
60	247,300	269,500	379,300
61	248,700	271,000	380,200
62	250,000	272,700	381,000
63	251,400	274,400	381,800
64	252,800	276,200	382,700
65	254,000	277,700	383,600
66	255,500	279,100	384,200
67	257,000	280,500	384,900
68	258,500	282,100	385,700

69	259,800	283,400	386,300
70	261,300	285,200	387,100
71	262,800	287,000	388,000
72	264,300	288,800	388,900
73	265,800	290,600	389,800
74	267,300	292,300	390,600
75	269,000	294,100	391,700
76	270,700	295,900	392,800
77	272,200	297,500	393,700
78	273,800	299,200	394,400
79	275,400	300,900	395,100
80	277,000	302,700	395,900
81	278,400	304,300	396,500
82	279,800	306,100	397,000
83	280,700	307,900	397,500
84	281,800	309,700	398,000
85	282,800	311,300	398,600
86	284,000	313,000	399,200
87	285,300	314,800	400,000
88	286,500	316,600	400,700
89	287,600	318,100	401,200
90	288,900	319,900	402,000
91	290,200	321,700	402,800
92	291,500	323,600	403,600
93	292,500	325,200	404,200
94	293,800	326,900	405,000
95	295,000	328,600	405,800
96	296,300	330,400	406,600
97	297,600	332,000	407,500
98	298,700	333,700	408,000
99	299,900	335,400	408,500
100	301,000	337,100	409,000
101	301,800	338,600	409,600
102	302,800	340,000	410,100
103	303,800	341,400	410,600
104	304,800	342,800	411,100

定年
前年
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

141	381,000		
142	381,500		
143	382,000		
144	382,500		
145	382,900		
146	383,400		
147	383,900		
148	384,400		
149	384,700		
150	385,100		
151	385,500		
152	386,100		
153	386,400		
154	386,900		
155	387,400		
156	387,900		
157	388,500		
158	389,100		
159	389,700		
160	390,300		
161	390,900		
162	391,500		
163	392,100		
164	392,700		
165	393,200		
定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	244,200	260,500	284,000

備考
 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

105	305,700	344,000	411,600
106	306,600	345,200	412,100
107	307,500	346,400	412,600
108	308,500	347,600	413,100
109	309,200	348,600	413,600
110	310,100	350,000	414,100
111	311,000	351,400	414,600
112	311,900	352,900	415,100
113	312,700	354,100	415,600
114	313,600	355,700	416,100
115	314,500	357,300	416,600
116	315,400	359,000	417,100
117	316,000	360,500	417,700
118	316,800	361,900	418,200
119	317,700	363,300	418,700
120	318,600	364,800	419,200
121	319,200	366,000	419,800
122	319,800	367,200	420,400
123	320,400	368,400	421,000
124	321,000	369,700	421,600
125	321,500	370,800	422,100
126	322,000	371,500	422,700
127	322,500	372,200	423,300
128	323,000	373,000	423,900
129	323,500	373,600	424,300
130	323,800	374,200	
131	324,300	374,800	
132	324,800	375,500	
133	325,300	376,000	
134	325,800	376,700	
135	326,300	377,400	
136	326,800	378,100	
137	327,200	378,600	
138		379,200	
139		379,800	
140		380,400	

エ 教育職給料表(4)

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	186,800	235,100	282,400	341,300	424,100	
2	189,100	236,500	284,500	343,400	425,700	
3	191,400	237,900	286,600	345,500	427,400	
4	193,700	239,300	288,700	347,600	429,100	
5	195,900	240,600	290,900	349,700	430,600	
6	198,400	242,100	292,900	351,700	432,100	
7	200,900	243,600	294,900	353,700	434,000	
8	203,400	245,100	296,900	355,700	435,900	
9	205,900	246,400	298,700	357,500	437,700	
10	207,900	247,700	300,700	359,400	439,400	
11	209,900	249,000	302,700	361,300	441,100	
12	211,900	250,300	304,700	363,200	442,800	
13	213,700	251,400	306,500	365,100	444,500	
14	215,900	252,700	308,200	367,000	446,300	
15	218,100	254,000	309,900	368,900	448,100	
16	220,300	255,300	311,600	370,800	449,900	
17	222,300	256,600	313,200	372,600	451,500	
18	224,600	258,500	315,500	374,500	453,100	
19	226,900	260,400	317,800	376,400	454,700	
20	229,200	262,300	320,100	378,300	456,400	
21	231,500	264,200	322,200	379,900	458,000	
22	232,900	266,300	324,700	381,700	459,600	
23	234,300	268,400	327,000	383,600	461,200	
24	235,700	270,500	329,500	385,500	462,800	
25	236,900	272,500	332,000	386,800	464,500	
26	238,300	274,700	334,200	388,500	466,100	
27	239,700	276,900	336,400	390,900	467,700	
28	241,100	279,100	338,600	392,200	469,200	
29	242,300	281,200	340,600	394,100	470,700	
30	243,400	283,200	342,500	395,900	472,000	
31	244,500	285,200	344,500	397,700	473,300	
32	245,600	287,200	346,500	399,700	474,600	

才 教育職給料表(5)

職員の 区分	職員の級 号	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給 料	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	186,800		208,300		282,400		303,600		413,900	
	2	189,100		210,300		284,500		306,000		415,300	
	3	191,400		212,300		286,600		308,400		416,700	
	4	193,700		214,400		288,700		310,800		418,100	
	5	195,900		216,400		290,900		313,100		419,300	
	6	198,400		218,600		292,800		315,400		420,600	
	7	200,900		220,800		294,700		317,700		422,000	
	8	203,400		223,000		296,700		320,000		423,400	
	9	205,900		225,000		298,600		322,300		424,700	
	10	207,900		227,500		300,600		324,900		426,000	
	11	209,900		230,000		302,600		327,500		427,400	
	12	211,900		232,500		304,600		330,200		428,700	
	13	213,700		235,100		306,500		332,700		429,800	
	14	215,900		236,500		308,200		334,600		431,100	
	15	218,100		237,900		309,900		336,600		432,500	
	16	220,300		239,300		311,600		338,700		433,900	
	17	222,300		240,600		313,200		340,900		435,100	
	18	224,600		242,100		315,500		343,000		436,300	
	19	226,900		243,600		317,800		345,100		437,500	
	20	229,200		245,100		320,100		347,200		438,800	
	21	231,500		246,400		322,200		349,200		439,900	
	22	232,900		247,700		324,700		351,200		441,100	
	23	234,300		249,000		327,000		353,200		442,300	
	24	235,700		250,300		329,500		355,300		443,500	
	25	236,900		251,400		332,000		357,100		444,500	
	26	238,300		252,700		334,200		358,800		445,700	
	27	239,700		254,000		336,400		360,500		446,700	
	28	241,100		255,300		338,600		362,200		447,800	
	29	242,300		256,600		340,600		363,800		449,000	
	30	243,400		258,500		342,500		365,500		449,800	
	31	244,500		260,400		344,500		367,200		450,600	
	32	245,600		262,300		346,500		368,900		451,500	

定年
前再
任用
短時
間強
制職
員以
外の
職員

69	287,000	337,500	398,900	417,500
70	288,200	339,400	399,800	418,600
71	289,400	341,300	400,800	419,700
72	290,600	343,200	401,900	420,800
73	291,700	345,000	402,900	421,400
74	292,700	346,900	403,800	421,900
75	293,700	348,800	404,700	422,500
76	294,700	350,800	405,700	423,000
77	295,500	352,500	406,300	423,300
78	296,400	354,200	407,100	423,500
79	297,300	355,900	407,900	423,800
80	298,200	357,700	408,700	424,100
81	298,900	359,400	409,500	424,200
82	299,800	361,000	410,200	424,600
83	300,700	362,600	410,900	425,000
84	301,600	364,200	411,600	425,300
85	302,600	365,400	412,300	425,600
86	303,500	366,900	413,100	426,000
87	304,400	368,400	413,800	426,400
88	305,300	369,900	414,500	426,700
89	306,200	371,200	415,000	427,000
90	307,000	372,500	415,700	427,300
91	307,900	373,800	416,200	427,600
92	308,800	375,100	416,900	427,800
93	309,100	376,300	417,300	428,000
94	309,800	377,300	417,600	
95	310,500	378,300	417,900	
96	311,200	379,500	418,200	
97	311,800	380,400	418,500	
98	312,600	381,300	418,800	
99	313,400	382,200	419,100	
100	314,100	383,200	419,300	
101	314,800	384,100	419,500	
102	315,200	385,000	419,800	
103	315,700	385,900	420,100	
104	316,200	386,900	420,300	

33	246,600	264,200	348,300	370,400	452,400
34	247,800	266,300	350,200	372,000	452,900
35	249,000	268,400	352,100	373,600	453,400
36	250,200	270,500	354,000	375,300	453,900
37	251,500	272,500	355,700	377,100	454,400
38	253,000	274,700	357,400	378,500	
39	254,500	276,900	359,100	380,000	
40	256,000	279,100	360,800	381,600	
41	257,300	281,200	362,300	382,700	
42	258,400	283,200	364,000	384,100	
43	259,500	285,200	365,700	385,500	
44	260,600	287,200	367,400	386,900	
45	261,500	289,000	368,900	388,400	
46	262,600	290,800	370,300	389,900	
47	263,700	292,600	371,800	391,500	
48	264,800	294,400	373,300	393,000	
49	265,700	296,300	374,500	394,400	
50	266,900	297,900	376,000	395,800	
51	268,100	299,500	377,500	397,200	
52	269,300	301,100	379,000	398,600	
53	270,300	302,500	380,300	399,700	
54	271,400	304,700	381,700	400,800	
55	272,500	306,900	383,100	401,900	
56	273,600	309,100	384,500	403,000	
57	274,600	311,100	385,800	404,300	
58	275,600	313,400	386,900	405,400	
59	276,600	315,700	388,100	406,500	
60	277,700	318,000	389,400	407,600	
61	279,000	320,400	390,300	408,700	
62	280,000	322,700	391,400	409,700	
63	281,000	325,000	392,500	410,900	
64	281,900	327,300	393,600	412,200	
65	282,900	329,400	394,400	413,400	
66	283,900	331,400	395,600	414,400	
67	284,900	333,400	396,600	415,500	
68	285,900	335,400	397,700	416,500	

105	316,400	387,700	420,500	
106	316,900	388,600	420,900	
107	317,100	389,500	421,100	
108	317,300	390,400	421,300	
109	317,500	391,100	421,500	
110	317,700	392,000	421,800	
111	318,000	392,900	422,100	
112	318,300	393,800	422,300	
113	318,500	394,500	422,500	
114	318,700	395,300	422,800	
115	318,900	396,100	423,100	
116	319,200	396,900	423,300	
117	319,500	397,500	423,500	
118	319,800	398,200		
119	320,100	398,900		
120	320,400	399,600		
121	320,500	400,200		
122	320,700	401,000		
123	321,000	401,700		
124	321,200	402,400		
125	321,400	403,000		
126		403,700		
127		404,200		
128		404,800		
129		405,200		
130		405,600		
131		406,000		
132		406,400		
133		406,700		
134		407,000		
135		407,300		
136		407,600		
137		407,900		
138		408,100		
139		408,300		
140		408,500		

141	408,700				
142	408,900				
143	409,100				
144	409,400				
145	409,600				
146	409,800				
147	410,000				
148	410,200				
149	410,400				
150	410,700				
151	411,000				
152	411,200				
153	411,400				
154	411,700				
155	412,000				
156	412,200				
157	412,400				
定年前再任用 臨時勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	239,500	285,400	312,400	338,700	419,500

備考

- この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、差障助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号	了 医療職給料表(1)			
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
	1	282,100	361,900	417,100	478,200
	2	284,300	364,400	419,100	480,000
	3	285,500	366,900	421,100	481,800
	4	288,700	369,400	423,100	483,600
	5	290,900	371,800	425,000	485,200
	6	294,500	374,400	426,900	486,900
	7	298,100	377,000	428,800	488,600
	8	301,700	379,600	430,700	490,300
	9	305,100	382,200	432,500	492,100
	10	308,500	384,800	434,400	494,100
	11	311,900	387,400	436,300	496,100
	12	315,300	390,000	438,200	498,100
	13	318,600	392,500	440,200	500,100
	14	321,700	395,200	442,300	502,200
	15	324,800	397,900	444,400	504,300
	16	327,900	400,600	446,500	506,400
	17	330,800	403,400	448,600	508,400
	18	333,700	406,100	450,700	510,400
	19	336,500	408,800	452,800	512,400
	20	339,500	408,800	454,600	514,300
	21	342,200	410,300	456,500	516,100
	22	345,500	412,100	458,400	518,000
	23	348,800	413,900	460,300	519,900
	24	352,100	415,700	462,200	521,700
	25	355,200	417,500	463,900	523,600
	26	358,200	419,100	465,700	525,200
	27	361,200	420,700	467,500	527,000
	28	364,300	422,300	469,300	528,800
	29	367,300	423,900	470,900	530,400
	30	369,600	425,000	472,700	532,200
	31	371,900	427,300	474,500	534,000
	32	374,200	429,000	476,300	535,800
	33	371,000	430,300	477,400	537,500
	34	372,900	432,000	479,400	539,300
	35	374,800	433,700	481,400	541,100
	36	376,800	435,500	483,400	542,800
	37	378,700	437,200	485,400	544,400
	38	380,800	438,900	487,200	546,000
	39	382,900	440,600	489,000	547,600
	40	385,000	442,400	490,800	549,200
	41	387,200	444,100	492,400	550,700
	42	388,400	445,600	494,200	552,100
	43	389,600	447,100	496,000	553,500
	44	390,900	448,600	497,800	554,800
	45	392,000	449,900	499,400	556,000
	46	393,100	451,300	501,200	557,200
	47	394,200	452,700	502,900	558,000
	48	395,300	454,100	504,600	559,000
	49	396,400	455,500	506,200	560,000
	50	396,300	456,900	507,500	560,900
	51	397,400	458,300	508,800	561,800
	52	397,900	459,700	510,100	562,700
	53	398,500	461,200	511,200	563,500
	54	399,000	462,400	512,500	564,400
	55	399,500	463,600	513,800	565,300
	56	400,000	464,800	515,100	566,200
	57	400,600	466,000	516,200	567,100
	58	401,100	467,000	517,100	568,000
	59	401,600	468,000	518,000	568,900
	60	402,100	469,000	518,900	569,800
	61	402,700	469,800	519,700	570,700
	62	403,200	470,500	520,600	571,600
	63	403,700	471,200	521,500	572,500
	64	404,200	471,900	522,400	573,400
	65	404,400	472,600	523,100	574,200
	66	404,900	473,300	524,000	575,100
	67	405,400	473,900	524,900	576,000
	68	405,800	474,500	525,800	576,900

別表第4を次のように改める。

	33	371,000	430,300	477,400	537,500
	34	372,900	432,000	479,400	539,300
	35	374,800	433,700	481,400	541,100
	36	376,800	435,500	483,400	542,800
	37	378,700	437,200	485,400	544,400
	38	380,800	438,900	487,200	546,000
	39	382,900	440,600	489,000	547,600
	40	385,000	442,400	490,800	549,200
	41	387,200	444,100	492,400	550,700
	42	388,400	445,600	494,200	552,100
	43	389,600	447,100	496,000	553,500
	44	390,900	448,600	497,800	554,800
	45	392,000	449,900	499,400	556,000
	46	393,100	451,300	501,200	557,200
	47	394,200	452,700	502,900	558,000
	48	395,300	454,100	504,600	559,000
	49	396,400	455,500	506,200	560,000
	50	396,300	456,900	507,500	560,900
	51	397,400	458,300	508,800	561,800
	52	397,900	459,700	510,100	562,700
	53	398,500	461,200	511,200	563,500
	54	399,000	462,400	512,500	564,400
	55	399,500	463,600	513,800	565,300
	56	400,000	464,800	515,100	566,200
	57	400,600	466,000	516,200	567,100
	58	401,100	467,000	517,100	568,000
	59	401,600	468,000	518,000	568,900
	60	402,100	469,000	518,900	569,800
	61	402,700	469,800	519,700	570,700
	62	403,200	470,500	520,600	571,600
	63	403,700	471,200	521,500	572,500
	64	404,200	471,900	522,400	573,400
	65	404,400	472,600	523,100	574,200
	66	404,900	473,300	524,000	575,100
	67	405,400	473,900	524,900	576,000
	68	405,800	474,500	525,800	576,900

定年前再任用
臨時勤務職員
以外の職員

69	406,100	474,900	526,600	577,800
70	406,600	475,600	527,500	578,700
71	407,100	476,300	528,400	579,600
72	407,500	476,900	529,300	580,500
73	407,800	477,400	530,000	581,400
74		478,100	530,900	582,300
75		478,800	531,800	583,200
76		479,400	532,700	584,100
77		479,900	533,500	584,800
78		480,500	534,400	585,700
79		481,100	535,300	586,600
80		481,700	536,200	587,500
81		482,200	537,000	588,300
82		482,800	537,900	
83		483,400	538,800	
84		484,000	539,700	
85	484,400		540,400	
86			541,300	
87			542,200	
88			543,100	
89			543,900	
90			544,800	
91			545,700	
92			546,600	
93			547,400	
94			548,300	
95			549,200	
96			550,100	
97			550,900	
98			551,800	
99			552,700	
100			553,600	
101			554,400	
102			555,300	
103			556,200	
104			557,100	

イ 医療職給料表②

職員の区分	職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給料月額	円										
	1	160,500	円	190,600	円	232,800	円	273,900	円	325,800	円	364,100	円
	2	161,900		191,800		234,500		275,700		328,000		366,500	
	3	163,300		193,000		236,200		277,500		330,200		388,900	
	4	164,700		194,200		237,900		279,300		332,500		371,400	
	5	166,000		195,400		239,700		280,900		334,600		373,700	
	6	167,500		197,000		241,100		283,000		336,600		375,900	
	7	169,000		198,700		242,500		285,100		338,600		378,100	
	8	170,500		200,300		243,900		287,200		340,600		380,300	
	9	171,800		201,700		245,100		289,100		342,300		382,400	
	10	173,300		203,300		246,900		291,100		344,500		384,800	
	11	174,800		204,900		248,700		293,100		346,700		387,200	
	12	176,300		206,500		250,500		295,200		348,900		389,600	
	13	177,600		208,200		252,200		297,100		351,000		392,000	
	14	178,900		209,400		254,100		299,300		352,800		394,300	
	15	180,200		210,700		256,000		301,500		354,600		396,600	
	16	181,500		212,000		257,900		303,700		356,500		399,000	
	17	182,800		213,200		259,600		305,700		358,200		401,300	
	18	184,300		214,400		261,100		307,900		360,000		403,400	
	19	185,800		215,600		262,600		310,100		361,800		405,500	
	20	187,300		216,800		264,100		312,300		363,600		407,700	
	21	188,900		218,000		265,400		314,300		365,200		409,800	
	22	190,200		219,100		267,000		316,100		366,900		411,800	
	23	191,300		220,200		268,600		317,900		368,600		413,800	
	24	192,800		221,300		270,300		319,700		370,300		415,800	
	25	194,000		222,500		271,800		321,300		371,800		417,700	
	26	195,800		223,700		273,400		323,300		373,900		419,400	
	27	197,600		224,900		275,000		325,400		376,100		421,100	
	28	199,400		226,100		276,700		327,500		378,300		422,800	
	29	201,100		227,100		278,300		329,400		380,300		424,400	
	30	202,900		228,200		279,700		331,500		382,200		425,900	
	31	204,700		229,300		281,100		333,600		384,100		427,400	
	32	206,500		230,400		282,500		336,800		386,000		428,900	
	33	208,200		231,600		283,700		337,800		387,900		430,300	
	34	209,400		232,800		285,400		339,500		389,700		431,700	
	35	210,600		234,000		287,100		342,100		391,500		433,100	
	36	211,800		235,200		288,800		344,300		393,400		434,600	
	37	212,900		236,500		290,600		346,300		395,200		435,900	
	38	214,000		238,100		292,300		348,300		396,700		436,900	
	39	215,100		239,700		294,100		350,300		398,200		438,000	
	40	216,200		241,300		295,900		352,300		399,800		439,100	
	41	217,400		242,800		297,500		354,100		401,300		440,000	
	42	218,500		244,300		299,200		355,900		402,700		440,800	
	43	219,600		245,800		300,900		357,500		404,100		441,800	
	44	220,700		247,300		302,700		359,200		405,500		442,400	
	45	221,700		248,700		304,300		360,700		407,000		443,100	
	46	222,800		250,000		306,100		362,100		407,900		444,000	
	47	223,900		251,400		307,900		363,500		408,800		444,900	
	48	225,000		252,800		309,700		365,000		409,800		445,900	
	49	225,900		254,000		311,300		366,400		410,700		446,800	
	50	227,000		255,500		313,000		367,500		411,700		447,500	
	51	228,100		257,000		314,800		368,800		412,700		448,200	
	52	229,200		258,500		316,600		370,000		413,700		449,000	
	53	230,100		259,800		318,100		370,900		414,600		449,700	
	54	231,200		261,300		319,900		372,200		415,300		450,400	
	55	232,300		262,800		321,700		373,500		416,100		451,100	
	56	233,400		264,300		323,600		374,800		416,900		451,800	
	57	234,300		265,600		325,200		376,000		417,500		452,400	
	58	235,200		267,300		326,900		377,100		418,100		453,100	
	59	236,100		269,000		328,600		378,200		418,700		453,800	
	60	237,000		270,700		330,400		379,300		419,300		454,500	
	61	237,800		272,200		332,000		380,200		419,700		455,000	
	62	238,600		273,800		333,700		381,000		420,400		455,600	
	63	239,400		275,400		335,400		381,800		421,200		456,200	
	64	240,300		277,000		337,100		382,700		422,000		456,800	
	65	241,100		278,400		338,600		383,500		422,600		457,400	
	66	241,900		279,500		340,000		384,200		423,300		458,000	
	67	242,700		280,600		341,400		384,900		424,000		458,600	
	68	243,500		281,700		342,800		385,700		424,700		459,200	

105			557,800	
106			558,700	
107			559,600	
108			560,500	
109			561,100	
110			562,000	
111			562,900	
112			563,800	
113			564,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	303,100	348,700	403,400	476,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

33	208,200	231,600	283,700	337,800	387,900	430,300
34	209,400	232,800	285,400	339,500	389,700	431,700
35	210,600	234,000	287,100	342,100	391,500	433,100
36	211,800	235,200	288,800	344,300	393,400	434,600
37	212,900	236,500	290,600	346,300	395,200	435,900
38	214,000	238,100	292,300	348,300	396,700	436,900
39	215,100	239,700	294,100	350,300	398,200	438,000
40	216,200	241,300	295,900	352,300	399,800	439,100
41	217,400	242,800	297,500	354,100	401,300	440,000
42	218,500	244,300	299,200	355,900	402,700	440,800
43	219,600	245,800	300,900	357,500	404,100	441,800
44	220,700	247,300	302,700	359,200	405,500	442,400
45	221,700	248,700	304,300	360,700	407,000	443,100
46	222,800	250,000	306,100	362,100	407,900	444,000
47	223,900	251,400	307,900	363,500	408,800	444,900
48	225,000	252,800	309,700	365,000	409,800	445,900
49	225,900	254,000	311,300	366,400	410,700	446,800
50	227,000	255,500	313,000	367,500	411,700	447,500
51	228,100	257,000	314,800	368,800	412,700	448,200
52	229,200	258,500	316,600	370,000	413,700	449,000
53	230,100	259,800	318,100	370,900	414,600	449,700
54	231,200	261,300	319,900	372,200	415,300	450,400
55	232,300	262,800	321,700	373,500	416,100	451,100
56	233,400	264,300	323,600	374,800	416,900	451,800
57	234,300	265,600	325,200	376,000	417,500	

69	244,100	282,800	344,000	386,300	425,300	459,900
70	245,000	284,000	345,200	387,100	426,000	460,600
71	245,900	285,200	346,400	388,000	426,700	461,300
72	246,800	286,500	347,600	388,900	427,500	462,000
73	247,500	287,600	348,600	389,600	428,200	462,600
74	248,300	288,800	350,000	390,600	428,700	463,200
75	249,100	290,100	351,400	391,700	429,200	463,800
76	249,900	291,400	352,900	392,800	429,700	464,400
77	250,700	292,500	354,100	393,700	430,300	464,900
78	251,600	293,800	355,700	394,400	430,900	465,600
79	252,600	295,200	357,400	395,100	431,500	466,300
80	253,500	296,300	359,100	395,900	432,100	467,000
81	254,100	297,600	360,500	396,500	432,600	467,500
82	255,100	298,700	361,900	397,000	433,200	468,000
83	256,100	299,800	363,300	397,500	433,800	468,500
84	257,200	300,900	364,800	398,000	434,400	469,000
85	258,100	301,800	366,000	398,600	435,000	469,500
86	258,900	302,800	367,200	399,300	435,600	470,000
87	259,700	303,800	368,400	400,000	436,200	470,500
88	260,500	304,800	369,700	400,700	436,800	471,000
89	261,200	305,700	370,800	401,200	437,300	471,500
90	261,900	306,600	371,500	402,000	437,900	472,000
91	262,600	307,500	372,200	402,800	438,500	472,500
92	263,300	308,500	373,000	403,600	439,100	473,000
93	263,800	309,200	373,600	404,200	439,600	473,500
94	264,300	310,100	374,200	405,000	440,200	474,000
95	264,800	311,000	374,800	405,800	440,800	474,500
96	265,300	311,900	375,500	406,600	441,400	475,000
97	265,700	312,700	376,000	407,500	441,900	475,500
98	313,600	376,700	408,000	442,500	476,000	476,000
99	314,500	377,400	408,500	443,100	476,500	476,500
100	315,400	378,100	409,000	443,700	477,000	477,000
101	316,000	378,500	409,600	444,300	477,500	477,500
102	316,800	379,200	410,100	445,000	478,000	478,000
103	317,700	379,800	410,600	445,500	478,500	478,500
104	318,600	380,400	411,100	446,000	479,000	479,000

ウ 医療従事者給与表(3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,500	179,800	219,700	273,900
	2	161,900	181,200	220,700	275,700
	3	163,300	182,600	221,700	277,500
	4	164,700	184,000	222,700	279,300
	5	166,000	185,300	223,600	280,900
	6	167,500	186,800	224,800	283,000
	7	169,000	188,300	226,000	285,100
	8	170,500	189,800	227,200	287,200
	9	171,800	191,300	228,500	289,100
	10	173,300	192,300	229,500	291,100
	11	174,800	193,300	230,700	293,100
	12	176,300	194,300	231,800	295,200
	13	177,600	195,400	232,800	297,100
	14	178,900	197,000	234,500	299,300
	15	180,200	198,700	236,200	301,500
	16	181,500	200,300	237,900	303,700
	17	182,800	201,700	239,700	305,700
	18	184,300	203,300	241,100	307,900
	19	185,800	204,900	242,500	310,100
	20	187,300	206,500	243,900	312,300
	21	188,900	208,200	245,100	314,300
	22	190,200	209,400	246,900	316,100
	23	191,500	210,700	248,700	317,900
	24	192,800	212,000	250,500	319,700
	25	194,000	213,200	252,200	321,300
	26	195,800	214,400	254,100	323,300
	27	197,600	215,600	256,000	325,400
	28	199,400	216,800	257,900	327,500
	29	201,100	218,000	259,600	329,400
	30	202,900	219,100	261,100	331,500
	31	204,700	220,200	262,600	333,600
	32	206,500	221,300	264,100	335,800

105	319,200	381,000	411,600	447,300	
106	319,800	381,500	412,100	447,800	
107	320,400	382,000	412,600	448,300	
108	321,000	382,500	413,100	448,800	
109	321,600	382,900	413,600	449,300	
110	322,000	383,400	414,100	449,800	
111	322,500	383,900	414,600	450,300	
112	323,000	384,400	415,100	450,800	
113	323,300	384,700	415,600	451,300	
114	323,800	385,100	416,100	451,800	
115	324,300	385,600	416,600	452,300	
116	324,800	386,100	417,100	452,800	
117	325,300	386,400	417,700	453,300	
118	325,800	386,900	418,200	453,800	
119	326,300	387,400	418,700	454,300	
120	326,800	387,900	419,200	454,800	
121	327,200	388,500	419,800	455,300	
122			420,400	455,800	
123			421,000	456,300	
124			421,600	456,800	
125			422,100	457,300	
126			422,700	457,800	
127			423,300	458,300	
128			423,900	458,800	
129			424,300	459,300	
定年前年任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	227,900	244,200	260,500	284,000	300,700
					340,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めのものに適用する。

33	208,200	222,500	265,400	337,800
34	209,400	223,700	267,000	339,900
35	210,600	224,900	268,600	342,100
36	211,800	226,100	270,300	344,300
37	212,900	227,100	271,800	346,300
38	214,000	228,200	273,400	348,300
39	215,100	229,300	275,000	350,300
40	216,200	230,400	276,700	352,300
41	217,400	231,600	278,300	354,100
42	218,500	232,800	279,700	355,800
43	219,600	234,000	281,100	357,500
44	220,700	235,200	282,500	359,200
45	221,700	236,500	283,700	360,700
46	222,800	238,100	285,400	362,100
47	223,900	239,700	287,100	363,500
48	225,000	241,300	288,800	365,000
49	225,900	242,800	290,600	366,400
50	227,000	244,300	292,300	367,600
51	228,100	245,800	294,100	368,800
52	229,200	247,300	295,900	370,000
53	230,100	248,700	297,500	370,900
54	231,200	250,000	299,200	372,200
55	232,300	251,400	300,900	373,500
56	233,400	252,800	302,700	374,800
57	234,300	254,000	304,300	376,000
58	235,200	255,500	306,100	377,100
59	236,100	257,000	307,900	378,200
60	237,000	258,500	309,700	379,300
61	237,800	259,800	311,300	380,200
62	238,600	261,300	313,000	381,000
63	239,400	262,800	314,800	381,800
64	240,300	264,300	316,600	382,700
65	241,100	265,600	318,100	383,500
66	241,900	267,300	319,900	384,200
67	242,700	269,000	321,700	384,900
68	243,500	270,700	323,600	385,700

定年前年任用短時間勤務職員以外の職員

69	244,100	272,200	325,200	386,300
70	245,000	273,800	326,900	387,100
71	245,900	275,400	328,600	388,000
72	246,800	277,000	330,400	388,900
73	247,500	278,400	332,000	389,600
74	248,300	279,500	333,700	390,600
75	249,100	280,600	335,400	391,700
76	249,900	281,700	337,100	392,800
77	250,700	282,800	338,600	393,700
78	251,600	284,000	340,000	394,400
79	252,600	285,200	341,400	395,100
80	253,500	286,500	342,800	395,900
81	254,100	287,600	344,000	395,500
82	255,100	288,800	345,200	397,000
83	256,100	290,100	346,400	397,500
84	257,200	291,400	347,600	398,000
85	258,100	292,500	348,600	398,600
86	258,900	293,800	350,000	399,300
87	259,700	295,000	351,400	400,000
88	260,500	296,300	352,900	400,700
89	261,200	297,600	354,100	401,200
90	261,900	298,700	355,700	402,000
91	262,600	299,800	357,400	402,800
92	263,300	300,900	359,100	403,600
93	263,800	301,800	360,500	404,200
94	264,300	302,800	361,900	405,000
95	264,800	303,800	363,300	405,800
96	265,300	304,800	364,800	406,600
97	265,700	305,700	366,000	407,500
98		306,600	367,200	408,000
99		307,500	368,400	408,500
100		308,500	369,700	409,000
101		309,200	370,800	409,600
102		310,100	371,500	410,100
103		311,000	372,200	410,600
104		311,900	373,000	411,100

別表第 5 中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に、「960,000」を「988,000」に改める。

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族」という。）については 1 人につき 1 万 3,000 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。

第 10 条第 4 項中「5,200 円」を「5,000 円」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」を「前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項第 3 号中「100 分の 10」を「100 分の 9」に改める。

第 11 条の 3 第 1 項中「その配偶者」の右に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 18 条の 2 第 2 項中「午前零時から午前 5 時」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時（同日が週休日等の場合は、同日の午前零時）」に改め、同条第 3 項第 2 号中「額」の右に「（当該勤務に従事する時間等を考慮

105		312,700	373,800	411,600
106		313,600	374,200	412,100
107		314,500	374,800	412,600
108		315,400	375,500	413,100
109		316,000	376,000	413,600
110		316,800	376,700	414,100
111		317,700	377,400	414,600
112		318,600	378,100	415,100
113		319,200	378,600	415,600
114		319,800	379,200	416,100
115		320,400	379,800	416,600
116		321,000	380,400	417,100
117		321,500	381,000	417,700
118		322,000	381,500	418,200
119		322,500	382,000	418,700
120		323,000	382,500	419,200
121		323,300	382,900	419,800
122		323,800	383,400	420,400
123		324,300	383,900	421,000
124		324,800	384,400	421,600
125		325,300	384,700	422,100
126		325,800	385,100	422,700
127		326,300	385,600	423,300
128		326,800	386,100	423,900
129		327,200	386,400	424,300
130			386,900	
131			387,400	
132			387,900	
133			388,500	

して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加える。

第 19 条第 2 項中「100 分の 50」を「100 分の 40」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に、「100 分の 82.5」を「100 分の 85」に改め、同条第 3 項中「100 分の 50」を「100 分の 40」に、「100 分の 30」を「100 分の 25」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に、「100 分の 6.25」を「100 分の 57.5」に、「100 分の 82.5」を「100 分の 85」に、「100 分の 46.25」を「100 分の 47.5」に改める。

第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 50」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 60」に改める。

第 20 条の 5 第 2 項中「、第 11 条の 3」を削る。

第 23 条の 2 第 6 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	227,900	244,200	260,500	284,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、検査師その他の職員で人事委員会規則で定めるところに適用する。

別表第1(第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	200,400	241,400	274,900	326,300	364,100	405,500	459,300
	2	164,200	202,600	242,500	276,000	328,500	366,500	408,100	462,000
	3	166,300	203,600	243,600	278,300	330,700	368,900	410,700	464,700
	4	168,400	205,200	244,700	280,000	333,000	371,400	413,300	467,500
	5	170,500	206,800	245,900	281,600	335,100	373,700	415,700	470,200
	6	172,700	208,400	246,900	283,600	337,100	375,900	418,100	473,200
	7	174,900	210,100	247,900	285,600	339,100	378,100	420,500	476,200
	8	177,100	211,700	248,900	287,700	341,100	380,300	422,900	479,300
	9	179,300	213,300	249,900	289,600	342,800	382,400	425,200	482,300
	10	181,500	215,000	251,300	291,600	344,900	384,800	427,600	485,600
	11	183,700	216,700	252,700	293,600	347,000	387,200	430,000	488,800
	12	185,900	218,300	254,100	295,700	349,200	389,600	432,400	492,000
	13	188,000	220,000	255,400	297,600	351,200	392,000	434,600	495,200
	14	189,400	221,100	256,900	299,800	353,000	394,300	436,900	497,800
	15	190,800	222,200	258,400	302,000	354,800	396,600	439,200	500,400
	16	192,200	223,300	259,900	304,200	356,700	399,000	441,600	503,000
	17	193,700	224,400	261,300	306,200	358,400	401,300	443,800	505,500
	18	195,300	225,500	262,600	308,400	360,100	403,400	446,100	507,100
	19	196,900	226,600	263,900	310,600	361,800	405,500	448,400	508,600
	20	198,400	227,700	265,200	312,800	363,500	407,700	450,800	510,100
	21	200,000	228,800	266,300	314,800	365,000	409,800	453,100	511,600
	22	201,400	229,900	267,900	316,600	366,600	411,800	454,900	513,000
	23	202,800	231,000	269,500	318,400	368,200	413,800	456,700	514,400
	24	204,200	232,100	271,100	320,200	369,800	415,800	458,600	515,800
	25	205,400	233,200	272,500	321,900	371,300	417,700	460,300	517,000
	26	207,200	234,200	274,100	323,800	373,300	419,400	462,000	518,100
	27	209,000	235,200	275,700	325,900	375,400	421,100	463,800	519,200
	28	210,800	236,300	277,300	328,000	377,500	422,800	465,800	520,400
	29	212,700	237,300	278,800	329,900	379,400	424,400	467,200	521,500
	30	214,500	238,300	280,200	332,000	381,400	425,900	468,100	522,300
	31	216,300	239,300	281,600	334,100	383,500	427,400	469,000	523,100
	32	218,100	240,300	283,000	336,300	385,600	429,000	469,900	523,900

69	251,300	283,500	344,500	386,800	423,500	459,900	497,300
70	251,900	284,700	345,700	387,600	424,300	460,600	
71	252,500	285,900	346,900	388,500	425,100	461,300	
72	253,100	287,100	348,100	389,400	426,900	462,000	
73	253,600	288,100	349,100	390,100	426,500	462,600	
74	254,200	289,300	350,500	391,100	427,000	463,200	
75	254,900	290,600	351,900	392,200	427,500	463,800	
76	255,500	291,900	353,400	393,300	428,100	464,400	
77	255,900	293,000	354,600	394,200	428,600	464,900	
78	256,700	294,300	356,200	394,900	429,200	465,600	
79	257,400	295,500	357,900	396,600	429,800	466,300	
80	258,200	296,800	359,600	396,400	430,400	467,000	
81	258,700	298,100	361,000	397,000	430,800	467,500	
82	259,400	299,200	362,400	397,500	431,400		
83	260,100	300,300	363,800	398,000	432,000		
84	260,700	301,400	365,300	398,500	432,600		
85	261,100	302,300	366,500	399,100	433,200		
86	261,600	303,300	367,700	399,800	433,800		
87	262,100	304,300	368,900	400,500	434,400		
88	262,600	305,300	370,200	401,200	435,000		
89	263,200	306,200	371,300	401,700	435,500		
90	263,900	307,100	372,000	402,500	436,000		
91	264,600	308,000	372,700	403,300	436,500		
92	265,300	309,000	373,500	404,100	437,100		
93	265,800	309,700	374,100	404,700	437,600		
94	266,300	310,600	374,700	405,500	438,200		
95	266,800	311,500	375,300	406,300	438,800		
96	267,300	312,400	376,000	407,100	439,400		
97	267,700	313,200	376,500	408,000	439,900		
98		314,100	377,200	408,600	440,500		
99		315,000	377,900	409,000	441,100		
100		315,900	378,600	409,500	441,700		
101		316,500	379,100	410,100	442,100		
102		317,300	379,700	410,600			
103		318,200	380,300	411,100			
104		319,100	380,900	411,600			

33	220,000	241,400	284,200	338,300	397,500	430,300	470,800	524,700
34	221,100	242,500	285,900	340,400	399,400	431,700	471,500	525,500
35	222,200	243,600	287,600	342,600	391,300	433,100	472,300	526,300
36	223,300	244,700	289,300	344,800	393,200	434,600	473,100	527,100
37	224,200	245,700	291,100	346,800	395,000	435,900	473,700	527,800
38	225,300	246,700	292,800	348,800	396,500	436,900	474,500	528,600
39	226,400	247,700	294,600	350,800	398,000	438,000	475,300	529,400
40	227,500	248,700	296,400	352,800	399,500	439,100	476,100	530,200
41	228,400	249,800	298,000	354,600	400,800	440,000	476,800	531,000
42	229,400	250,900	299,700	356,300	402,100	440,800	477,600	531,800
43	230,400	252,000	301,400	358,000	403,400	441,600	478,400	532,600
44	231,400	253,100	303,200	359,700	404,700	442,400	479,200	533,400
45	232,400	254,000	304,800	361,200	405,800	443,100	480,000	534,200
46	233,400	255,100	306,600	362,600	406,600	444,000	480,700	535,000
47	234,400	256,200	308,400	364,000	407,400	444,900	481,400	535,800
48	235,400	257,300	310,200	365,500	408,200	445,900	482,100	536,600
49	236,200	258,300	311,800	366,900	409,000	446,800	482,900	537,400
50	237,200	259,500	313,500	368,100	410,000	447,500	483,700	538,200
51	238,200	260,700	315,300	369,300	411,000	448,200	484,500	539,000
52	239,200	261,900	317,100	370,500	412,000	449,000	485,300	539,900
53	240,000	262,900	318,600	371,400	412,800	449,700	485,900	540,400
54	240,800	264,000	320,400	372,700	413,500	450,400	486,600	541,200
55	241,600	265,100	322,200	374,000	414,300	451,100	487,300	542,000
56	242,400	266,200	324,100	375,300	415,100	451,800	488,000	542,800
57	243,300	267,300	325,700	376,500	415,700	452,400	488,700	543,600
58	244,100	268,800	327,400	377,600	416,300	453,100	489,400	
59	244,900	270,300	329,100	378,700	416,900	453,800	490,100	
60	245,700	271,800	330,900	379,800	417,500	454,500	490,800	
61	246,300	273,300	332,500	380,700	418,000	455,000	491,500	
62	247,000	274,800	334,200	381,600	418,700	455,600	492,200	
63	247,700	276,300	335,900	382,300	419,500	456,200	492,900	
64	248,400	277,900	337,600	383,200	420,200	456,800	493,600	
65	249,100	279,300	339,100	384,000	420,800	457,400	494,300	
66	249,700	280,400	340,500	384,700	421,500	458,000	495,100	
67	250,300	281,500	341,900	385,400	422,200	458,600	495,900	
68	250,900	282,600	343,300	386,200	422,900	459,200	496,700	

105		319,700	381,500	412,100				
106		320,300	382,000	412,600				
107		320,900	382,500	413,100				
108		321,500	383,000	413,600				
109		322,000	383,400	414,100				
110		322,500	383,900	414,600				
111		323,000	384,400	415,100				
112		323,500	384,900	415,600				
113		323,800	385,200	416,100				
114		324,300	385,600	416,600				
115		324,800	386,100	417,100				
116		325,300	386,600	417,600				
117		325,800	386,900	418,200				
118		326,300	387,400	418,700				
119		326,800	387,900	419,200				
120		327,300	388,400	419,700				
121		327,700	389,000	420,300				
122				420,900				
123				421,500				
124				422,100				
125				422,600				
126				423,200				
127				423,800				
12								

別表第2(第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,400	219,700	238,500	264,100	300,500	327,400	360,200	420,500
	2	207,300	221,200	239,800	265,200	302,600	329,500	362,200	422,300
	3	209,200	223,700	241,100	266,300	304,700	331,600	364,200	424,000
	4	211,100	224,100	242,400	267,400	306,900	333,700	366,200	425,800
	5	212,900	225,500	243,500	268,600	308,900	335,600	368,300	427,500
	6	214,600	227,100	244,500	269,700	311,000	337,600	390,400	429,400
	7	216,300	228,700	245,600	270,800	313,100	339,600	392,500	431,300
	8	218,000	230,300	246,700	271,900	315,200	341,700	394,500	433,200
	9	219,700	232,000	247,600	272,800	317,200	343,700	396,500	435,100
	10	221,200	233,600	248,600	273,900	319,300	345,600	398,500	437,000
	11	222,700	235,200	249,600	275,000	321,500	347,300	400,500	438,900
	12	224,100	236,800	250,600	276,100	323,700	349,100	402,500	440,800
	13	225,500	238,400	251,700	277,200	325,700	350,800	404,400	442,500
	14	227,100	239,700	252,700	278,300	327,700	352,800	406,400	444,400
	15	228,700	241,000	253,700	279,400	329,700	354,800	408,400	446,300
	16	230,300	242,300	254,700	280,500	331,700	356,800	410,400	448,200
	17	232,000	243,400	255,700	281,700	333,500	358,700	412,200	450,000
	18	233,500	244,400	256,700	283,100	335,400	360,700	413,900	452,100
	19	235,000	245,400	257,700	284,500	337,300	362,700	415,700	454,200
	20	236,500	246,400	258,700	285,900	339,200	364,700	417,500	456,300
	21	238,000	247,500	259,700	287,100	341,100	366,300	419,100	458,300
	22	239,300	248,500	260,700	288,200	343,100	367,900	420,800	460,100
	23	240,600	249,500	261,700	289,300	345,100	369,600	422,500	461,900
	24	242,000	250,500	262,800	290,400	347,100	371,300	424,200	463,700
	25	243,200	251,600	263,800	291,300	348,900	372,700	425,700	465,400
	26	244,300	252,600	264,800	293,000	350,900	374,300	427,300	466,800
	27	245,400	253,700	265,800	294,700	353,000	375,900	428,900	468,200
	28	246,500	254,800	266,800	296,100	355,100	377,500	430,500	469,500
	29	247,500	255,700	267,800	298,000	356,900	378,900	432,000	470,900
	30	248,500	256,700	268,800	299,600	358,500	380,900	433,800	471,500
	31	249,500	257,700	269,800	301,200	360,100	382,900	435,600	472,300
	32	250,600	258,700	270,800	303,000	361,800	384,900	437,400	473,000

69	284,900	296,300	321,500	359,900	410,400	425,700
70	285,700	297,800	323,000	361,100	411,200	426,300
71	286,500	299,300	324,600	362,400	412,000	426,900
72	287,300	300,900	326,200	363,700	412,800	427,500
73	287,900	302,100	327,400	364,600	413,400	428,100
74	289,000	303,600	329,000	366,100	413,900	428,600
75	290,100	305,100	330,600	367,700	414,500	429,100
76	291,200	306,600	332,300	369,300	415,100	429,600
77	292,300	307,800	333,800	370,700	415,500	430,000
78	293,300	309,300	335,400	372,000	416,100	430,600
79	294,400	310,800	337,000	373,300	416,700	431,200
80	295,500	312,400	338,600	374,700	417,300	431,800
81	296,300	313,700	340,200	376,000	417,700	432,300
82	297,700	315,100	341,500	377,300	418,300	432,900
83	299,100	316,600	342,800	378,600	418,900	433,500
84	300,500	318,100	344,100	379,900	419,500	434,100
85	301,800	319,400	345,200	381,000	420,000	434,500
86	303,000	320,700	346,300	381,600	420,500	435,000
87	304,200	322,000	347,400	382,200	421,000	435,500
88	305,400	323,400	348,600	382,900	421,600	436,000
89	306,500	324,600	349,700	383,500	422,100	436,300
90	307,700	325,900	351,100	384,200	422,600	436,700
91	308,900	327,300	352,500	384,900	423,100	437,100
92	310,200	328,700	353,900	385,600	423,600	437,500
93	311,200	329,900	355,200	386,100	423,900	437,800
94	312,300	330,900	356,800	386,800	424,500	438,300
95	313,400	331,900	358,400	387,500	424,900	438,800
96	314,500	332,900	360,000	388,200	425,400	439,300
97	315,500	333,800	361,400	388,700	425,700	439,700
98	316,700	334,800	362,700	389,300	426,100	440,200
99	317,900	335,800	364,000	389,900	426,500	440,700
100	319,100	336,800	365,400	390,500	427,000	441,200
101	320,300	337,700	366,600	391,000	427,400	441,500
102	320,900	338,800	367,700	391,500	427,900	
103	321,500	339,900	368,900	392,000	428,400	
104	322,200	341,000	370,100	392,500	428,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

33	251,600	269,700	271,800	304,500	363,200	366,700	439,200	473,500
34	252,600	269,700	272,800	306,100	364,800	368,900	440,700	474,200
35	253,600	261,700	273,800	307,800	366,400	391,100	442,200	474,900
36	254,700	262,700	274,800	309,500	368,000	393,300	443,700	475,600
37	255,700	263,800	275,800	311,000	369,500	395,300	445,300	476,300
38	256,700	264,800	276,800	312,700	371,400	396,800	446,100	477,100
39	257,700	265,800	277,800	314,400	373,300	398,300	446,900	477,900
40	258,700	266,800	278,800	316,100	375,200	399,800	447,700	478,700
41	259,700	267,800	279,800	317,600	377,000	401,300	448,500	479,300
42	260,700	268,800	280,900	319,000	379,000	402,700	449,200	480,000
43	261,700	269,800	282,000	320,400	381,000	404,100	449,900	480,700
44	262,700	270,800	283,100	321,900	383,100	405,500	450,700	481,400
45	263,800	271,800	284,000	323,300	385,000	406,800	451,400	482,000
46	264,800	272,800	285,100	324,900	386,700	407,900	451,900	482,700
47	265,800	273,800	286,300	326,500	388,400	409,000	452,400	483,400
48	266,900	274,800	287,500	328,300	390,100	410,100	452,900	484,100
49	267,900	275,800	288,500	329,700	391,600	411,000	453,400	484,800
50	268,700	276,800	290,000	331,200	392,900	411,700	453,900	485,400
51	269,600	277,800	291,600	332,800	394,200	412,400	454,400	486,000
52	270,500	278,800	293,200	334,400	395,500	413,100	454,900	486,600
53	271,400	279,800	294,600	335,800	396,800	413,600	455,400	487,300
54	272,400	280,800	296,200	337,500	398,000	414,700	456,000	487,900
55	273,400	281,800	297,800	339,200	399,200	415,800	456,600	488,500
56	274,400	282,800	299,400	340,900	400,400	416,900	457,200	489,200
57	275,300	283,600	300,900	342,300	401,500	417,700	457,600	489,800
58	276,200	284,600	302,600	344,000	402,100	418,500	458,100	490,500
59	277,100	285,600	304,300	345,700	402,700	419,300	458,800	491,200
60	278,000	286,600	306,100	347,500	403,300	420,100	459,200	491,900
61	278,800	287,400	307,800	349,100	404,000	420,800	459,700	492,400
62	279,600	288,400	309,400	350,900	404,800	421,500	460,300	
63	280,400	289,400	311,000	351,900	405,600	422,200	460,900	
64	281,200	290,400	312,700	353,300	406,400	422,900	461,500	
65	281,900	291,200	314,200	354,600	407,200	423,500	461,900	
66	282,700	292,500	316,000	355,900	408,000	424,100		
67	283,500	293,800	317,900	357,200	408,900	424,700		
68	284,300	295,100	319,800	358,500	409,700	425,300		

105	322,800	341,900	371,100	393,100	429,200	
106	323,200	343,100	371,900	393,600	429,700	
107	323,600	344,300	372,700	394,100	430,200	
108	324,100	345,500	373,500	394,600	430,700	
109	324,500	346,500	374,100	395,000	431,000	
110	325,100	347,600	374,700	395,600		
111	325,700	348,700	375,300	396,200		
112	326,200	349,800	375,900	396,800		
113	326,500	350,900	376,400	397,200		
114	327,300	351,800	376,900	397,800		
115	328,200	352,800	377,400	398,400		
116	329,100	353,800	377,900	399,000		
117	329,800	354,600	378,200	399,400		
118	330,700	355,300	378,600	399,800		
119	331,700	356,000	379,000	400,200		
120	332,600	356,700	379,400	400,600		
121	333,400	357,300	379,700	400,900		
122	333,900	357,800	380,300	401,300		
123	334,400	358,300	3			

141	365,300	388,000	408,100					
142	365,600	388,400	408,500					
143	365,900	388,800	408,900					
144	366,200	389,200	409,300					
145	366,600	389,500	409,600					
146	366,900	389,900	410,000					
147	367,200	390,300	410,400					
148	367,600	390,700	410,800					
149	367,900	391,100	411,100					
150	368,200							
151	368,500							
152	368,900							
153	369,200							
154	369,600							
155	370,000							
156	370,400							
157	370,700							
158	371,100							
159	371,500							
160	371,900							
161	372,200							
162	372,600							
163	373,000							
164	373,400							
165	373,800							
定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員	標準給料 月額 円							
	231,200	247,600	264,200	288,200	306,400	328,600	355,300	385,500

備考 この表は、消防局長以外の消防吏員に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	184,200	238,400	278,000	335,000	420,800
	2	185,700	239,700	279,800	337,100	422,800
	3	187,100	241,000	281,600	339,200	424,800
	4	188,600	242,300	283,400	341,300	426,900
	5	190,300	243,400	285,300	343,200	428,800
	6	192,200	244,600	287,200	345,200	430,900
	7	194,100	245,600	289,100	347,200	432,900
	8	196,000	247,000	291,000	349,200	435,000
	9	197,900	248,000	292,700	351,100	437,000
	10	200,000	249,200	294,500	353,000	439,200
	11	202,100	250,400	296,300	354,900	441,400
	12	204,200	251,600	298,100	356,800	443,600
	13	206,200	252,600	299,900	358,700	445,600
	14	208,600	253,800	301,500	360,800	447,600
	15	210,900	255,000	303,100	362,900	449,600
	16	213,300	256,200	304,700	365,100	451,600
	17	215,600	257,400	306,300	367,100	453,600
	18	218,100	259,200	308,800	369,100	455,400
	19	220,600	261,000	311,300	371,200	457,300
	20	223,100	262,800	313,800	373,300	459,200
	21	225,700	264,400	316,100	375,200	460,900
	22	228,500	266,400	318,800	377,100	462,600
	23	231,300	268,400	321,500	379,100	464,300
	24	234,100	270,400	324,200	381,000	466,100
	25	236,800	272,200	326,800	382,700	467,700
	26	238,000	273,700	328,200	384,800	469,100
	27	239,200	275,200	331,600	386,900	470,600
	28	240,400	276,700	334,000	389,000	472,100
	29	241,600	278,000	336,200	390,900	473,400
	30	242,700	279,500	338,300	392,900	474,800
	31	243,800	281,000	340,300	394,900	476,200
	32	245,000	282,500	342,300	396,900	477,600

別表第3のイの表からオの表までを次のように改める。

33	246,000	284,000	344,200	398,700	479,000
34	247,000	285,300	346,100	400,500	479,900
35	248,000	286,600	348,000	402,300	480,800
36	249,000	287,900	349,900	404,100	481,700
37	250,000	289,200	351,700	405,800	482,600
38	251,100	290,900	353,700	407,500	483,500
39	252,200	292,600	355,700	409,200	484,400
40	253,300	294,400	357,700	410,900	485,300
41	254,300	296,100	359,500	412,600	486,100
42	255,400	298,400	361,500	414,400	486,900
43	256,500	300,700	363,500	416,300	487,800
44	257,600	303,000	365,500	418,100	488,700
45	258,600	305,400	367,300	419,800	489,400
46	260,000	308,100	369,200	421,500	490,200
47	261,400	310,800	371,200	423,200	491,000
48	262,800	313,500	373,100	424,900	491,800
49	264,000	316,100	374,900	426,400	492,700
50	265,000	318,700	376,800	428,100	493,500
51	266,000	321,300	378,700	429,900	494,300
52	267,000	324,000	380,600	431,600	495,100
53	268,000	326,600	382,400	433,200	495,900
54	269,100	328,600	384,200	434,700	496,800
55	270,200	330,600	386,000	436,200	497,700
56	271,400	332,600	387,800	437,700	498,600
57	272,500	334,500	389,600	439,300	499,300
58	273,600	336,400	391,500	440,800	
59	274,700	338,300	393,000	442,300	
60	275,800	340,200	394,700	443,800	
61	276,700	341,900	396,200	445,200	
62	277,600	343,800	397,800	446,700	
63	278,500	345,700	399,400	448,200	
64	279,400	347,700	401,000	449,700	
65	280,300	349,600	402,400	451,000	
66	281,100	351,500	404,100	452,600	
67	281,900	353,500	405,900	454,000	
68	282,800	355,500	407,700	455,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	283,300	357,300	409,300	456,900
	70	284,100	359,200	410,800	458,000
	71	284,900	361,100	412,300	459,100
	72	285,700	363,200	413,900	460,200
	73	286,400	365,000	415,400	461,400
	74	287,200	366,900	417,000	462,100
	75	288,000	368,800	418,600	462,800
	76	288,800	370,700	420,200	463,500
	77	289,400	372,400	421,700	464,300
	78	290,600	374,100	423,200	465,000
	79	291,800	375,800	424,700	465,700
	80	293,000	377,600	426,300	466,400
	81	294,000	379,200	427,500	467,100
	82	295,300	380,800	429,100	467,900
	83	296,600	382,400	430,700	468,700
	84	297,900	384,100	432,300	469,500
	85	299,300	385,700	433,500	470,200
	86	300,900	387,200	434,800	471,000
	87	302,500	388,700	436,100	471,800
	88	304,100	390,200	437,400	472,600
89	305,500	391,600	438,600	473,300	
90	307,000	393,300	439,800	474,100	
91	308,500	395,000	441,100	474,900	
92	310,200	396,700	442,300	475,700	
93	311,600	398,300	443,400	476,300	
94	313,000	399,700	444,500		
95	314,600	401,200	445,700		
96	316,300	402,700	446,900		
97	317,400	403,800	447,900		
98	319,100	405,200	448,500		
99	320,800	406,700	449,100		
100	322,500	408,200	449,700		
101	323,700	409,500	450,200		
102	325,400	410,900	450,900		
103	327,100	412,300	451,600		
104	328,800	413,700	452,300		

141	376,600	444,000			
142	377,300	444,500			
143	378,000	445,100			
144	378,700	445,700			
145	379,200	446,000			
146	379,800	446,600			
147	380,400	447,200			
148	381,000	447,800			
149	381,400	448,300			
150	382,000	448,900			
151	382,600	449,500			
152	383,200	450,100			
153	383,900	450,600			
154	384,300	451,200			
155	384,700	451,800			
156	385,100	452,400			
157	385,600	453,000			
158		453,600			
159		454,300			
160		455,000			
161		455,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	247,800	290,900	320,000	348,300	433,300

備考
 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

105	330,300	414,900	452,900	
106	331,800	416,100	453,600	
107	333,300	417,400	454,300	
108	334,800	418,800	455,000	
109	336,200	419,800	455,500	
110	337,700	420,900	456,200	
111	339,200	422,000	456,900	
112	340,700	423,200	457,600	
113	342,000	424,200	458,100	
114	343,300	425,100	458,800	
115	344,700	426,000	459,500	
116	346,100	427,000	460,200	
117	347,300	427,900	460,700	
118	348,400	428,800	461,300	
119	349,600	429,700	461,900	
120	350,800	430,600	462,500	
121	351,700	431,300	462,900	
122	353,100	432,000	463,500	
123	354,600	432,700	464,100	
124	356,100	433,400	464,700	
125	357,400	434,000	465,200	
126	359,000	434,800	465,800	
127	360,600	435,600	466,400	
128	362,300	436,500	467,000	
129	363,800	437,200	467,700	
130	365,100	437,800		
131	366,500	438,400		
132	367,900	439,000		
133	369,100	439,500		
134	370,200	440,100		
135	371,400	440,700		
136	372,600	441,300		
137	373,600	441,700		
138	374,400	442,300		
139	375,200	442,900		
140	376,000	443,500		

ウ 教員職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	級		
		1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	170,500	193,700	274,900
	2	172,700	195,300	276,600
	3	174,900	196,900	278,300
	4	177,100	198,400	280,000
	5	179,300	200,000	281,600
	6	181,500	201,400	283,600
	7	183,700	202,800	285,600
	8	185,900	204,200	287,700
	9	188,000	205,400	289,600
	10	189,400	207,200	291,600
	11	190,800	209,000	293,600
	12	192,200	210,800	296,700
	13	193,700	212,700	297,600
	14	195,300	214,600	299,800
	15	196,900	216,500	302,000
	16	198,400	218,400	304,200
	17	200,000	220,300	306,200
	18	201,400	221,400	308,400
	19	202,800	222,500	310,600
	20	204,200	223,600	312,800
	21	205,400	224,700	314,800
	22	207,200	225,800	316,600
	23	209,000	226,900	318,400
	24	210,800	228,000	320,200
	25	212,700	229,200	321,800
	26	214,600	230,300	323,800
	27	216,500	231,500	325,900
	28	218,400	232,700	328,000
	29	220,000	233,700	329,900
	30	221,100	234,800	332,000
	31	222,200	235,900	334,100
	32	223,300	237,000	336,300

エ. 養育職給料表(4)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,500	248,700	289,400	341,800	424,100			
	2	200,100	250,100	290,700	343,900	425,700			
	3	202,700	251,500	292,000	346,000	427,400			
	4	205,300	252,900	293,300	348,100	429,100			
	5	207,800	254,200	294,700	350,200	430,600			
	6	210,500	255,500	296,100	352,200	432,100			
	7	213,400	256,800	297,500	354,200	434,000			
	8	216,200	258,100	298,900	356,200	435,900			
	9	219,100	259,300	300,100	358,000	437,700			
	10	221,100	260,500	301,900	359,900	439,400			
	11	223,100	261,700	303,700	361,800	441,100			
	12	225,100	263,000	305,500	363,700	442,800			
	13	226,900	264,100	307,100	365,600	444,500			
	14	229,100	265,300	308,800	367,500	446,300			
	15	231,300	266,500	310,500	369,400	448,100			
	16	233,500	267,700	312,200	371,300	449,900			
	17	235,500	268,900	313,800	373,100	451,500			
	18	237,900	270,700	316,100	375,000	453,100			
	19	240,300	272,500	318,400	376,900	454,700			
	20	242,700	274,300	320,700	378,800	456,400			
	21	245,100	276,100	322,800	380,400	458,000			
	22	246,500	278,100	325,300	382,200	459,600			
	23	247,900	280,100	327,600	384,100	461,200			
	24	249,300	282,100	330,100	386,000	462,800			
	25	250,500	284,000	332,600	387,300	464,500			
	26	251,800	285,300	334,800	389,100	466,100			
	27	253,100	286,600	337,000	390,900	467,700			
	28	254,400	287,900	339,200	392,700	469,200			
	29	255,500	289,200	341,200	394,600	470,700			
	30	256,600	290,500	343,100	396,400	472,000			
	31	257,700	291,800	345,100	398,200	473,300			
	32	258,800	293,100	347,100	400,200	474,600			

69	294,500	361,000	408,500	460,500
70	295,400	362,800	409,800	461,700
71	296,300	364,600	411,200	462,900
72	297,200	366,500	412,500	464,100
73	298,200	368,200	413,500	465,200
74	298,900	370,000	414,700	465,800
75	299,600	371,800	415,900	466,300
76	300,300	373,600	417,200	466,800
77	300,900	375,500	418,200	467,300
78	301,700	377,000	419,300	
79	302,500	378,500	420,500	
80	303,400	380,000	421,700	
81	303,900	381,500	422,800	
82	304,800	382,800	424,000	
83	305,700	384,100	425,000	
84	306,600	385,300	426,200	
85	307,500	386,300	427,400	
86	308,200	387,600	428,500	
87	308,900	388,900	429,600	
88	309,600	390,200	430,600	
89	310,200	391,500	431,600	
90	311,200	392,700	432,600	
91	312,200	393,900	433,600	
92	313,400	395,100	434,600	
93	314,100	396,400	435,500	
94	315,000	397,500	436,300	
95	316,000	398,700	437,100	
96	317,000	399,900	437,900	
97	317,700	401,200	438,700	
98	318,700	402,200	439,100	
99	319,700	403,200	439,500	
100	320,700	404,200	439,900	
101	321,600	405,000	440,300	
102	322,700	405,900	440,600	
103	323,800	406,900	440,900	
104	324,800	408,000	441,200	

定年
前再
任用
留時
労働
者職
員以
外の
職員

33	259,800	294,500	348,900	401,900	475,800
34	261,000	295,800	350,800	403,400	476,500
35	262,200	297,500	352,700	405,000	477,200
36	263,500	298,900	354,600	406,800	477,900
37	264,700	300,200	356,500	408,000	478,500
38	265,800	301,500	358,400	409,400	
39	266,900	302,800	360,300	410,800	
40	268,000	304,100	362,200	412,200	
41	269,200	305,200	364,000	413,700	
42	270,500	306,900	365,900	415,100	
43	271,800	308,600	367,800	416,400	
44	273,100	310,400	369,800	417,800	
45	274,300	312,000	371,600	419,100	
46	275,400	314,300	373,400	420,400	
47	276,500	316,600	375,200	421,900	
48	277,600	318,900	377,200	423,400	
49	278,500	321,100	378,800	425,100	
50	279,500	323,400	380,500	426,400	
51	280,500	325,700	382,300	427,800	
52	281,500	328,000	384,100	429,200	
53	282,600	330,100	386,000	430,600	
54	283,600	332,100	387,600	432,000	
55	284,600	334,100	389,200	433,500	
56	285,600	336,100	390,800	435,000	
57	286,600	338,100	392,300	436,400	
58	287,300	340,000	393,700	437,500	
59	288,000	341,900	395,200	438,600	
60	288,700	343,800	396,800	439,800	
61	289,200	345,500	398,000	440,900	
62	289,900	347,400	399,300	442,100	
63	290,600	349,300	400,700	443,400	
64	291,300	351,300	402,000	444,600	
65	292,000	353,100	403,300	445,800	
66	292,600	355,100	404,500	447,000	
67	293,200	357,100	405,900	448,200	
68	293,800	359,200	407,200	449,400	

105	325,400	408,700	441,500	
106	326,200	409,500	441,800	
107	327,000	410,300	442,100	
108	327,800	411,100	442,300	
109	328,700	411,700	442,500	
110	329,100	412,400	442,800	
111	329,500	413,200	443,100	
112	329,900	414,000	443,300	
113	330,400	414,600	443,500	
114	330,700	415,300	443,800	
115	331,100	416,000	444,100	
116	331,500	416,700	444,300	
117	332,100	417,300	444,500	
118	332,600	417,600		
119	333,000	417,900		
120	333,500	418,200		
121	333,900	418,500		
122	334,300	418,700		
123	334,800	419,000		
124	335,300	419,200		
125	335,800	419,300		
126	336,000	419,600		
127	336,200	419,800		
128	336,400	420,000		
129	336,500	420,200		
130	336,700	420,400		
131	336,900	420,600		
132	337,200	420,800		
133	337,300	421,000		
134	337,500	421,200		
135	337,700	421,500		
136	337,900	421,700		
137	338,200	421,900		
138	338,400	422,200		
139	338,600	422,500		
140	338,800	422,700		

141	339,000	422,900			
142	339,200	423,100			
143	339,500	423,400			
144	339,700	423,600			
145	340,000	423,800			
146	340,200				
147	340,500				
148	340,800				
149	341,000				
150	341,200				
151	341,500				
152	341,800				
153	342,000				
定年前年任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	248,800	289,100	317,800	345,900	430,000

備考

- この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

33	259,800	276,100	348,900	370,900	452,400
34	261,000	278,100	350,800	372,500	452,900
35	262,200	280,100	352,700	374,100	453,400
36	263,400	282,100	354,600	375,300	453,900
37	264,500	284,000	356,300	377,600	454,400
38	265,700	285,300	358,000	379,000	
39	266,900	286,600	359,700	380,500	
40	268,100	287,900	361,400	382,100	
41	269,200	289,200	362,900	383,200	
42	270,300	290,500	364,600	384,600	
43	271,400	291,800	366,300	386,000	
44	272,500	293,100	368,000	387,400	
45	273,400	294,500	369,500	388,900	
46	274,500	296,000	370,900	390,400	
47	275,600	297,500	372,300	392,000	
48	276,700	299,000	373,800	393,500	
49	277,600	300,300	375,000	394,900	
50	278,700	301,500	376,500	396,300	
51	279,800	302,700	378,000	397,700	
52	280,900	303,900	379,500	399,100	
53	281,800	305,100	380,800	400,200	
54	282,800	306,800	382,200	401,300	
55	283,800	308,500	383,600	402,400	
56	284,800	310,300	385,000	403,500	
57	285,800	311,900	386,300	404,600	
58	286,600	314,200	387,400	405,900	
59	287,400	316,500	388,600	407,000	
60	288,200	318,800	389,900	408,100	
61	288,800	321,000	390,800	409,200	
62	289,600	323,300	391,900	410,200	
63	290,400	325,600	393,000	411,400	
64	291,200	327,900	394,100	412,700	
65	291,900	330,000	394,900	413,900	
66	292,600	332,000	396,100	414,900	
67	293,300	334,000	397,100	416,000	
68	294,000	336,000	398,200	417,000	

才 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	197,500	221,500	289,400	304,100	413,900
	2	200,100	223,500	290,700	305,500	415,300
	3	202,700	225,500	292,000	306,900	416,700
	4	205,300	227,600	293,300	311,300	418,100
	5	207,800	229,600	294,700	313,600	419,300
	6	210,600	231,800	296,000	315,900	420,600
	7	213,400	234,000	297,300	318,200	422,000
	8	216,200	236,200	298,600	320,500	423,400
	9	219,100	238,200	300,000	322,800	424,700
	10	221,100	240,800	301,800	325,400	426,000
	11	223,100	243,400	303,600	328,000	427,400
	12	225,100	246,000	305,400	330,700	428,700
	13	226,900	248,700	307,100	333,200	429,900
	14	229,100	250,100	308,800	335,100	431,100
	15	231,300	251,500	310,500	337,100	432,500
	16	233,500	252,900	312,200	339,200	433,900
	17	235,500	254,200	313,800	341,400	435,100
	18	237,900	255,500	316,100	343,500	436,300
	19	240,300	256,800	318,400	345,600	437,500
	20	242,700	258,100	320,700	347,700	438,800
	21	245,100	259,300	322,800	349,700	439,900
	22	246,500	260,500	325,300	351,700	441,100
	23	247,900	261,700	327,600	353,700	442,300
	24	249,300	263,000	330,100	355,600	443,500
	25	250,500	264,100	332,600	357,600	444,500
	26	251,800	265,300	334,800	359,300	445,700
	27	253,100	266,500	337,000	361,000	446,700
	28	254,400	267,700	339,200	362,700	447,800
	29	255,500	268,900	341,200	364,300	449,000
	30	256,600	270,700	343,100	366,000	449,800
	31	257,700	272,500	345,100	367,700	450,600
	32	258,800	274,300	347,100	369,400	451,500

69	294,500	338,100	399,400	418,000	
70	295,200	340,000	400,300	419,100	
71	295,900	341,900	401,300	420,200	
72	296,600	343,800	402,400	421,300	
73	297,200	345,000	403,400	421,900	
74	297,900	347,500	404,300	422,400	
75	298,600	349,400	405,200	423,000	
76	299,300	351,400	406,200	423,500	
定年前年任用短時間勤務職員以外の職員	77	300,000	353,100	406,800	423,700
	78	300,600	354,900	407,600	424,000
	79	301,200	356,500	408,400	424,300
	80	301,900	358,300	409,200	424,600
	81	302,200	360,000	410,000	424,700
	82	303,000	361,500	410,700	425,100
	83	303,800	363,100	411,400	425,500
	84	304,600	364,700	412,100	425,800
	85	305,200	365,900	412,800	426,100
	86	305,700	367,400	413,600	426,500
	87	306,200	368,900	414,300	426,900
	88	306,700	370,400	415,000	427,200
	89	307,200	371,700	415,500	427,500
	90	308,000	373,000	416,200	427,800
	91	308,800	374,300	416,700	428,100
	92	309,600	375,600	417,400	428,300
	93	309,900	376,800	417,800	428,500
	94	310,500	377,800	418,100	
	95	311,100	378,800	418,400	
	96	311,800	380,000	418,700	
	97	312,400	380,900	419,000	
	98	313,200	381,800	419,300	
	99	314,000	382,700	419,600	
	100	314,700	383,700	419,800	
	101	315,400	384,600	420,000	
	102	315,800	385,500	420,300	
	103	316,300	386,400	420,600	
	104	316,800	387,400	420,800	

105	317,000	388,200	421,000
106	317,400	389,100	421,300
107	317,700	390,000	421,600
108	317,900	390,900	421,800
109	318,100	391,600	422,000
110	318,300	392,500	422,300
111	318,600	393,400	422,600
112	318,900	394,400	422,800
113	319,100	395,000	423,000
114	319,300	395,800	423,300
115	319,500	396,600	423,600
116	319,800	397,400	423,800
117	320,100	398,000	424,000
118	320,400	398,700	
119	320,700	399,400	
120	321,000	400,100	
121	321,100	400,700	
122	321,300	401,500	
123	321,600	402,200	
124	321,800	402,900	
125	322,000	403,500	
126		404,200	
127		404,700	
128		405,300	
129		405,700	
130		406,100	
131		406,500	
132		406,900	
133		407,200	
134		407,500	
135		407,800	
136		408,100	
137		408,400	
138		408,600	
139		408,800	
140		409,000	

別表第 4 を次のように改める。

141		409,200		
142		409,400		
143		409,600		
144		409,900		
145		410,100		
146		410,300		
147		410,500		
148		410,700		
149		410,900		
150		411,200		
151		411,600		
152		411,700		
153		411,900		
154		412,200		
155		412,500		
156		412,700		
157		412,900		
定年 前再 任用 短年 定期 労働 務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	240,000	285,900	312,900	339,200
			359,200	420,000

備考

- この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 (第 3 条関係)

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 分 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	282,100	361,900	417,100	478,200
	2	284,300	364,400	419,100	480,000
	3	286,500	366,900	421,100	481,800
	4	288,700	369,400	423,100	483,600
	5	290,900	371,800	425,000	485,200
	6	294,500	374,400	426,900	486,900
	7	298,100	377,000	428,800	488,600
	8	301,700	379,600	430,700	490,300
	9	305,100	382,200	432,500	492,100
	10	308,500	384,800	434,400	494,100
	11	311,900	387,400	436,300	496,100
	12	315,300	390,000	438,200	498,100
	13	318,600	392,500	440,200	500,100
	14	321,700	395,200	442,300	502,200
	15	324,800	397,900	444,400	504,300
	16	327,900	400,600	446,500	506,400
	17	330,800	403,400	448,400	508,400
	18	333,700	405,100	450,400	510,400
	19	336,500	406,800	452,600	512,400
	20	339,500	408,500	454,600	514,300
	21	342,200	410,300	456,500	516,100
	22	345,500	412,100	458,400	518,000
	23	348,800	413,900	460,300	519,900
	24	352,100	415,700	462,200	521,700
	25	355,200	417,500	463,900	523,400
	26	358,200	419,100	465,700	525,200
	27	361,200	420,700	467,500	527,000
	28	364,300	422,300	469,300	528,800
	29	367,300	423,900	470,900	530,400
	30	369,600	425,600	472,700	532,200
	31	371,900	427,300	474,500	534,000
	32	374,200	429,000	476,300	535,800

33	376,300	430,800	477,900	537,500
34	377,800	432,500	479,900	539,300
35	379,300	434,200	481,900	541,100
36	380,800	436,000	483,900	542,900
37	382,300	437,700	485,400	544,400
38	384,100	439,400	487,200	546,000
39	385,900	441,100	489,000	547,600
40	387,700	442,900	490,800	549,200
41	389,600	444,600	492,400	550,700
42	390,700	446,100	494,200	552,100
43	391,800	447,500	496,000	553,500
44	392,900	449,100	497,800	554,800
45	393,800	450,400	499,400	556,000
46	394,700	451,800	501,200	557,000
47	395,600	453,200	502,900	558,000
48	396,500	454,600	504,600	559,000
49	397,300	456,000	506,200	560,000
50	397,800	457,400	507,500	560,900
51	398,300	458,800	508,800	561,800
52	398,800	460,200	510,100	562,700
53	399,400	461,700	511,200	563,500
54	399,900	462,900	512,500	564,400
55	400,400	464,100	513,800	565,300
56	400,900	465,300	515,100	566,200
57	401,400	466,500	516,200	567,100
58	401,900	467,500	517,100	568,000
59	402,400	468,500	518,000	568,900
60	402,900	469,500	518,900	569,800
61	403,500	470,300	519,700	570,700
62	403,900	471,000	520,600	571,600
63	404,300	471,700	521,500	572,500
64	404,700	472,400	522,400	573,400
65	404,900	473,100	523,100	574,200
66	405,400	473,800	524,000	575,100
67	405,900	474,400	524,900	576,000
68	406,300	475,000	525,800	576,900

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

105			557,800	
106			558,700	
107			559,600	
108			560,500	
109			561,100	
110			562,000	
111			562,900	
112			563,800	
113			564,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	303,600	349,200	403,900	476,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び産科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

69	406,500	475,100	526,600	577,800
70	407,100	476,100	527,500	578,700
71	407,600	476,800	528,400	579,600
72	408,000	477,400	529,300	580,500
73	408,300	477,900	530,000	581,400
74		478,600	530,900	582,300
75		479,300	531,900	583,200
76		479,900	532,700	584,100
77		480,400	533,500	584,800
78		481,000	534,400	585,700
79		481,600	535,300	586,600
80		482,200	536,200	587,500
81		482,700	537,000	588,300
82		483,300	537,900	
83		483,900	538,800	
84		484,500	539,700	
85		484,900	540,400	
86			541,300	
87			542,200	
88			543,100	
89			543,900	
90			544,800	
91			545,700	
92			546,500	
93			547,400	
94			548,300	
95			549,200	
96			550,100	
97			550,900	
98			551,800	
99			552,700	
100			553,600	
101			554,400	
102			555,300	
103			556,200	
104			557,100	

イ 医療職給料表②

職員 の区 分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	162,100	201,700	241,400	274,900	326,300	384,100
2	164,200	203,000	242,500	276,600	328,500	366,500
3	166,300	204,300	243,600	278,300	330,700	368,900
4	168,400	205,600	244,700	280,000	333,000	371,400
5	170,500	206,800	245,900	281,600	335,100	373,700
6	172,700	208,400	246,900	283,600	337,100	375,900
7	174,900	210,100	247,900	285,600	339,100	378,100
8	177,100	211,700	248,900	287,700	341,100	380,300
9	179,300	213,300	249,900	289,600	342,800	382,400
10	181,500	215,000	251,300	291,600	345,000	384,800
11	183,700	216,700	252,700	293,600	347,200	387,200
12	185,900	218,300	254,100	295,700	349,400	389,600
13	188,000	220,000	255,400	297,600	351,500	392,000
14	189,400	221,100	256,900	299,800	353,300	394,300
15	190,800	222,200	258,400	302,000	355,100	396,600
16	192,200	223,300	259,900	304,200	357,000	399,000
17	193,700	224,400	261,300	306,200	358,700	401,300
18	195,300	225,500	262,600	308,400	360,500	403,400
19	196,900	226,600	263,900	310,600	362,300	405,500
20	198,400	227,700	265,200	312,800	364,100	407,700
21	200,000	228,800	266,300	314,800	365,700	409,800
22	201,400	229,900	267,900	316,500	367,400	411,800
23	202,800	231,000	269,500	318,400	369,100	413,800
24	204,200	232,100	271,100	320,200	370,800	415,800
25	205,400	233,200	272,500	321,800	372,300	417,700
26	207,200	234,200	274,100	323,800	374,400	419,400
27	209,000	235,200	275,700	325,900	376,600	421,100
28	210,800	236,300	277,300	328,000	378,800	422,800
29	212,700	237,300	278,800	329,900	380,800	424,400
30	214,500	238,300	280,200	332,000	382,700	425,900
31	216,300	239,300	281,600	334,100	384,600	427,400
32	218,100	240,300	283,000	336,300	386,500	428,900

33	220,000	241,400	284,200	338,300	388,400	430,300
34	221,100	242,500	285,900	340,400	390,200	431,700
35	222,200	243,600	287,600	342,600	392,000	433,100
36	223,300	244,700	289,300	344,800	393,900	434,600
37	224,200	245,700	291,100	346,800	396,700	435,900
38	225,300	246,700	292,800	348,800	397,200	436,900
39	226,400	247,700	294,600	350,800	398,700	438,000
40	227,600	248,700	296,400	352,800	400,300	439,100
41	228,400	249,800	298,000	354,600	401,800	440,000
42	229,400	250,900	299,700	356,300	403,200	440,800
43	230,400	252,000	301,400	358,000	404,600	441,600
44	231,400	253,100	303,200	359,700	406,000	442,400
45	232,400	254,000	304,800	361,200	407,500	443,100
46	233,400	255,100	306,600	362,600	408,400	444,000
47	234,400	256,200	308,400	364,000	409,300	444,900
48	235,400	257,300	310,200	365,500	410,300	445,900
49	236,200	258,300	311,800	366,900	411,200	446,800
50	237,200	259,500	313,500	368,100	412,200	447,500
51	238,200	260,700	315,300	369,300	413,200	448,200
52	239,200	261,900	317,100	370,500	414,200	449,000
53	240,000	262,900	318,600	371,400	415,100	449,700
54	240,800	264,000	320,400	372,700	415,800	450,400
55	241,600	265,100	322,200	374,000	416,600	451,100
56	242,400	266,200	324,100	375,300	417,400	451,800
57	243,200	267,300	325,700	376,500	418,000	452,400
58	244,100	268,800	327,400	377,600	418,600	453,100
59	244,900	270,300	329,100	378,700	419,200	453,800
60	245,700	271,800	330,900	379,800	419,800	454,500
61	246,300	273,300	332,500	380,700	420,200	455,000
62	247,000	274,800	334,200	381,500	420,900	455,600
63	247,700	276,300	335,900	382,300	421,700	456,200
64	248,400	277,900	337,600	383,200	422,500	456,800
65	249,100	279,300	339,100	384,000	423,100	457,400
66	249,700	280,400	340,500	384,700	423,800	458,000
67	250,300	281,500	341,900	385,400	424,500	458,600
68	250,900	282,600	343,300	386,200	425,200	459,200

定年前任用臨時勤務職員以外の職員

105	319,700	381,500	412,100	447,800		
106	320,300	382,000	412,600			
107	320,900	382,500	413,100			
108	321,500	383,000	413,600			
109	322,000	383,400	414,100			
110	322,500	383,900	414,600			
111	323,000	384,400	415,100			
112	323,500	384,900	415,600			
113	323,800	385,200	416,100			
114	324,300	385,600	416,600			
115	324,800	386,100	417,100			
116	325,300	386,600	417,600			
117	325,800	386,900	418,200			
118	326,300	387,400	418,700			
119	326,800	387,900	419,200			
120	327,300	388,400	419,700			
121	327,700	389,000	420,300			
122			420,900			
123			421,500			
124			422,100			
125			422,600			
126			423,200			
127			423,800			
128			424,400			
129			424,800			
定年前任用臨時勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	
	228,400	244,700	261,000	284,500	301,200	341,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

69	251,300	283,500	344,500	386,800	425,800	459,900
70	251,900	284,700	346,700	387,600	426,500	460,600
71	252,500	285,900	348,900	388,500	427,200	461,300
72	253,100	287,100	348,100	389,400	428,000	462,000
73	253,600	288,100	349,100	390,100	428,700	462,600
74	254,200	289,300	350,500	391,100	429,200	463,200
75	254,900	290,600	351,900	392,200	429,700	463,800
76	255,500	291,900	353,400	393,300	430,200	464,400
77	255,900	293,000	354,600	394,200	430,800	464,900
78	256,700	294,300	356,200	394,900	431,400	465,600
79	257,400	295,500	357,900	395,600	432,000	466,300
80	258,200	296,800	359,600	396,400	432,600	467,000
81	258,700	298,100	361,000	397,000	433,100	467,500
82	259,400	299,200	362,400	397,500	433,700	468,100
83	260,100	300,300	363,800	398,000	434,300	468,700
84	260,700	301,400	365,300	398,500	434,900	469,300
85	261,100	302,300	366,500	399,100	435,500	469,900
86	261,600	303,300	367,700	399,800	436,100	470,500
87	262,100	304,300	368,900	400,500	436,700	471,100
88	262,600	305,300	370,200	401,200	437,300	471,700
89	263,200	306,200	371,300	401,700	437,800	472,300
90	263,900	307,100	372,000	402,500	438,400	472,900
91	264,600	308,000	372,700	403,300	439,000	473,500
92	265,300	309,000	373,500	404,100	439,600	474,100
93	265,800	309,700	374,100	404,700	440,100	474,700
94	266,300	310,800	374,700	405,500	440,700	475,300
95	266,800	311,500	375,300	406,300	441,300	475,900
96	267,300	312,400	376,000	407,100	441,900	476,500
97	267,700	313,200	376,500	408,000	442,400	477,100
98	314,100	377,200	408,500	443,000	443,000	477,700
99	315,000	377,900	409,000	443,600	443,600	478,300
100	316,900	378,600	409,500	444,200	444,200	478,900
101	316,500	379,100	410,100	444,800	444,800	479,500
102	317,300	379,700	410,600	445,600	445,600	480,100
103	318,200	380,300	411,100	446,400	446,400	480,700
104	319,100	380,900	411,600	447,200	447,200	481,300

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,100	190,200	229,300	274,900	
2	164,200	191,700	230,300	276,600	
3	166,300	193,200	231,300	278,300	
4	168,400	194,700	232,300	280,000	
5	170,500	196,200	233,200	281,600	
6	172,700	197,800	234,300	283,600	
7	174,900	199,400	235,400	285,600	
8	177,100	200,900	236,500	287,700	
9	179,300	202,400	237,400	289,600	
10	181,500	203,500	238,400	291,600	
11	183,700	204,600	239,400	293,600	
12	185,900	206,700	240,400	295,700	
13	188,000	208,800	241,400	297,600	
14	189,400	208,400	242,500	299,800	
15	190,800	210,100	243,600	302,000	
16	192,200	211,700	244,700	304,200	
17	193,700	213,300	245,900	306,200	
18	195,300	215,000	246,900	308,400	
19	196,900	216,700	247,900	310,500	
20	198,400	218,300	248,900	312,800	
21	200,000	220,000	249,900	314,800	
22	201,400	221,100	251,300	316,500	
23	202,800	222,200	252,700	318,400	
24	204,200	223,300	254,100	320,200	
25	205,400	224,400	255,400	321,800	
26	207,200	225,500	256,900	323,800	
27	209,000	226,600	258,400	325,900	
28	210,800	227,700	259,900	328,000	
29	212,700	228,800	261,300	329,900	
30	214,500	229,900	262,600	332,000	
31	216,300	231,000	263,900	334,100	
32	218,100	232,100	265,200	336,300	

33	220,000	233,200	266,300	338,300
34	221,100	234,200	267,900	340,400
35	222,200	235,200	269,500	342,600
36	223,300	236,300	271,100	344,800
37	224,200	237,300	272,500	346,800
38	225,300	238,300	274,100	348,800
39	226,400	239,300	275,700	350,800
40	227,500	240,300	277,300	352,800
41	228,400	241,400	278,800	354,600
42	229,400	242,500	280,200	356,300
43	230,400	243,600	281,600	358,000
44	231,400	244,700	283,000	359,700
45	232,400	245,700	284,200	361,200
46	233,400	246,700	285,900	362,500
47	234,400	247,700	287,600	364,000
48	235,400	248,700	289,300	365,500
49	236,200	249,800	291,100	366,900
50	237,200	250,900	292,800	368,100
51	238,200	252,000	294,600	369,300
52	239,200	253,100	296,400	370,500
53	240,000	254,000	298,000	371,400
54	240,800	255,100	299,700	372,700
55	241,600	256,200	301,400	374,000
56	242,400	257,300	303,200	375,300
57	243,300	258,300	304,800	376,500
58	244,100	259,500	306,600	377,600
59	244,900	260,700	308,400	378,700
60	245,700	261,900	310,200	379,800
61	246,300	262,900	311,800	380,700
62	247,000	264,000	313,500	381,500
63	247,700	265,100	315,300	382,300
64	248,400	266,200	317,100	383,200
65	249,100	267,300	318,600	384,000
66	249,700	268,200	320,400	384,700
67	250,300	270,300	322,200	385,400
68	250,900	271,800	324,100	386,200

定年前任用
臨時
職務
職員
以外の
職員

105	313,200	374,100	412,100	
106	314,100	374,700	412,600	
107	315,000	375,300	413,100	
108	315,900	376,000	413,600	
109	316,500	376,500	414,100	
110	317,300	377,200	414,600	
111	318,200	377,900	415,100	
112	319,100	378,600	415,600	
113	319,700	379,100	416,100	
114	320,300	379,700	416,600	
115	320,900	380,300	417,100	
116	321,500	380,900	417,600	
117	322,000	381,500	418,200	
118	322,500	382,000	418,700	
119	323,000	382,500	419,200	
120	323,500	383,000	419,700	
121	323,800	383,400	420,300	
122	324,300	383,900	420,900	
123	324,800	384,400	421,500	
124	325,500	384,900	422,100	
125	325,800	385,200	422,600	
126	326,300	385,600	423,200	
127	326,800	386,100	423,800	
128	327,300	386,600	424,400	
129	327,700	386,900	424,800	
130		387,400		
131		387,900		
132		388,400		
133		389,000		
定年前任用 臨時 職務 職員	基準給料月額 円 228,400	基準給料月額 円 244,700	基準給料月額 円 261,000	基準給料月額 円 284,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるところに適用する。

69	251,300	273,300	325,700	386,800
70	251,900	274,800	327,400	387,600
71	252,500	276,300	329,100	388,500
72	253,100	277,900	330,900	389,400
73	253,600	279,300	332,500	390,100
74	254,200	280,400	334,200	391,100
75	254,900	281,500	335,900	392,200
76	255,500	282,600	337,600	393,300
77	255,900	283,500	339,100	394,200
78	256,700	284,700	340,500	394,900
79	257,400	285,900	341,900	395,600
80	258,200	287,100	343,300	396,400
81	258,700	288,100	344,500	397,000
82	259,400	289,300	345,700	397,500
83	260,100	290,600	346,900	398,000
84	260,700	291,900	348,100	398,500
85	261,100	293,000	349,100	399,100
86	261,600	294,300	350,500	399,800
87	262,100	295,500	351,900	400,500
88	262,600	296,900	353,400	401,200
89	263,200	298,100	354,600	401,700
90	263,900	299,200	356,200	402,500
91	264,600	300,300	357,900	403,300
92	265,300	301,400	359,500	404,100
93	265,800	302,300	361,000	404,700
94	266,300	303,300	362,400	405,500
95	266,800	304,300	363,800	406,300
96	267,300	305,300	365,300	407,100
97	267,700	306,200	366,500	408,000
98		307,100	367,700	408,500
99		308,000	368,900	409,000
100		309,000	370,200	409,500
101		309,700	371,300	410,100
102		310,500	372,000	410,600
103		311,500	372,700	411,100
104		312,400	373,500	411,600

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第5項及び第7項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（附則第4項において「適用日」という。）から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項及び第3項、第11条第1項第2号並びに第11条の第3第1項の規定は、令和10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第10条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族」としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、第2条の規定の施行の日か

ら令和 8 年 3 月 31 日までの間については「に該当する扶養親族については 4, 800 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 1 万 1, 200 円、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円」と、同年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間については「に該当する扶養親族については 3, 200 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 1 万 2, 100 円、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円」と、同年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間については「に該当する扶養親族については 1, 600 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 000 円、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円」とする。

6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は人事委員会が定める。

7 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年広島市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 37 項中「、第 11 条の 3」を削る。

8 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年広島市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 3 中「配偶者」の右に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 7 条の 2 及び第 16 条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 12 条の 2 第 2 項中「午前零時から午前 5 時」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時（同日が週休日又は休日等の場合は、同日の午前零時）」に改める。

第 19 条第 2 項中「、第 6 条の 3」を削る。

9 前項の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条第 2 項及び第 6 条の 3 の規定は、令和 10 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

規 則

広島市規則第 56 号

令和 6 年 1 月 13 日

広島市消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

広島市消費生活センター管理規則（昭和 49 年広島市規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 休館日

ア 日曜日及び火曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 月 29 日から 1 月 31 日まで

第 2 条第 1 項第 2 号中「午後 7 時」を「午後 6 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 57 号

令和 6 年 1 月 13 日

広島市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

広島市都市計画法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の履歴書」を「の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下この号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類」に、「及び履歴書」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類」に改め、同条第 2 号中「2 年間」を「3 年間」に、「事業報告書」を「事業経歴書」に改め、同条第 4 号中「工事経歴書」を「登記事項証明書、事業経歴書」に改める。

第 5 条中「（第 8 条第 1 項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）」を削る。

第 7 条第 1 項第 4 号中「第 17 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号」に改める。

第 9 条中「者」の右に「（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年

法律第191号)第15条第2項又は第34条第2項の規定により同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者を除く。)を加える。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けた工事に係る改正前の第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

0条第1項において準用する場合を含む。)に、「旧政令第5条第4号及び第13条第3号」を「政令第7条第1項第2号及び第16条第1項第3号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「旧政令第15条第1項」を「政令第20条第1項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)」に、「旧政令第6条」を「政令第8条」に改め、「設置」の右に「又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置」を加え、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する届出工事の変更届等)」に改め、同条中「旧法第15条第1項又は第2項」を「法第21条第1項又は第3項」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「工事」を「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事」に改め、同条第1項中「旧法第12条第1項」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項」に、「所定の申請書に旧省令第25条に規定する図面」を「省令第37条第1項に規定する書類」に、「図面を添えて、」を「書類を」に改め、同条第2項中「旧法第12条第2項」を「法第16条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、変更事項の新旧を対照した書類を市長に提出しなければならない。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「(宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地

広島市規則第 58 号
令和6年12月13日

広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市旧宅地造成等規制法施行細則(昭和55年広島市規則第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条(見出しを除く。)を次のように改める。

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。))及び広島市都市計画関係手数料条例(平成12年広島市条例第24号。以下「条例」という。)(条例別表第97号から第100号までに掲げる手数料に係る部分に限る。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第8条を削る。

第7条中「旧政令第15条第2項」を「政令第20条第2項(政令第3

造成等に関する工事の協議の申出)」に改め、同条第1項中「旧法第11条の規定による」を「法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の」に、「旧省令第4条に規定する図面」を「省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する書類」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「ときは」の右に「、当該協議を申し出た者に対し」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「旧法第12条第3項において準用する旧法第11条の規定による」を「法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の」に、「旧省令第25条に規定する図面」を「省令第37条第1項に規定する書類(申請書の正本及び副本を除く。第11条第3項において同じ。)」に、「図面を」を「書類を」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第37条第2項に規定する書類(申請書の正本及び副本を除く。第11条第4項において同じ。)のほか、変更事項の新旧を対照した書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第7条第2項第1号から第4号までに規定する書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

第3条を第4条とする。

第2条の見出しを「(宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地

造成等に関する工事の着手届等)」に改め、同条中「旧法第 8 条第 1 項本文又は第 1 2 条第 1 項の許可を受けた造成主（以下「許可を受けた造成主」という。）」を「法第 1 2 条第 1 項の許可（法第 1 5 条第 2 項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を除く。）を受けた者」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可の申請に係る添付書類）

第 2 条 省令第 7 条第 1 項第 1 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事主が、法人の場合にあつては最近 3 年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては最近 3 年間の所得税の納税証明書
- (2) 工事主が、土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 3 条第 1 項の規定による免許を受けていることを証する書類
- (3) 工事施行者の事業経歴書
- (4) 工事施行者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 省令第 7 条第 2 項第 1 0 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 9 条を次のように改める。

（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に係る添付書類）

第 9 条 省令第 6 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める書類は、第 2 条第 1 項各号に掲げる書類とする。

2 省令第 6 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、第 2 条第 2 項各号に掲げる書類とする。

第 1 1 条中「旧法、旧省令」を「法、省令」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 0 条第 2 号中「宅地造成」の右に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「旧法第 8 条第 1 項本文又は第 1 2 条第 1 項」を「法第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項、第 3 0 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項」に改め、同条を第 1 4 条とし、第 9 条の次に次の 4 条を加える。

（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届等）

第 1 0 条 法第 3 0 条第 1 項の許可（法第 3 4 条第 2 項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を除く。）を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに、それぞれ所定の届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したとき。

(2) 当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするとき。

（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出）

第 1 1 条 法第 3 4 条第 1 項の規定による特定盛土等に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に規定する書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 法第 3 4 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第 7 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

3 法第 3 5 条第 3 項において準用する法第 3 4 条第 1 項の規定による特定盛土等に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第 3 7 条第 1 項に規定する書類のほか、変更事項の新旧を対照した書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

4 法第 3 5 条第 3 項において準用する法第 3 4 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の協議の申出は、所定の協議書に省令第 3 7 条第 2 項に規定する書類のほか、変更事項の新旧を対照した書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

5 市長は、前各項の規定による協議の申出があつた場合において、当該協議が成立したときは、当該協議を申し出た者に対し、それぞれ所定の

通知書によりその旨を通知するものとする。

（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更）

第 1 2 条 特定盛土等に関する工事について、法第 3 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 6 7 条第 1 項に規定する書類のほか、変更事項の新旧を対照した書類を市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 3 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 6 7 条第 2 項に規定する書類のほか、変更事項の新旧を対照した書類を市長に提出しなければならない。

3 法第 3 5 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、所定の届出書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届等）

第 1 3 条 法第 4 0 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る工事を中止し、若しくは再開し、若しくは廃止しようとするときは、それぞれ所定の届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制については、なお従前の例による。

広島市規則第 59 号

令和6年12月13日

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則

広島市土砂堆積等規制条例施行規則（平成16年広島市規則第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市土砂堆積規制等条例施行規則

第1条中「広島市土砂堆積等規制条例」を「広島市土砂堆積規制等条例」に改める。

第2条第2項中「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第5号」に改め、同項第2号中「の同意」を削り、「同意（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）」の右に「の同意」を加え、同項第6号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、同条第3項中「第5条第2項第8号」を「第5条第2項第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

1項本文又は第12条第1項（いずれも宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可を受けて造成する宅地に係る大規模優良宅地認定又は小規模優良宅地認定の申請については、なお従前の例による。

広島市規則第 60 号

令和6年12月13日

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る

優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（昭和53年広島市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文又は第12条第1項（いずれも宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第

広島市規則第 61 号

令和6年12月26日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「129,000円」を「130,400円」に、「93,500円」を「94,500円」に、「74,800円」を「75,600円」に、「69,600円」を「70,400円」に、「43,500円」を「44,000円」に、「64,600円」を「65,700円」に、「40,400円」を「41,100円」に、「32,300円」を「32,800円」に、「37,600円」を「38,400円」に、「30,100円」を「30,700円」に、「56,800円」を「57,700円」に、「65,500円」を「66,300円」に、「56,100円」を「56,700円」に、「52,200円」を「52,800円」に、「71,900円」を「72,800円」に、「62,900円」を「63,700円」に、

「53,900円」を「54,600円」に、「48,300円」を「49,200円」に、「40,300円」を「41,000円」に、「27,100円」を「27,600円」に、「69,100円」を「70,000円」に、「60,500円」を「61,300円」に、「51,800円」を「52,500円」に、「46,100円」を「47,000円」に、「38,400円」を「39,200円」に、「136,200円」を「137,700円」に、「109,000円」を「110,100円」に、「87,200円」を「88,100円」に、「81,700円」を「82,600円」に、「51,000円」を「51,600円」に、「43,900円」を「44,700円」に改める。

別表第2中「309,200」を「310,000」に、「305,900」を「306,700」に、「302,600」を「303,400」に、「299,300」を「300,100」に、「296,000」を「296,800」に、「292,700」を「293,500」に、「279,700」を「281,500」に、「265,700」を「268,000」に、「252,200」を「254,500」に、「238,300」を「241,000」に、「224,600」を「227,500」に、「207,000」を「210,500」に、「189,900」を「193,500」に、「172,600」を「176,500」に、「155,000」を「159,500」に、「137,000」を「142,000」に、「118,700」を「124,500」に、「100,800」を「107,000」に、

「76,200」を「87,000」に、「51,900」を「67,000」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「20号給」を「24号給」に改める。

第24条の2第6項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

別表第1の2中「65,700円」を「65,800円」に、「32,800円」を「32,900円」に、「49,200円」を「49,300円」に、「41,000円」を「41,100円」に、「27,600円」を「27,700円」に、「44,700円」を「44,800円」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和5年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「22,200円」を「22,700円」に、「67,600円」を「68,700円」に、「59,200円」を「60,100円」に、「50,700円」を「51,500円」に、「66,000円」を「67,100円」に、「57,800円」を「58,700円」に、「49,500円」を「50,300円」に改める。

第4条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手

当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則別表中「22,700円」を「22,800円」に、「68,700円」を「68,800円」に、「60,100円」を「60,200円」に、「51,500円」を「51,600円」に、「67,100円」を「67,200円」に、「58,700円」を「58,800円」に、「50,300円」を「50,400円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

広島市規則第 62 号

令和6年12月 16 日

技能業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

技能業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能業務職員の給与に関する規則(昭和32年広島市規則第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

技能業務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	技能業務職給料表	
		1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額
		円	円
			円
	1	160,500	171,600
	2	161,900	173,300
	3	163,300	174,800
	4	164,700	176,300
	5	166,000	177,700
	6	167,500	179,000
	7	169,000	180,300
	8	170,500	181,600
	9	171,800	182,900
	10	173,300	184,500
	11	174,800	186,100
	12	176,300	187,700
	13	177,700	189,300
	14	179,000	190,700
	15	180,300	192,200
	16	181,600	193,700
	17	182,900	195,000
	18	184,500	196,800
	19	186,100	198,600
	20	187,700	200,400
	21	189,200	202,000
	22	190,600	203,600
	23	192,100	205,200
	24	193,600	206,800
	25	194,900	208,400
	26	196,600	209,600
	27	198,300	210,800
	28	200,000	212,000
	29	201,800	213,200
	30	203,500	214,400
	31	205,200	215,600
	32	206,900	216,800

69	251,200	265,600	360,500
70	252,400	267,300	361,900
71	253,700	269,000	363,300
72	255,000	270,700	364,800
73	256,100	272,200	366,000
74	257,300	273,800	367,200
75	258,900	275,400	368,400
76	260,300	277,000	369,700
77	261,500	278,400	370,800
78	262,900	279,500	371,800
79	264,300	280,600	372,800
80	265,700	281,700	373,800
81	267,100	282,800	374,700
82	268,300	284,000	375,900
83	269,600	285,300	377,100
84	270,900	286,500	378,300
85	272,000	287,600	379,300
86	273,100	288,800	380,700
87	274,200	290,100	382,200
88	275,300	291,400	383,700
89	276,400	292,500	385,000
90	277,400	293,600	386,600
91	278,400	295,100	388,200
92	279,500	296,400	389,800
93	280,500	297,600	391,200
94	281,900	298,600	392,400
95	283,400	299,700	393,600
96	284,900	300,800	394,800
97	286,100	301,700	395,800
98	287,500	302,700	397,000
99	288,900	303,700	398,200
100	290,300	304,600	399,300
101	291,600	305,700	400,300
102	292,500	306,600	401,300
103	293,400	307,500	402,300
104	294,300	308,500	403,300

33	208,400	218,000	304,300
34	209,400	219,100	306,100
35	210,400	220,200	307,900
36	211,400	221,300	309,700
37	212,200	222,500	311,300
38	213,400	223,700	313,000
39	214,600	224,900	314,800
40	215,800	226,100	316,500
41	216,900	227,100	318,100
42	218,200	228,200	319,900
43	219,500	229,300	321,700
44	220,800	230,400	323,600
45	222,000	231,600	325,200
46	223,100	232,800	326,900
47	224,200	234,000	328,600
48	225,300	235,200	330,400
49	226,400	236,500	332,000
50	227,700	238,100	333,700
51	229,000	239,700	335,400
52	230,300	241,300	337,100
53	231,400	242,800	338,600
54	232,700	244,300	340,000
55	234,000	245,800	341,400
56	235,300	247,300	342,800
57	236,500	248,700	344,000
58	237,800	250,000	345,200
59	239,100	251,400	346,400
60	240,500	252,800	347,600
61	241,700	254,000	348,600
62	243,000	255,500	350,000
63	244,300	257,000	351,400
64	245,700	258,500	352,900
65	247,000	259,800	354,100
66	248,100	261,300	355,700
67	249,200	262,800	357,300
68	250,300	264,300	359,000

105	295,100	309,200	404,200
106	295,900	310,100	405,000
107	296,700	311,000	405,800
108	297,600	311,900	406,600
109	298,200	312,700	407,500
110	299,000	313,600	408,000
111	299,800	314,500	408,500
112	300,600	315,400	409,000
113	301,200	316,000	409,600
114	301,600	316,800	410,100
115	302,000	317,700	410,600
116	302,400	318,600	411,100
117	302,700	319,200	411,600
118	303,200	319,800	412,100
119	303,700	320,400	412,600
120	304,200	321,000	413,100
121	304,500	321,500	413,600
122	305,000	322,000	414,100
123	305,500	322,500	414,600
124	306,000	323,000	415,100
125	306,300	323,300	415,600
126	306,600	323,800	
127	307,000	324,300	
128	307,400	324,800	
129	307,600	325,300	
130	307,900	325,800	
131	308,300	326,300	
132	308,700	326,800	
133	308,900	327,200	
134	309,300		
135	309,700		
136	310,100		
137	310,300		
定年前任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	227,900	244,200	260,500

備考 この表において「定年前任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の6第1項の規定により採用された職員をいう。

別表第4の82の項中「74」を「73」に改め、同表83の項中「75」を「74」に改め、同表84の項中「76」を「74」に改め、同表85の項及び86の項中「77」を「75」に改め、同表87の項及び88の項中「78」を「76」に改め、同表89の項中「79」を「77」に改め、同表90の項中「79」を「78」に改め、同表91の項中「80」を「79」に改め、同表110の項中「98」を「97」に改め、同表111の項中「99」を「98」に改め、同表112の項中「100」を「98」に改め、同表113の項及び114の項中「101」を「99」に改め、同表115の項中「101」を「100」に改め、同表116の項中「102」を「100」に改め、同表117の項及び118の項中「102」を「101」に改め、同表119の項及び120の項中「103」を「102」に改め、同表122の項中「104」を「103」に改め、同表127の項中「106」を「105」に改め、同表129の項及び130の項中「107」を「106」に改め、同表131の項及び132の項中「108」を「107」に改め、同表133の項中「109」を「107」に改め、同表134の項中「109」を「108」に改め、同表135の項及び136の項中「110」を「108」に改め、同表137の項中「111」を「109」に改める。

第2条 技能業務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

33	220,200	228,800	304,800
34	221,100	229,900	306,600
35	222,000	231,000	308,400
36	222,900	232,100	310,200
37	223,700	233,200	311,800
38	224,800	234,200	313,500
39	225,900	235,200	315,300
40	227,000	236,300	317,000
41	227,900	237,300	318,600
42	229,000	238,300	320,400
43	230,100	239,300	322,200
44	231,200	240,300	324,100
45	232,100	241,400	325,700
46	233,200	242,500	327,400
47	234,300	243,600	329,100
48	235,400	244,700	330,900
49	236,300	245,700	332,500
50	237,400	246,700	334,200
51	238,500	247,700	335,900
52	239,600	248,700	337,600
53	240,500	249,800	339,100
54	241,600	250,900	340,500
55	242,700	252,000	341,900
56	243,800	253,100	343,300
57	244,700	254,000	344,500
58	245,700	255,100	345,700
59	246,700	256,200	346,900
60	247,700	257,300	348,100
61	248,800	258,300	349,100
62	249,800	259,500	350,500
63	250,800	260,700	351,900
64	251,800	261,900	353,400
65	252,900	262,900	354,600
66	253,900	264,000	356,200
67	255,000	265,100	357,800
68	256,100	266,200	359,500

定年
再任用
短符
労働
職務
職員
以外の
職員

別表第1(第3条関係)

技能業務職 給料表

職 目 の 区 分	職 務 の 級 号 給	技 能 業 務 職 給 料 表		
		1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額
	1	162,100	179,300	255,400
	2	164,200	181,500	256,900
	3	166,300	183,700	258,400
	4	168,400	185,900	259,900
	5	170,500	188,100	261,300
	6	172,700	189,500	262,800
	7	174,900	190,900	263,900
	8	177,100	192,300	265,200
	9	179,300	193,800	266,300
	10	181,500	195,500	267,900
	11	183,700	197,200	269,500
	12	185,900	198,900	271,100
	13	188,100	200,400	272,500
	14	189,500	201,900	274,100
	15	190,900	203,400	275,700
	16	192,300	204,900	277,300
	17	193,800	206,500	278,800
	18	195,400	208,300	280,200
	19	197,000	210,100	281,600
	20	198,600	211,900	283,000
	21	200,300	213,700	284,200
	22	201,800	215,300	285,900
	23	203,300	216,900	287,600
	24	204,800	218,500	289,300
	25	206,400	220,200	291,100
	26	208,100	221,300	292,800
	27	209,800	222,400	294,600
	28	211,600	223,500	296,400
	29	213,400	224,400	298,000
	30	215,100	225,500	299,700
	31	216,800	226,600	301,400
	32	218,500	227,700	303,200

69	257,000	267,300	361,000
70	258,000	268,800	362,400
71	259,000	270,300	363,800
72	260,000	271,800	365,300
73	261,000	273,300	366,500
74	262,000	274,800	367,700
75	263,000	276,300	368,900
76	264,000	277,900	370,200
77	265,000	279,300	371,300
78	266,000	280,400	372,300
79	267,000	281,500	373,300
80	268,000	282,600	374,300
81	269,000	283,500	375,200
82	270,000	284,700	376,400
83	271,000	285,900	377,600
84	272,000	287,100	378,800
85	272,900	288,100	379,800
86	274,000	289,300	381,200
87	275,100	290,600	382,700
88	276,200	291,900	384,200
89	277,100	293,000	385,500
90	278,100	294,300	387,100
91	279,100	295,600	388,700
92	280,100	296,900	390,300
93	281,000	298,100	391,700
94	282,000	299,100	392,900
95	283,900	300,200	394,100
96	285,400	301,300	395,300
97	286,600	302,200	396,300
98	288,000	303,200	397,500
99	289,400	304,200	398,700
100	290,800	305,300	399,800
101	292,100	306,200	400,800
102	293,000	307,100	401,800
103	293,900	308,000	402,800
104	294,800	309,000	403,800

105	293,600	309,700	404,700
106	295,400	310,600	405,500
107	297,200	311,500	406,300
108	298,100	312,400	407,100
109	298,700	313,200	408,000
110	299,500	314,100	408,500
111	300,300	315,000	409,000
112	301,100	315,900	409,500
113	301,700	316,500	410,100
114	302,100	317,300	410,600
115	302,500	318,200	411,100
116	302,900	319,100	411,600
117	303,200	319,700	412,100
118	303,700	320,300	412,600
119	304,200	320,900	413,100
120	304,700	321,500	413,600
121	305,000	322,000	414,100
122	305,500	322,500	414,600
123	306,000	323,000	415,100
124	306,500	323,500	415,600
125	306,800	323,800	416,100
126	307,100	324,300	
127	307,500	324,600	
128	307,900	325,300	
129	308,100	325,800	
130	308,400	326,300	
131	308,800	326,800	
132	309,200	327,300	
133	309,400	327,700	
134	309,800		
135	310,200		
136	310,600		
137	310,800		
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	228,400	244,700	261,000

備考 この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

広島市規則第 **63** 号

令和6年12月**26**日

広島市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

広島市印鑑条例施行規則（昭和55年広島市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる申請書」を「条例第16条第1項の規定による印鑑登録証明書の交付申請書」に、「当該各号に定める区役所その他の機関」を「これら以外の区役所若しくは出張所若しくは連絡所、窓口連絡所又は市役所サービス・コーナー」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の技能業務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

告示

広島市告示第 5 5 3 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

地方自治法施行令第 1 6 8 条第 4 項の規定に基づく広島市収納代理金融機関の指定に関する告示（昭和 6 0 年広島市告示第 1 2 6 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「株式会社りそな銀行」の右に「（窓口収納の事務は地方税統一QRコードの記載のある納付書を使用したものに限る。）」を加える。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 5 5 4 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

地方公営企業法施行令第 2 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく広島市下水道事業出納取扱金融機関及び広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示（昭和 6 0 年広島市告示第 1 2 7 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「株式会社りそな銀行」の右に「（窓口収納の事務は地方税統一QRコードの記載のある納付書を使用したものに限る。）」を加える。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 5 5 5 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区役所農林建設部建築課、佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 都市計画の種類
 - 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 広島市安佐南区八木三丁目の一部ほか 1 地区
- 3 縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 - 広島市都市整備局都市計画課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
 - 安佐南区役所農林建設部建築課
 - (3) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号

佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第 5 5 6 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 6 年 1 2 月 1 日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社イシダ	ケアプランオフィス結	広島市東区牛田早稲田一丁目 2 2 番 1 3 号 ビーズステージ 8 1 0 1 号室	居宅介護支援
株式会社 A S A 企画	アーサプランニング	広島市安佐北区可部南五丁目 3 番 8 号	居宅介護支援

広島市告示第 5 5 7 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 6 年 1 2 月 1 日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
フライングスタート合同会社	訪問介護ステーションゆえん西広島	広島市西区福島町二丁目 2 4 番 2 1 号	訪問介護
株式会社ミッシュンワーク	訪問看護ステーションキュアシス	広島市安佐南区長束五丁目 3 3 番 1 4 号 3 階	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社 CANOW	訪問看護ステーションしるし	広島市佐伯区旭園 5 番 5 8 号 2 階	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第 5 5 8 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 2 9 日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 4 項の規定により大規模小売店舗の設置者に対し、周辺の地域の実生活環境の保持の見地から広島市の意見を述べましたので、同法第 8 条第 6 項の規定に基づ

き、その概要を公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 広島駅ビル e k i e (エキエ) (東区画)
 - (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - J R西日本不動産開発株式会社
 - 代表取締役社長 藤原 嘉人
 - 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 - 中国S C開発株式会社
 - 代表取締役社長 竹中 靖
 - 広島市南区松原町1番2号
- 3 広島市の意見の概要
 - 別紙のとおり。
- 4 広島市の意見の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 5 広島市の意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年12月2日から令和7年1月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

別紙 略

広島市告示第559号

令和6年12月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、令和6年3月29日付けで届出された次の大規模小売店舗について、広島市は当該大規模小売店舗の設置者に対し、同法第8条第4項の規定に基づく意見のほか、要請を行いましたので、その概要を公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 広島駅ビル e k i e (エキエ) (東区画)
 - (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - J R西日本不動産開発株式会社
 - 代表取締役社長 藤原 嘉人
 - 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 - 中国S C開発株式会社
 - 代表取締役社長 竹中 靖

広島市南区松原町1番2号

- 3 広島市の要請の概要
 - 別紙のとおり。
- 4 広島市の要請の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 5 広島市の要請の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年12月2日から令和7年1月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。
 - 2 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

別紙 略

広島市告示第560号

令和6年12月3日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
在宅看護総合ステーションカピリナ	広島市中区十日市町二丁目9-24-202	令和6年11月1日	令和12年10月30日

広島市告示第561号

令和6年12月5日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第562号

令和6年12月5日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

号) 第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 5 6 3 号

令和 6 年 1 2 月 5 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目 4 4 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社
代表取締役 椋田 昌夫
広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠
千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

3 変更事項

別紙のとおり。

4 変更年月日

令和 6 年 1 2 月 1 日

5 届出年月日

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和 6 年 1 2 月 5 日から令和 7 年 4 月 5 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 5 日

- (2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 5 6 4 号

令和 6 年 1 2 月 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Rows include 土橋メンタルクリニック, 泰佳堂薬局, 京口門ニカイノ薬局, 漢方アコー薬局, 山肩内科クリニック, 医療法人 宇品神田クリニック, 商工センター歯科クリニック, たなべ春日野クリニック, こころ耳鼻咽喉科, 広島心臓血管病院, プレひまわり薬局 川内店, and 広島市佐伯区.

えみたす歯科・矯正歯科	楽々園四丁目1 4-25イオン タウン楽々園2 階	令和6年12 月1日	令和12年1 月30日
ウエルシア薬 局イオンタウ ン楽々園店	広島市佐伯区 楽々園四丁目1 4-25 1階	令和6年12 月1日	令和12年1 月30日

広島市告示第565号

令和6年12月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第566号

令和6年12月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第567号

令和6年12月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第568号

令和6年12月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第569号

令和6年12月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第570号

令和6年12月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フタバ図書GIGA五日市店
- (2) 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目843番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 小林 辰夫

群馬県高崎市栄町1番1号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,342平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和5年12月1日

6 届出年月日

令和6年12月2日

広島市告示第571号

令和6年12月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンモール広島祇園
 - (2) 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目 5 4 0 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
イオンモール株式会社
代表取締役社長 岩村 康次
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり。
(変更後) 別紙 2 のとおり。
- 4 変更年月日
別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
- 5 届出年月日
令和 6 年 1 2 月 3 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
広島市安佐南区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 4 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 6 日
 - (2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
**広島市告示第 5 7 2 号**

令和 6 年 1 2 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 S p i r a l G a r d e n O H Z U
  - (2) 所在地 広島市南区大州五丁目 3 0 7 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
拓興産株式会社  
代表取締役 筒井 幹治  
広島市南区大州五丁目 7 番 2 1 号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)  
名 称 (仮称) S p i r a l G a r d e n  
所在地 広島市南区大州五丁目 3 0 7 番 2 ほか  
(変更後)  
名 称 S p i r a l G a r d e n O H Z U  
所在地 広島市南区大州五丁目 3 0 7 番 2 ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり。  
(変更後) 別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
令和 6 年 1 1 月 2 3 日
- 5 届出年月日  
令和 6 年 1 2 月 4 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 4 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 6 日
  - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
別紙 略

広島市告示第573号

令和6年12月6日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の定めるところにより告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定納付受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ペイジェント  
代表者の氏名 代表取締役社長 河合 寛  
主たる事務所の所在地 東京都渋谷区円山町19-1  
渋谷プライムプラザ

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
入学者選抜料（中等教育学校分に限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日  
令和6年12月6日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和6年12月7日から同月12日まで

広島市告示第574号

令和6年12月10日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

1 子ども・子育て支援施設等の種類  
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり。

3 確認年月日  
令和6年12月10日

別紙 略

広島市告示第575号

令和6年12月10日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年1月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井 一 實

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 寄附金を受領する者 | 寄附金を受領する者の所在地      |
| 社会福祉法人ぐくる | 広島市安佐南区伴北七丁目32番27号 |

広島市告示第576号

令和6年12月11日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付け広島市告示第20号において、別途広島市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

広島市長 松井 一 實

| 都道府県名 | 地域         |
|-------|------------|
| 石川県   | 七尾市、羽咋郡志賀町 |

広島市告示第577号

令和6年12月13日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和6年12月13日から同月27日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 整理番号  | 路線名       | 起点                       |
|-------|-----------|--------------------------|
|       |           | 終点                       |
| 17726 | 南4区360号線  | 南区仁保四丁目955番地地先           |
|       |           | 南区仁保四丁目乙853番地1地先         |
| 17727 | 安佐南4区91号線 | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原3559番地3地先 |
|       |           | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原3551番地1地先 |

広島市告示第578号

令和6年12月13日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和6年12月13日から同月27日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 整理番号  | 路線名      | 起点                 |
|-------|----------|--------------------|
|       |          | 終点                 |
| 17728 | 東3区286号線 | 東区中山西二丁目114番地1地先   |
|       |          | 東区中山西二丁目362番地1地先   |
| 17729 | 東4区31    | 東区牛田本町二丁目391番地48地先 |

|       |                  |                                 |
|-------|------------------|---------------------------------|
|       | 8 号線             | 東区牛田本町二丁目 3 9 1 番地 4 7 地先       |
| 17730 | 南 4 区 3 6 0 号線   | 南区仁保四丁目 9 5 5 番地地先              |
|       |                  | 南区仁保四丁目 8 2 9 番地 1 地先           |
| 17731 | 南 4 区 8 7 6 号線   | 南区仁保四丁目乙 8 2 2 番地地先             |
|       |                  | 南区仁保四丁目 8 2 3 番地 4 地先           |
| 17732 | 安佐南 1 区 5 3 1 号線 | 安佐南区川内六丁目 5 6 3 番地 1 0 地先       |
|       |                  | 安佐南区川内六丁目 5 6 3 番地 4 地先         |
| 17733 | 安佐南 4 区 9 1 号線   | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原 3 5 5 4 番地 1 地先 |
|       |                  | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原 3 5 5 8 番地 2 地先 |
| 17734 | 安佐南 4 区 8 6 9 号線 | 安佐南区伴中央四丁目 3 6 9 9 番地 1 0 地先    |
|       |                  | 安佐南区伴中央四丁目 3 6 9 9 番地 2 5 地先    |
| 17735 | 安佐北 1 区 1 6 5 号線 | 安佐北区白木町大字三田字三丁目 4 番地地先          |
|       |                  | 安佐北区白木町大字三田字三丁目 6 6 1 番地 1 地先   |
| 17736 | 安芸 1 区 6 8 8 号線  | 安芸区中野東六丁目 5 0 4 0 番地 6 地先       |
|       |                  | 安芸区中野東六丁目 5 0 5 0 番地 1 1 地先     |
| 17737 | 佐伯 2 区 4 7 0 号線  | 佐伯区八幡一丁目 8 8 3 番地 3 1 地先        |
|       |                  | 佐伯区八幡一丁目 8 8 3 番地 2 9 地先        |
| 17738 | 佐伯 3 区 3 3 8 号線  | 佐伯区千同三丁目 4 1 9 番地 1 1 地先        |
|       |                  | 佐伯区千同三丁目 4 1 9 番地 1 4 地先        |
| 17739 | 佐伯 5 区 1 8 5 号線  | 佐伯区湯来町大字下字佐 1 番地 1 地先           |
|       |                  | 佐伯区湯来町大字下字佐 1 6 0 番地 1 地先       |

~~~~~  
広島市告示第 5 7 9 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 2 月 1 3 日から同月 2 7 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	東 3 区 2 8 6 号線	6.25 メートル 34.40	メートル 454.40
市 道	東 4 区 3 1 8 号線	4.50 メートル 8.50	メートル 24.70
市 道	南 4 区 3 6 0 号線	1.50 メートル 2.20	メートル 63.63
市 道	南 4 区 8 7 6 号線	メートル 0.70	メートル 21.73
市 道	安佐南 1 区 5 3 1 号線	5.00 メートル	メートル 40.41

			10.00	
市 道	安佐南 4 区 9 1 号線	0.91 メートル 8.50	メートル 95.93	
市 道	安佐南 4 区 8 6 9 号線	6.00 メートル 18.60	メートル 124.00	
市 道	安佐北 1 区 1 6 5 号線	4.00 メートル 8.40	メートル 958.80	
市 道	安芸 1 区 6 8 8 号線	6.05 メートル 13.32	メートル 65.94	
市 道	佐伯 2 区 4 7 0 号線	6.00 メートル 13.00	メートル 88.86	
市 道	佐伯 3 区 3 3 8 号線	6.00 メートル 12.00	メートル 52.64	
市 道	佐伯 5 区 1 8 5 号線	7.60 メートル 38.50	メートル 67.20	

~~~~~  
**広島市告示第 5 8 0 号**

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 2 月 1 3 日から同月 2 7 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名              | 供用開始区間                          | 供用開始の期日            |
|-------|------------------|---------------------------------|--------------------|
| 市 道   | 東 4 区 3 1 8 号線   | 東区牛田本町二丁目 3 9 1 番地 4 8 地先       | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 東区牛田本町二丁目 3 9 1 番地 4 7 地先       |                    |
| 市 道   | 南 4 区 3 6 0 号線   | 南区仁保四丁目 9 5 5 番地地先              | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 南区仁保四丁目 8 2 9 番地 1 地先           |                    |
| 市 道   | 南 4 区 8 7 6 号線   | 南区仁保四丁目乙 8 2 2 番地地先             | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 南区仁保四丁目 8 2 3 番地 4 地先           |                    |
| 市 道   | 安佐南 1 区 5 3 1 号線 | 安佐南区川内六丁目 5 6 3 番地 1 0 地先       | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 安佐南区川内六丁目 5 6 3 番地 4 地先         |                    |
| 市 道   | 安佐南 4 区 9 1 号線   | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原 3 5 5 4 番地 1 地先 | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 安佐南区沼田町大字阿戸字天王原 3 5 5 8 番地 2 地先 |                    |
| 市 道   | 安佐南 4 区 8 6 9 号線 | 安佐南区伴中央四丁目 3 6 9 9 番地 1 0 地先    | 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 |
|       |                  | 安佐南区伴中央四丁目 3 6 9 9 番地 2 5 地先    |                    |

|    |           |                     |            |
|----|-----------|---------------------|------------|
| 市道 | 安芸1区688号線 | 安芸区中野東六丁目5040番地6地先  | 令和6年12月13日 |
|    |           | 安芸区中野東六丁目5050番地11地先 |            |
| 市道 | 佐伯2区470号線 | 佐伯区八幡一丁目883番地31地先   | 令和6年12月13日 |
|    |           | 佐伯区八幡一丁目883番地29地先   |            |
| 市道 | 佐伯3区338号線 | 佐伯区千同三丁目419番地11地先   | 令和6年12月13日 |
|    |           | 佐伯区千同三丁目419番地14地先   |            |

広島市告示第581号

令和6年12月13日

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定し、同法第10条第4項及び第26条第4項の規定により公示します。

広島市長 松井一實

1 区域の表示

次の図のとおりとする。

2 指定年月日

令和7年4月1日

（「次の図」は、省略し、その図面を広島市役所都市整備局指導部宅地開発指導課に備え置いて縦覧に供する。）

広島市告示第582号

令和6年12月13日

令和6年1月12日付け広島市告示第20号により令和6年度の固定資産税の第1期の納期限が延長されている者（富山県、石川県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、令和6年3月8日付け広島市告示第99号により、広島市内に所在する土地及び家屋に関する令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を令和6年4月1日（月）から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、令和6年12月1日付け広島市告示第576号により納期限が定まった者（次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、「別途広島市告示で定める期日」を令和7年1月31日（金）とします。

広島市長 松井一實

|       |            |
|-------|------------|
| 都道府県名 | 地域         |
| 石川県   | 七尾市、羽咋郡志賀町 |

広島市告示第583号

令和6年12月16日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43

年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区五日市町大字下河内字川坂の14番、15番6、15番7、16番1、16番5、16番8及び16番5地先の水路
- 2 開発面積  
2,607.37㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区井口明神一丁目1番10号  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本-代表取締役 村上 正一
- 4 検査済証交付年月日  
令和6年12月16日

広島市告示第584号

令和6年12月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市総合防災センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市総合防災センター条例（昭和58年広島市条例第25号）第7条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市総合防災センター
- 2 指定の相手方  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人広島市都市整備公社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第585号

令和6年12月16日

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）第16条第1項の規定により、市長が指定する不当な取引行為を定めた平成19年4月1日付け広島市告示第165号の一部を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

第4の1中「事業者の債務不履行若しくは不法行為若しくは商品売買契約等の目的物の瑕疵により生じた損害賠償責任」を「事業者の債務不履行若しくは不法行為若しくは商品売買契約等において、引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任」に、「不当に免除し、又は商品売買契約等の目的物の瑕疵に係る補修責任を一方的に免責させる内容」を「不当に免除する内容」に改める。

第7の3の見出し中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改

め、同本文中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

広島市告示第 5 8 6 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市市民農園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市民農園条例（平成 1 0 年広島市条例第 1 0 0 号）第 1 6 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市見張市民農園、広島市三田市民農園及び広島市三田市民農園

2 指定の相手方

広島市安佐北区深川八丁目 3 0 番 1 2 号  
公益財団法人広島市農林水産振興センター

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 5 8 7 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）第 6 6 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

2 指定の相手方

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号  
株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

別紙 略

広島市告示第 5 8 8 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）第 6 6 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

2 指定の相手方

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

別紙 略

広島市告示第 5 8 9 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）第 6 6 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

2 指定の相手方

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号  
株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

別紙 略

広島市告示第 5 9 0 号

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）第 5 2 条第 2 項の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則（平成 9 年広島市規則第 9 8 号）第 3 4 条において準用する同規則第 1 1 条の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 市営店舗の使用料

(1) 変更前

| 店舗名          | 所在地            | 専用床面積                    | 店舗使用料<br>(月額) |
|--------------|----------------|--------------------------|---------------|
| 基町店舗 4 5 7 号 | 中区基町 1 9 番 2 号 | 2 2 . 9 8 m <sup>2</sup> | 2 8 , 7 1 0 円 |
| 基町店舗 4 5 8 号 | 中区基町 1 9 番 2 号 | 1 5 . 3 2 m <sup>2</sup> | 1 9 , 1 4 0 円 |

(2) 変更後

| 店舗名                                        | 所在地            | 専用床面積                    | 店舗使用料<br>(月額) |
|--------------------------------------------|----------------|--------------------------|---------------|
| 基町店舗 4 5 7 号                               | 中区基町 1 9 番 2 号 | 3 8 . 3 0 m <sup>2</sup> | 4 7 , 9 6 0 円 |
| 基町店舗 4 5 8 号としての市営店舗は基町店舗 4 5 7 号との結合により消滅 |                |                          |               |

2 変更日

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

広島市告示第591号

令和6年12月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第592号

令和6年12月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第593号

令和6年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場及び広島市吉島体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項、広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項及び広島市体育館条例（昭和48年広島市条例第40号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場及び広島市吉島体育館
- 2 指定の相手方  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第594号

令和6年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセ

ンター、広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市総合屋内プール条例（平成30年広島市条例第43号）第15条第3項、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセンター、広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場
- 2 指定の相手方  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第595号

令和6年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市南区スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市南区スポーツセンター
- 2 指定の相手方  
広島市東区東蟹屋町5番5号  
南区スポーツパートナーズ  
構成員  
シンコースポーツ中国株式会社  
株式会社イズミテクノ
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第596号

令和6年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場、広島市南観音運動広場及び広島市観音新町運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設

広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場、広島市南観音運動広場及び広島市観音新町運動広場

2 指定の相手方

広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号  
西区スポーツパートナーズ

構成員

シンコースポーツ中国株式会社  
株式会社イズミテクノ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日（広島市観音新町運動広場にあつては、同年 3 月 2 9 日）から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 5 9 7 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市安佐南区スポーツセンター、広島市大町東庭球場、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和 5 5 年広島市条例第 4 2 号）第 1 6 条第 3 項及び広島市運動場条例（昭和 2 6 年広島市条例第 7 号）第 1 3 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市安佐南区スポーツセンター、広島市大町東庭球場、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場

2 指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号  
公益財団法人広島市スポーツ協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 5 9 8 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市安佐北区スポーツセンター、広島市筒瀬運動広場及び広島市高陽体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和 5 5 年広島市条例第 4 2 号）第 1 6 条第 3 項、広島市運動場条例（昭和 2 6 年広島市条例第 7 号）第 1 3 条第 3 項及び広島市体育館条例（昭和 4 8 年広島市条例第 4 0 号）第 1 4 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市安佐北区スポーツセンター、広島市筒瀬運動広場及び広島市高陽体育館

2 指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号  
公益財団法人広島市スポーツ協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 5 9 9 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市安芸区スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和 5 5 年広島市条例第 4 2 号）第 1 6 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市安芸区スポーツセンター

2 指定の相手方

広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号  
安芸区スポーツパートナーズ  
構成員

シンコースポーツ中国株式会社  
株式会社イズミテクノ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 6 0 0 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市佐伯区スポーツセンター、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場、広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和 5 5 年広島市条例第 4 2 号）第 1 6 条第 3 項、広島市運動場条例（昭和 2 6 年広島市条例第 7 号）第 1 3 条第 3 項及び広島市体育館条例（昭和 4 8 年広島市条例第 4 0 号）第 1 4 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市佐伯区スポーツセンター、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場、広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館

2 指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号  
公益財団法人広島市スポーツ協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

**広島市告示第601号**

令和6年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第3項の規定に基づき、広島市クアハウス湯の山の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市クアハウス湯の山条例（平成17年広島市条例第50号）第7条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市クアハウス湯の山
- 2 指定の相手方  
広島市東区東蟹屋町5番5号  
シンコースポーツ中国株式会社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**広島市告示第602号**

令和6年12月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 みゆきプラザ
  - (2) 所在地 広島市南区宇品御幸一丁目217番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
イオンリテール株式会社  
代表取締役 井出 武美  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
ほか4者
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
別紙のとおり。
- 5 届出年月日  
令和6年12月16日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和6年12月18日から令和7年4月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49

号）第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和7年4月18日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

**広島市告示第603号**

令和6年12月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 イオン宇品ショッピングセンター
  - (2) 所在地 広島市南区宇品東六丁目752番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
イオンリテール株式会社  
代表取締役 井出 武美  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
別紙のとおり。
- 5 届出年月日  
令和6年12月16日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和6年12月18日から令和7年4月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49

号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 4 月 18 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 604 号

令和 6 年 12 月 18 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 広島センター・基町ビル

(2) 所在地 広島市中区基町 10 番地 11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 池田 康

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享

広島市中区基町 6 番 2 7 号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目 18 番 21 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

令和 6 年 12 月 20 日

5 届出年月日

令和 6 年 12 月 17 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島布中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 12 月 18 日から令和 7 年 4 月 18 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 4 月 18 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 605 号

令和 6 年 12 月 18 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市安佐北コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市安佐北コミュニティセンター条例（令和 6 年広島市条例第 11 号）第 14 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市安佐北コミュニティセンター

2 指定の相手方

広島市中区基町 5 番 4 4 号（広島商工会議所ビル内）

三栄パブリックサービス株式会社

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 606 号

令和 6 年 12 月 19 日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面

は、令和6年12月19日から令和7年1月9日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請者等

(1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

申請者の住所 広島市西区横川町三丁目2番36号

申請者の名称 株式会社フレスタ

代表者の氏名 代表取締役 宗兼 邦生

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

事業場の所在地 安佐南区緑井五丁目18番12号

事業場の名称 フレスタグループ本部

2 申請内容

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設2基の使用の方法（使用時間、汚水等の排出量）、汚水等の処理の方法（排水処理施設の能力）、排出水の量を変更する。また、ちゅう房施設1基から出る汚水の一部の排出先を公共用水域から公共下水道に変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

別紙1のとおり。

(2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり。

(3) 排出水の汚染状態及び量

別紙3のとおり。

別紙1、別紙2及び別紙3 略

広島市告示第607号

令和6年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、竜王公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

竜王公園

2 指定の相手方

広島市中区大手町五丁目3番12号

株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第608号

令和6年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、西部埋立第五公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

西部埋立第五公園

2 指定の相手方

広島市南区松川町5番9号

株式会社オオケン

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第609号

令和6年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、寺迫公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

寺迫公園

2 指定の相手方

広島市中区基町5番44号（広島商工会議所ビル内）

三栄パブリックサービス株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第610号

令和6年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、可部運動公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

可部運動公園

2 指定の相手方

広島市南区松川町5番9号

株式会社オオケン

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第611号

令和6年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、瀬野川公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設  
瀬野川公園

2 指定の相手方  
広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号  
株式会社第一ビルサービス

3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~

広島市告示第 612 号
令和 6 年 12 月 19 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、佐伯運動公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和 39 年広島市条例第 18 号）第 16 条の 4 第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定に係る公の施設
佐伯運動公園

2 指定の相手方
広島市中区基町 5 番 4 4 号（広島商工会議所ビル内）
三栄パブリックサービス株式会社

3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~

**広島市告示第 613 号**  
令和 6 年 12 月 19 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市中小企業会館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市中小企業会館条例（昭和 54 年広島市条例第 45 号）第 12 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定に係る公の施設  
広島市中小企業会館

2 指定の相手方  
広島市南区松川町 5 番 9 号  
株式会社オオケン

3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~

広島市告示第 614 号
令和 6 年 12 月 20 日

令和 6 年第 6 回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

- 1 招集日 令和 6 年 12 月 27 日
- 2 招集場所 広島市役所
- 3 付議事件
 - (1) 常任委員会委員の選任について

(2) 特別委員会委員の選任について

(3) 専決処分^{かし}の報告について
公園の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定

~~~~~

**広島市告示第 615 号**  
令和 6 年 12 月 20 日

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

記

| 名称    | 所在地             | 適応災害  |
|-------|-----------------|-------|
| 中島集会所 | 中区羽衣町 16 番 15 号 | 土砂・洪水 |

**広島市告示第 616 号**

令和 6 年 12 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市平和記念公園レストハウスの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市平和記念公園レストハウス条例（昭和 39 年広島市条例第 35 号）第 14 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市平和記念公園レストハウス
- 2 指定の相手方  
広島市中区胡町 3 番 19 号  
平和記念公園レストハウスつなぐプロジェクト共同事業体  
構成員  
株式会社たびまちゲート広島  
広島電鉄株式会社  
株式会社中国新聞社  
ひろぎんエリアデザイン株式会社  
広島県ビルメンテナンス協同組合
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

**広島市告示第 617 号**

令和 6 年 12 月 20 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 3 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略



**広島市告示第618号**

令和6年12月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
令和6年12月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

別紙 略



**広島市告示第619号**

令和6年12月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和6年12月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

別紙 略



**広島市告示第620号**

令和6年12月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（路上駐車場等）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
別紙に掲げる駐車場
- 2 指定の相手方  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

別紙 略



**広島市告示第621号**

令和6年12月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（広島駅新幹線口駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市市営広島駅新幹線口駐車場
- 2 指定の相手方  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



**広島市告示第622号**

令和6年12月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（中央駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第9条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市中央駐車場
- 2 指定の相手方  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



**広島市告示第623号**

令和6年12月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（西新天地駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第9条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市西新天地駐車場

- 2 指定の相手方  
横浜市港北区菊名七丁目 3 番 2 2 号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示第 6 2 4 号
 令和 6 年 1 2 月 2 3 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第 6 2 5 号**  
 令和 6 年 1 2 月 2 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市映像文化ライブラリーの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市映像文化ライブラリー条例（昭和 57 年広島市条例第 35 号）第 7 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市映像文化ライブラリー
- 2 指定の相手方  
広島市中区加古町 4 番 1 7 号  
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示第 6 2 6 号
 令和 6 年 1 2 月 2 3 日

広島市公印管理規則（昭和 27 年広島市規則第 39 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文書名	印影を印刷する公印の名称
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（過年度用）	市長印

~~~~~  
**広島市告示第 6 2 7 号**  
 令和 6 年 1 2 月 2 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項

の規定に基づき、広島国際会議場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島国際会議場条例（平成元年広島市条例第 12 号）第 1 3 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島国際会議場
- 2 指定の相手方  
広島市中区中島町 1 番 2 号  
公益財団法人広島平和文化センター
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示第 6 2 8 号
 令和 6 年 1 2 月 2 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条又は第 11 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示第 6 2 9 号**  
 令和 6 年 1 2 月 2 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市まちづくり市民交流プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市まちづくり市民交流プラザ条例（平成 14 年広島市条例第 10 号）第 1 4 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市まちづくり市民交流プラザ
- 2 指定の相手方  
広島市中区加古町 4 番 1 7 号  
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示第 6 3 0 号
 令和 6 年 1 2 月 2 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市文化創造センター条例（平成 2 年広島市条例第 40 号）第 1 4 条第 3 項及び広島市区民文化センター条例（昭和 58 年広島市条例第 5 号）第 1 3 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設
広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第631号**  
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市東区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市東区民文化センター
- 2 指定の相手方  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第632号
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市南区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設
広島市南区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第633号**  
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市西区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市西区民文化センター
- 2 指定の相手方  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第634号
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安佐北区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安佐北区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市西区商工センター二丁目3番1号
株式会社イズミテクノ
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第635号**  
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安芸区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市安芸区民文化センター
- 2 指定の相手方  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第636号
令和6年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市文化交流会館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市文化交流会館条例（平成21年広島市条例第58号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設
広島市文化交流会館
- 2 指定の相手方
東京都新宿区西新宿三丁目 2 番 2 6 号
広島アートウインド運営企業体
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
**広島市告示第 637 号**

令和 6 年 12 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
広島市告示第 638 号

令和 6 年 12 月 27 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第 639 号**

令和 6 年 12 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
広島市告示第 640 号

令和 6 年 12 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第 641 号**

令和 6 年 12 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 116 号

令和 6 年 12 月 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 11 月 27 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 117 号**

令和 6 年 12 月 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 11 月 29 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 118 号

令和 6 年 12 月 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 12 月 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 119 号**

令和 6 年 12 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した

ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第120号

令和6年12月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第121号

令和6年12月12日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年12月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第122号

令和6年12月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第123号

令和6年12月20日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年12月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第124号

令和6年12月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第99号

令和6年12月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第100号

令和6年12月6日

戸坂下千足自転車等駐車場及び、戸坂千足自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年11月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（東区）第101号

令和6年12月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月16日から令和7年1月6日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間       | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--------------|---------|
|       | 東3区 | 東区中山西二丁目114番 |         |

|    |           |                                  |                |
|----|-----------|----------------------------------|----------------|
| 市道 | 286<br>号線 | 地1地先から<br>東区中山西二丁目362番<br>地1地先まで | 令和6年12月<br>16日 |
|----|-----------|----------------------------------|----------------|

広島市告示（東区）第102号

令和6年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第103号

令和6年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第166号

令和6年12月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第167号

令和6年12月4日

稲荷町A駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年12月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第168号

令和6年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転

車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第169号

令和6年12月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第170号

令和6年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第171号

令和6年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第172号

令和6年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（南区）第173号

令和6年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第147号

令和6年12月2日

長期間駐車されていた別紙自動二輪については、令和6年11月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自動二輪については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第148号

令和6年12月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 新旧別, 幅員(m), 延長(m). It lists two sections of road changes with their respective widths and lengths.

広島市告示(安佐南区)第149号

令和6年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. It details the start of road use for a specific section.

広島市告示(安佐南区)第150号

令和6年12月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 新旧別, 幅員(m), 延長(m). It lists two sections of road changes with their respective widths and lengths.

広島市告示(安佐南区)第151号

令和6年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. It details the start of road use for a specific section.

広島市告示(安佐南区)第152号

令和6年12月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第19号
2 指定年月日 令和6年12月5日
3 道路の位置 広島市安佐南区伴東三丁目の9338番2の一部及び9338番4の一部
4 幅員及び延長 幅員 5.00m
延長 33.45m

広島市告示(安佐南区)第153号

令和6年12月9日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準

法施行規則第 10 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 20 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 9 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中筋三丁目の 4 4 8 番 4 の一部、へ 4 4 8 番の一部、4 4 8 番 4 地先里道及びへ 4 4 8 番地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m  
延長 40.73m

広島市告示（安佐南区）第 1 5 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第 10 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 21 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 1 6 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内五丁目 8 1 8 番 3
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 26.38m

広島市告示（安佐南区）第 1 5 5 号

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 6 年 1 2 月 1 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第 1 5 6 号

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日から令和 7 年 1 月 1 4 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                      | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|-----|---------------------------|--------------------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-E3-<br>ひ-6-7-<br>15号水路 | 安佐南区東原三丁目 8 5 0 番 6 地先から安佐南区東原三丁目 8 7 3 番地先まで    |
|    | 新   |                           | 安佐南区東原三丁目 8 5 0 番 6 地先から安佐南区東原三丁目 8 7 1 番 2 地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 1 5 7 号

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第 10 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 2 2 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 2 4 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目の 1 6 1 3 番 1 の一部及び 1 6 1 3 番 6 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.05m  
延長 29.72m

広島市告示（安佐南区）第 1 5 8 号

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 6 年 1 2 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 1 0 4 号

令和 6 年 1 2 月 6 日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和 6 年 1 1 月 2 0 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 1 0 5 号

令和 6 年 1 2 月 9 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5

号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第7号
- 2. 指定年月日 令和6年12月9日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山六丁目の1613番の一部、1627番1の一部及び1628番1の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 60.60メートル

広島市告示（安佐北区）第106号

令和6年12月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                      | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|-------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区370号線 | 安佐北区大林町字長迫3494番地地先から安佐北区大林町字長迫3487番地3地先まで | 旧   | 3.22<br>～<br>5.22 | 70.27    |
|       |            |                                           | 新   | 5.05<br>～<br>7.24 |          |

広島市告示（安佐北区）第107号

令和6年12月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                    | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北3区370号線 | 安佐北区大林町字長迫3494番地地先から安佐北区大林町字長迫3487番地3地先まで | 令和6年12月11日 |

広島市告示（安佐北区）第108号

令和6年12月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更しま

す。

その関係図面は、令和6年12月11日から同月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                  | 所在（起点及び終点）                                |
|----|-----|-----------------------|-------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北1区1586号里道          | 白木町大字志路字大屋敷42番地先から白木町大字志路字大屋敷50番1地先まで     |
|    | 新   | 安佐北1区1586号里道          | 白木町大字志路字大屋敷42番地先から白木町大字志路字大屋敷50番1地先まで     |
| 里道 | 旧   | 安佐北1区F1-B大屋敷-156-3号里道 | 白木町大字志路字大屋敷3757番地先から白木町大字志路字大屋敷3775番地先まで  |
|    | 新   | 安佐北1区F1-B大屋敷-156-3号里道 | 白木町大字志路字大屋敷3757番地先から白木町大字志路字大屋敷13702番地先まで |
| 里道 | 旧   | 安佐北1区F1-B大屋敷-156-6号里道 | 白木町大字志路字大屋敷3770番地先から白木町大字志路字大屋敷3678番地先まで  |
|    | 新   | 安佐北1区F1-B大屋敷-156-6号里道 | 白木町大字志路字大屋敷3694番地先から白木町大字志路字大屋敷3678番地先まで  |

広島市告示（安佐北区）第109号

令和6年12月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和6年12月19日から令和7年1月8日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                       |
|----|--------------------|----------------------------------|
| 水路 | K4-F3-K石林-14-71号水路 | 大林町字石林2598番2地先から大林町字石林2598番2地先まで |

広島市告示（安佐北区）第110号

令和6年12月23日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和6年12月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第111号  
令和6年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、令和6年12月18日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第112号  
令和6年12月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月25日から令和7年1月14日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区33号線 | 安佐北区口田南三丁目1918番地1地先から安佐北区口田南三丁目1918番地4地先まで | 旧   | 2.93<br>～<br>3.67 | 26.39    |
|       |           |                                            | 新   | 3.11<br>～<br>3.83 | 26.39    |

広島市告示（安佐北区）第113号  
令和6年12月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月25日から令和7年1月14日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|--------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北2区33号線 | 安佐北区口田南三丁目1918番地1地先から安佐北区口田南三丁目1918番地4地先まで | 令和6年12月25日 |

広島市告示（安芸区）第107号  
令和6年12月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第108号  
令和6年12月9日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第109号  
令和6年12月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第110号  
令和6年12月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第111号  
令和6年12月25日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第129号

令和6年12月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年12月2日から同月16日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|----------|------------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 国道    | 一般国道191号 | 佐伯区湯来町大字下字佐160番地1地先から佐伯区湯来町大字下字佐5番地2地先まで | 旧   | メートル<br>7.74<br>～<br>7.88  | メートル<br>97.57 |
|       |          |                                          | 新   | メートル<br>7.74<br>～<br>7.88  | メートル<br>97.57 |
|       |          |                                          | 新   | メートル<br>7.82<br>～<br>13.25 | メートル<br>97.57 |

広島市告示（佐伯区）第131号

令和6年12月6日

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、令和6年12月20日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

| 公園名称    | 所在地                   | 供用開始の期日   | 区域     |
|---------|-----------------------|-----------|--------|
| 海老園第六公園 | 広島市佐伯区海老園二丁目345番13の一部 | 令和6年12月6日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示（佐伯区）第132号

令和6年12月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和6年12月9日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央一丁目の40番2の一部及び40番3の一部

- 4 幅員及び延長 幅員 4.0メートル  
延長 9.90メートル

広島市告示（佐伯区）第133号

令和6年12月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年12月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第134号

令和6年12月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年12月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第135号

令和6年12月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年12月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第136号

令和6年12月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年12月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第137号

令和6年12月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和6年12月23日から令和7年1月14日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の

縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 種類  | 路線名等                                  | 所在（起点及び終点）                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 里 道 | 佐伯 2 区 2 4 3 号<br>里道の一部               | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 0 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 5 9 番地先まで                                                                                                                                                      |
| 里 道 | 佐伯 2 区 2 7 5 号<br>里道の一部               | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 2 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 6 5 番地先まで<br>広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 6 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 6 7 番地先まで<br>広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字小林 6 0 番地先から広島市佐伯<br>区五日市町大字口和田字小林 6 0<br>番地先まで |
| 水 路 | K 4 - H - 1 4 4<br>- 9 - 2 号水路の<br>一部 | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 0 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 5 9 番地先まで                                                                                                                                                      |
| 水 路 | K 4 - H - 1 4 4<br>- 9 - 4 号水路        | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 2 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 6 5 番地先まで                                                                                                                                                      |
| 水 路 | K 4 - H - 3 7 -<br>5 - 4 号水路          | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字小林 6 0 番地先から広島市佐伯<br>区五日市町大字口和田字小林 6 0<br>番地先まで                                                                                                                                                             |
| 水 路 | K 4 - H - 1 4 4<br>- 9 - 7 号水路の<br>一部 | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 6 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 6 7 番地先まで                                                                                                                                                      |
| 水 路 | K 4 - H - 1 4 4<br>- 9 - 8 号水路        | 広島市佐伯区五日市町大字口和田<br>字岡ノ谷 4 6 7 番地先から広島市<br>佐伯区五日市町大字口和田字岡ノ<br>谷 4 6 7 番地先まで                                                                                                                                                      |

広島市告示（佐伯区）第 1 3 8 号

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第 1 0 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 8 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 2 3 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区坪井一丁目 1 1 5 9 番 3、1 1 5 8 番 7 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4. 0 ～ 4. 1 メートル  
延長 5 7. 8 0 メートル

広島市告示（佐伯区）第 1 3 9 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 6 年 1 2 月 1 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 4 0 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第 1 0 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 9 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区海老園四丁目の 1 0 5 3 番 1 8 の一部及び 1 0 5 3 番 1 9
- 4 幅員及び延長 幅員 4. 1 メートル  
延長 2 7. 0 1 メートル

広島市告示（佐伯区）第 1 4 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日から令和 7 年 1 月 1 6 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 路線の種類 | 路線名             | 変更区間                                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|----------------|
| 市 道   | 佐伯 1 区 3 7 2 号線 | 佐伯区五日市町大字石内字周迫 1 1 7 5 5 番地 1 地先から佐伯区五日市町大字石内字周迫 1 1 7 5 7 番地 1 地先まで | 旧   | メートル<br>28.40<br>～<br>70.00 | メートル<br>152.50 |
|       |                 |                                                                      | 新   | メートル<br>57.00<br>～<br>70.00 | メートル<br>152.50 |

**区 告 示****広島市中区告示第5号**

令和6年12月27日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 今 富 雅 夫

| 氏名                | 住民票上の住所                 | 職権処理の内容 |
|-------------------|-------------------------|---------|
| 重森 里美             | 広島市中区銀山町1番16-1104号      | 消 除     |
| 赤川 健一             | 広島市中区河原町6番15-301号       | 消 除     |
| 若木 剛              | 広島市中区光南一丁目13番14-302号    | 消 除     |
| 中神 心              | 広島市中区田中町1番7-501号ウエストシグマ | 消 除     |
| 中神 仁太郎            | 広島市中区田中町1番7-501号ウエストシグマ | 消 除     |
| 文 賢一<br>(通称：佐藤賢一) | 広島市中区平野町1番13-203号       | 消 除     |

**公 告**

公 告

広島農業振興地域整備計画（以下「計画」という。）を変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び変更等理由書を、次により縦覧に供します。

令和6年12月27日

広島市長 松 井 一 實

## 1 計画の変更案及び変更等理由書の縦覧期間

自 令和6年12月28日

至 令和7年1月27日

## 2 計画の変更案及び変更等理由書の縦覧場所

広島市役所経済観光局農林水産部農政課

(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)

広島市安佐南区役所農林建設部農林課

(広島市安佐南区古市一丁目33番14号)

広島市安佐北区役所農林建設部農林課

(広島市安佐北区可部四丁目13番13号)

広島市安芸区役所農林建設部農林課

(広島市安芸区船越南三丁目4番36号)

広島市佐伯区役所農林建設部農林課

(広島市佐伯区海老園二丁目5番28号)

## 3 意見書の提出

法第11条第2項の規定に基づき、広島市の区域内に住所を有する者は、縦覧期間満了の日までに、計画変更案について、市に意見書を提出することができます。

## (1) 提出先

計画の変更案及び変更等理由書の縦覧窓口

## (2) 記載すべき事項

ア 提出者氏名及び住所

イ 対象となる計画の名称

ウ 意見

## (3) その他

法第12条第1項の規定に基づき、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果は、個人が特定できないようにした上で縦覧に供します。

## 4 異議の申出

法第11条第3項の規定に基づき、計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年1月27日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

**市 議 会 規 則****広島市議会規則第2号**

令和6年12月17日

広島市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市議会議長 母 谷 龍 典

**広島市議会傍聴規則の一部を改正する規則**

広島市議会傍聴規則（昭和39年広島市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第2項中「は、」の右に「法第130条第1項若しくは第2項又は」を加え、「速やかに」を「直ちに」に改め、同条に次の1項を加える。

## 3 法第130条第1項若しくは第2項又はこの条第1項の規定

により退場を命ぜられた者のうち次に掲げるものが、当該退場を命ぜられた会議を再び傍聴しようとする場合は、議長が定めるところにより、法、この規則その他議長が定める事項を遵守する旨の誓約書を議長に提出しなければならない。

(1) 当該退場の命令に従わなかったもの

(2) 当該退場を命ぜられるより前に当該会議において既に1度退場を命ぜられて退場したもの

**附 則**

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

**選 管 告 示**

広島市選挙管理委員会告示第9号

令和 6 年 1 月 2 日

令和 6 年 1 月 2 日現在における地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第 7 4 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 7 5 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

1 9, 4 9 4 人

2 地方自治法第 7 6 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 8 1 条第 1 項（市長の解職の請求）及び第 8 6 条第 1 項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

2 2 1, 8 3 7 人

3 地方自治法第 8 0 条第 1 項（議員の解職の請求）及び地方自治法第 8 6 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

- 中 区 3 8, 5 4 2 人
- 東 区 3 2, 4 0 5 人
- 南 区 3 9, 0 5 3 人
- 西 区 5 1, 2 3 0 人
- 安佐南区 6 5, 5 9 3 人
- 安佐北区 3 8, 7 7 5 人
- 安 芸 区 2 0, 9 1 7 人
- 佐 伯 区 3 8, 3 8 7 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第 5 条第 1 5 項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

1 6 2, 4 4 9 人

広島市選挙管理委員会告示第 1 0 号

令和 6 年 1 月 2 日

令和 6 年 1 月 2 日現在における地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の

組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第 7 4 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 7 5 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

1 9, 4 9 4 人

2 地方自治法第 7 6 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 8 1 条第 1 項（市長の解職の請求）及び第 8 6 条第 1 項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

2 2 1, 8 3 8 人

3 地方自治法第 8 0 条第 1 項（議員の解職の請求）及び地方自治法第 8 6 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

- 中 区 3 8, 5 4 2 人
- 東 区 3 2, 4 0 5 人
- 南 区 3 9, 0 5 3 人
- 西 区 5 1, 2 3 0 人
- 安佐南区 6 5, 5 9 3 人
- 安佐北区 3 8, 7 7 5 人
- 安 芸 区 2 0, 9 1 8 人
- 佐 伯 区 3 8, 3 8 7 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第 5 条第 1 5 項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

1 6 2, 4 5 0 人

広島市選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 月 2 日

令和 6 年 1 月 2 日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 5 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 3 日からとします。

広島市選挙管理委員会

委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第12号

令和6年12月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、広島市議会議員の補欠選挙を、次のとおり行いません。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 1 選挙期日 令和6年12月22日
- 2 選挙区 安芸区選挙区
- 3 選挙すべき議員の数 1人

広島市選挙管理委員会告示第13号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

6,037,600円

広島市選挙管理委員会告示第14号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第15号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所3階第一会議室

2 日時 令和6年12月23日 午前10時30分開始

広島市選挙管理委員会告示第16号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第17号

令和6年12月13日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年広島市条例第42号）第4条第2項の規定により、令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第18号

令和6年12月23日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

区選管告示

広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号

令和6年12月2日

広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙執行に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和6年12月3日から同年12月22日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和6年12月23日から行う。

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年条例第 6 0 号）第 1 条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 新井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 5 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 6 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

| 期日前投票所<br>開設場所              | 所在地                        | 期間                                                             |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3 階第 1 会議室      | 広島市安芸区船越南<br>三丁目 4 番 3 6 号 | 令和 6 年 1 2 月 1 4<br>日から<br>同月 2 1 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所           | 広島市安芸区中野三<br>丁目 2 0 番 9 号  | 令和 6 年 1 2 月 1 4<br>日から<br>同月 2 1 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所           | 広島市安芸区阿戸町<br>6 2 5 7 番地の 2 | 令和 6 年 1 2 月 1 4<br>日から<br>同月 2 1 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所           | 広島市安芸区矢野東<br>五丁目 7 番 1 8 号 | 令和 6 年 1 2 月 1 4<br>日から<br>同月 2 1 日まで                          |
| エールエール A 館<br>エントランスプラ<br>ザ | 広島市南区松原町 9<br>番 1 号        | 令和 6 年 1 2 月 1 9<br>日から<br>同月 2 1 日まで<br>午前 1 0 時から午後<br>8 時まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 7 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 8 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 2 9 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 5 階 講堂
- 2 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 午後 5 時 2 0 分  
ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 3 階 第 5 会議室
- (2) 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日 午後 6 時

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 0 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 2 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日時 令和6年12月22日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第31号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| 開票管理者   | 住所 | 広島市安芸区  |
|         | 氏名 | 荒井 秀則   |
| 同上職務代理者 | 住所 | 広島市安佐南区 |
|         | 氏名 | 三宅 修司   |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第32号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
  - (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
  - (2) 日時 令和6年12月19日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
  - (1) 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
  - (2) 日時 令和6年12月22日 午後8時30分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第33号

令和6年12月20日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する

必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第34号

令和6年12月22日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第35号

令和6年12月22日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

区選管委員長告示

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和6年12月13日

令和6年12月22日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
- 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
- 広島市安芸区中野三丁目20番9号
- 広島市安芸区役所中野出張所
- 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
- 広島市安芸区役所阿戸出張所
- 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号

広島市安芸区役所矢野出張所  
広島市南区松原町9番1号  
エールエールA館エントランスプラザ

### 人事委員会規則

#### 広島市人事委員会規則第5号

令和6年12月26日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭示

#### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7のキの表中

|    |    |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 30 |
| 32 | 30 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 31 |
| 34 | 31 |
| 34 | 31 |
| 34 | 32 |
| 34 | 32 |
| 35 | 32 |
| 35 | 32 |
| 35 | 32 |

を に改め、

同表のクの表中

|    |    |
|----|----|
| 54 | 53 |
| 55 | 54 |
| 56 | 54 |
| 57 | 55 |
| 57 | 55 |
| 58 | 56 |
| 58 | 56 |
| 59 | 57 |
| 59 | 58 |
| 60 | 59 |
| 60 | 60 |
| 61 | 61 |
| 62 | 62 |

を に、

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 5  | 6  | 21 | 22 |
| 6  | 7  | 22 | 23 |
| 6  | 8  | 22 | 24 |
| 7  | 9  | 23 | 25 |
| 7  | 9  | 23 | 25 |
| 8  | 10 | 24 | 26 |
| 8  | 10 | 24 | 26 |
| 9  | 11 | 25 | 27 |
| 10 | 11 | 26 | 27 |
| 11 | 12 | 27 | 28 |

を に、 を に、

|    |    |
|----|----|
| 51 | 52 |
| 51 | 52 |
| 52 | 52 |
| 52 | 53 |
| 52 | 53 |
| 53 | 54 |
| 53 | 54 |
| 53 | 55 |
| 54 | 55 |
| 54 | 55 |
| 54 | 56 |
| 54 | 56 |
| 55 | 57 |
| 55 | 57 |

を に改める。

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第7のイの表中

|   |    |   |    |
|---|----|---|----|
| 1 | 6  | 2 | 6  |
| 1 | 7  | 3 | 7  |
| 1 | 8  | 4 | 8  |
| 1 | 9  | 5 | 9  |
| 2 | 10 | 5 | 10 |
| 3 | 11 | 6 | 11 |
| 4 | 12 | 6 | 12 |
| 5 | 13 | 7 | 13 |
| 6 | 14 | 7 | 14 |
| 7 | 15 | 8 | 15 |

を

|    |    |
|----|----|
| 37 | 38 |
| 37 | 38 |
| 37 | 39 |
| 38 | 39 |
| 38 | 39 |
| 38 | 39 |
| 38 | 40 |
| 39 | 40 |
| 39 | 40 |
| 39 | 41 |
| 39 | 41 |
| 40 | 41 |
| 40 | 42 |
| 40 | 42 |
| 40 | 42 |
| 40 | 42 |
| 41 | 42 |
| 41 | 43 |
| 41 | 43 |

を に改め、

同表のキの表中

|    |    |
|----|----|
| 26 | 25 |
| 27 | 26 |
| 28 | 26 |
| 29 | 27 |
| 29 | 27 |
| 29 | 28 |
| 29 | 28 |
| 30 | 29 |
| 30 | 29 |
| 30 | 29 |
| 30 | 29 |
| 30 | 29 |
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 31 |
| 31 | 31 |
| 31 | 31 |
| 31 | 31 |
| 31 | 31 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |

を に改め、

同表のコの表中

|    |    |
|----|----|
| 17 | 18 |
| 18 | 19 |
| 18 | 20 |
| 19 | 21 |
| 19 | 21 |
| 20 | 22 |
| 20 | 22 |
| 21 | 23 |
| 22 | 23 |
| 23 | 24 |

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 第2条の規定の施行の前日に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第19号

令和6年12月10日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

- 日時 令和6年12月17日（火） 午前9時30分
- 場所 中区役所6階教育委員室
- 議題

【公開予定議題】

- 広島市立落合東幼稚園の廃止について（議案）

広島市教育委員会告示第20号

令和6年12月23日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

|      |                |
|------|----------------|
| 文書名  | 印影を印刷する公印の名称   |
| 卒業証書 | 広島市立広島特別支援学校長印 |

水道局規程

広島市水道局規程第6号

令和6年12月26日

広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の

管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上 裕之

広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道

局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

(広島市水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 広島市水道局職員の給与に関する規程(昭和 3 2 年広島市水道局規程第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

企 業 職 給 料 表

| 職員の区分              | 職務の級    | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    | 号給      | 給料月額    |
| 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 |         | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                    | 1       | 160,500 | 189,300 | 232,800 | 273,900 | 325,800 | 364,100 | 405,500 | 459,300 |
|                    | 2       | 161,900 | 190,800 | 234,500 | 275,700 | 328,000 | 366,500 | 408,100 | 462,000 |
|                    | 3       | 163,300 | 192,300 | 236,200 | 277,500 | 330,200 | 368,900 | 410,700 | 464,700 |
|                    | 4       | 164,700 | 193,800 | 237,900 | 279,300 | 332,500 | 371,400 | 413,300 | 467,500 |
|                    | 5       | 166,000 | 195,400 | 239,700 | 280,900 | 334,600 | 373,700 | 415,700 | 470,200 |
|                    | 6       | 167,500 | 197,000 | 241,100 | 283,000 | 336,600 | 375,900 | 418,100 | 473,200 |
|                    | 7       | 169,000 | 198,700 | 242,500 | 285,100 | 338,600 | 378,100 | 420,500 | 476,200 |
|                    | 8       | 170,500 | 200,300 | 243,900 | 287,200 | 340,600 | 380,300 | 422,900 | 479,300 |
|                    | 9       | 171,800 | 201,700 | 245,100 | 289,100 | 342,300 | 382,400 | 425,200 | 482,300 |
|                    | 10      | 173,300 | 203,300 | 246,900 | 291,100 | 344,400 | 384,800 | 427,600 | 485,600 |
|                    | 11      | 174,800 | 204,900 | 248,700 | 293,100 | 346,500 | 387,200 | 430,000 | 488,800 |
|                    | 12      | 176,300 | 206,500 | 250,500 | 295,200 | 348,700 | 389,600 | 432,400 | 492,000 |
|                    | 13      | 177,600 | 208,200 | 252,200 | 297,100 | 350,700 | 392,000 | 434,600 | 495,200 |
|                    | 14      | 178,900 | 209,400 | 254,100 | 299,300 | 352,500 | 394,300 | 436,900 | 497,800 |
|                    | 15      | 180,200 | 210,700 | 256,000 | 301,500 | 354,300 | 396,600 | 439,200 | 500,400 |
|                    | 16      | 181,500 | 212,000 | 257,900 | 303,700 | 356,200 | 399,000 | 441,600 | 503,000 |
|                    | 17      | 182,800 | 213,200 | 259,600 | 305,700 | 357,900 | 401,300 | 443,800 | 505,500 |
|                    | 18      | 184,300 | 214,400 | 261,100 | 307,900 | 359,600 | 403,400 | 446,100 | 507,100 |
|                    | 19      | 185,800 | 215,600 | 262,600 | 310,100 | 361,300 | 405,500 | 448,400 | 508,600 |
|                    | 20      | 187,300 | 216,800 | 264,100 | 312,300 | 363,000 | 407,700 | 450,800 | 510,100 |
|                    | 21      | 188,900 | 218,000 | 265,400 | 314,300 | 364,500 | 409,800 | 453,100 | 511,600 |
|                    | 22      | 190,200 | 219,100 | 267,000 | 316,100 | 366,100 | 411,800 | 454,900 | 513,000 |
|                    | 23      | 191,500 | 220,200 | 268,600 | 317,900 | 367,700 | 413,800 | 456,700 | 514,400 |
|                    | 24      | 192,800 | 221,300 | 270,300 | 319,700 | 369,300 | 415,800 | 458,600 | 515,800 |
|                    | 25      | 194,000 | 222,500 | 271,800 | 321,300 | 370,800 | 417,700 | 460,300 | 517,000 |
|                    | 26      | 195,800 | 223,700 | 273,400 | 323,300 | 372,800 | 419,400 | 462,000 | 518,100 |
|                    | 27      | 197,600 | 224,900 | 275,000 | 325,400 | 374,900 | 421,100 | 463,800 | 519,200 |
|                    | 28      | 199,400 | 226,100 | 276,700 | 327,500 | 377,000 | 422,800 | 465,600 | 520,400 |
|                    | 29      | 201,100 | 227,100 | 278,300 | 329,400 | 378,900 | 424,400 | 467,200 | 521,500 |
|                    | 30      | 202,900 | 228,200 | 279,700 | 331,500 | 380,900 | 425,900 | 468,100 | 522,300 |
|                    | 31      | 204,700 | 229,300 | 281,100 | 333,600 | 383,000 | 427,400 | 469,000 | 523,100 |
|                    | 32      | 206,500 | 230,400 | 282,500 | 335,800 | 385,100 | 428,900 | 469,900 | 523,900 |
|                    | 33      | 208,200 | 231,600 | 283,700 | 337,800 | 387,000 | 430,300 | 470,800 | 524,700 |
|                    | 34      | 209,400 | 232,800 | 285,400 | 339,900 | 388,900 | 431,700 | 471,500 | 525,500 |
|                    | 35      | 210,600 | 234,000 | 287,100 | 342,100 | 390,800 | 433,100 | 472,300 | 526,300 |
|                    | 36      | 211,800 | 235,200 | 288,800 | 344,300 | 392,700 | 434,600 | 473,100 | 527,100 |
|                    | 37      | 212,900 | 236,500 | 290,600 | 346,300 | 394,500 | 435,900 | 473,700 | 527,800 |
|                    | 38      | 214,000 | 238,100 | 292,300 | 348,300 | 396,000 | 436,900 | 474,500 | 528,600 |
|                    | 39      | 215,100 | 239,700 | 294,100 | 350,300 | 397,500 | 438,000 | 475,300 | 529,400 |
|                    | 40      | 216,200 | 241,300 | 295,900 | 352,300 | 399,000 | 439,100 | 476,100 | 530,200 |
|                    | 41      | 217,400 | 242,800 | 297,500 | 354,100 | 400,300 | 440,000 | 476,800 | 531,000 |
| 42                 | 218,500 | 244,300 | 299,200 | 355,800 | 401,600 | 440,800 | 477,600 | 531,800 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 43 | 219,600 | 245,800 | 300,900 | 357,500 | 402,900 | 441,600 | 478,400 | 532,600 |
| 44 | 220,700 | 247,300 | 302,700 | 359,200 | 404,200 | 442,400 | 479,200 | 533,400 |
| 45 | 221,700 | 248,700 | 304,300 | 360,700 | 405,300 | 443,100 | 480,000 | 534,200 |
| 46 | 222,800 | 250,000 | 306,100 | 362,100 | 406,100 | 444,000 | 480,700 | 535,000 |
| 47 | 223,900 | 251,400 | 307,900 | 363,500 | 406,900 | 444,900 | 481,400 | 535,800 |
| 48 | 225,000 | 252,800 | 309,700 | 365,000 | 407,700 | 445,900 | 482,100 | 536,600 |
| 49 | 225,900 | 254,000 | 311,300 | 366,400 | 408,500 | 446,800 | 482,900 | 537,400 |
| 50 | 227,000 | 255,500 | 313,000 | 367,600 | 409,500 | 447,500 | 483,700 | 538,200 |
| 51 | 228,100 | 257,000 | 314,800 | 368,800 | 410,500 | 448,200 | 484,500 | 539,000 |
| 52 | 229,200 | 258,500 | 316,600 | 370,000 | 411,500 | 449,000 | 485,300 | 539,900 |
| 53 | 230,100 | 259,800 | 318,100 | 370,900 | 412,300 | 449,700 | 485,900 | 540,400 |
| 54 | 231,200 | 261,300 | 319,900 | 372,200 | 413,000 | 450,400 | 486,600 | 541,200 |
| 55 | 232,300 | 262,800 | 321,700 | 373,500 | 413,800 | 451,100 | 487,300 | 542,000 |
| 56 | 233,400 | 264,300 | 323,600 | 374,800 | 414,600 | 451,800 | 488,000 | 542,800 |
| 57 | 234,300 | 265,600 | 325,200 | 376,000 | 415,200 | 452,400 | 488,700 | 543,600 |
| 58 | 235,200 | 267,300 | 326,900 | 377,100 | 415,800 | 453,100 | 489,400 |         |
| 59 | 236,100 | 269,000 | 328,600 | 378,200 | 416,400 | 453,800 | 490,100 |         |
| 60 | 237,000 | 270,700 | 330,400 | 379,300 | 417,000 | 454,500 | 490,800 |         |
| 61 | 237,800 | 272,200 | 332,000 | 380,200 | 417,500 | 455,000 | 491,500 |         |
| 62 | 238,600 | 273,800 | 333,700 | 381,000 | 418,200 | 455,600 | 492,200 |         |
| 63 | 239,400 | 275,400 | 335,400 | 381,800 | 419,000 | 456,200 | 492,900 |         |
| 64 | 240,300 | 277,000 | 337,100 | 382,700 | 419,700 | 456,800 | 493,600 |         |
| 65 | 241,100 | 278,400 | 338,600 | 383,500 | 420,300 | 457,400 | 494,300 |         |
| 66 | 241,900 | 279,500 | 340,000 | 384,200 | 421,000 | 458,000 | 495,100 |         |
| 67 | 242,700 | 280,600 | 341,400 | 384,900 | 421,700 | 458,600 | 495,900 |         |
| 68 | 243,500 | 281,700 | 342,800 | 385,700 | 422,400 | 459,200 | 496,700 |         |
| 69 | 244,100 | 282,800 | 344,000 | 386,300 | 423,000 | 459,900 | 497,300 |         |
| 70 | 245,000 | 284,000 | 345,200 | 387,100 | 423,800 | 460,600 |         |         |
| 71 | 245,900 | 285,200 | 346,400 | 388,000 | 424,600 | 461,300 |         |         |
| 72 | 246,800 | 286,500 | 347,600 | 388,900 | 425,400 | 462,000 |         |         |
| 73 | 247,500 | 287,600 | 348,600 | 389,600 | 426,000 | 462,600 |         |         |
| 74 | 248,300 | 288,800 | 350,000 | 390,600 | 426,500 | 463,200 |         |         |
| 75 | 249,100 | 290,100 | 351,400 | 391,700 | 427,000 | 463,800 |         |         |
| 76 | 249,900 | 291,400 | 352,900 | 392,800 | 427,600 | 464,400 |         |         |
| 77 | 250,700 | 292,500 | 354,100 | 393,700 | 428,100 | 464,900 |         |         |
| 78 | 251,600 | 293,800 | 355,700 | 394,400 | 428,700 | 465,600 |         |         |
| 79 | 252,600 | 295,000 | 357,400 | 395,100 | 429,300 | 466,300 |         |         |
| 80 | 253,500 | 296,300 | 359,100 | 395,900 | 429,900 | 467,000 |         |         |
| 81 | 254,100 | 297,600 | 360,500 | 396,500 | 430,300 | 467,500 |         |         |
| 82 | 255,100 | 298,700 | 361,900 | 397,000 | 430,900 |         |         |         |
| 83 | 256,100 | 299,800 | 363,300 | 397,500 | 431,500 |         |         |         |
| 84 | 257,200 | 300,900 | 364,800 | 398,000 | 432,100 |         |         |         |
| 85 | 258,100 | 301,800 | 366,000 | 398,600 | 432,700 |         |         |         |
| 86 | 258,900 | 302,800 | 367,200 | 399,300 | 433,300 |         |         |         |
| 87 | 259,700 | 303,800 | 368,400 | 400,000 | 433,900 |         |         |         |
| 88 | 260,500 | 304,800 | 369,700 | 400,700 | 434,500 |         |         |         |
| 89 | 261,200 | 305,700 | 370,800 | 401,200 | 435,000 |         |         |         |
| 90 | 261,900 | 306,600 | 371,500 | 402,000 | 435,500 |         |         |         |
| 91 | 262,600 | 307,500 | 372,200 | 402,800 | 436,000 |         |         |         |
| 92 | 263,300 | 308,500 | 373,000 | 403,600 | 436,600 |         |         |         |
| 93 | 263,800 | 309,200 | 373,600 | 404,200 | 437,100 |         |         |         |
| 94 | 264,300 | 310,100 | 374,200 | 405,000 | 437,700 |         |         |         |
| 95 | 264,800 | 311,000 | 374,800 | 405,800 | 438,300 |         |         |         |
| 96 | 265,300 | 311,900 | 375,500 | 406,600 | 438,900 |         |         |         |
| 97 | 265,700 | 312,700 | 376,000 | 407,500 | 439,400 |         |         |         |

|                           |  |              |              |              |              |              |              |              |              |
|---------------------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 98                        |  |              | 313,600      | 376,700      | 408,000      | 440,000      |              |              |              |
| 99                        |  |              | 314,500      | 377,400      | 408,500      | 440,600      |              |              |              |
| 100                       |  |              | 315,400      | 378,100      | 409,000      | 441,200      |              |              |              |
| 101                       |  |              | 316,000      | 378,600      | 409,600      | 441,600      |              |              |              |
| 102                       |  |              | 316,800      | 379,200      | 410,100      | 442,300      |              |              |              |
| 103                       |  |              | 317,700      | 379,800      | 410,600      | 443,000      |              |              |              |
| 104                       |  |              | 318,600      | 380,400      | 411,100      | 443,700      |              |              |              |
| 105                       |  |              | 319,200      | 381,000      | 411,600      | 444,300      |              |              |              |
| 106                       |  |              | 319,800      | 381,500      | 412,100      |              |              |              |              |
| 107                       |  |              | 320,400      | 382,000      | 412,600      |              |              |              |              |
| 108                       |  |              | 321,000      | 382,500      | 413,100      |              |              |              |              |
| 109                       |  |              | 321,500      | 382,900      | 413,600      |              |              |              |              |
| 110                       |  |              | 322,000      | 383,400      | 414,100      |              |              |              |              |
| 111                       |  |              | 322,500      | 383,900      | 414,600      |              |              |              |              |
| 112                       |  |              | 323,000      | 384,400      | 415,100      |              |              |              |              |
| 113                       |  |              | 323,300      | 384,700      | 415,600      |              |              |              |              |
| 114                       |  |              | 323,800      | 385,100      | 416,100      |              |              |              |              |
| 115                       |  |              | 324,300      | 385,600      | 416,600      |              |              |              |              |
| 116                       |  |              | 324,800      | 386,100      | 417,100      |              |              |              |              |
| 117                       |  |              | 325,300      | 386,400      | 417,700      |              |              |              |              |
| 118                       |  |              | 325,800      | 386,900      | 418,200      |              |              |              |              |
| 119                       |  |              | 326,300      | 387,400      | 418,700      |              |              |              |              |
| 120                       |  |              | 326,800      | 387,900      | 419,200      |              |              |              |              |
| 121                       |  |              | 327,200      | 388,500      | 419,800      |              |              |              |              |
| 122                       |  |              |              |              | 420,400      |              |              |              |              |
| 123                       |  |              |              |              | 421,000      |              |              |              |              |
| 124                       |  |              |              |              | 421,600      |              |              |              |              |
| 125                       |  |              |              |              | 422,100      |              |              |              |              |
| 126                       |  |              |              |              | 422,700      |              |              |              |              |
| 127                       |  |              |              |              | 423,300      |              |              |              |              |
| 128                       |  |              |              |              | 423,900      |              |              |              |              |
| 129                       |  |              |              |              | 424,300      |              |              |              |              |
| 定年前再<br>任用短時<br>間勤務職<br>員 |  | 基準給料<br>月額   |
|                           |  | 円<br>227,900 | 円<br>244,200 | 円<br>260,500 | 円<br>284,000 | 円<br>300,700 | 円<br>340,500 | 円<br>386,200 | 円<br>433,900 |

備考

- この表は、別表第 2 の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 保健師は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島市条例第 62 号）別表第 4 の医療職給料表のウ医療職給料表(3)を準用する。

別表第 2 中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に、「960,000」を「988,000」に改める。

（広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部改正）

第 2 条 広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程（昭和 42 年広島市水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「93,500円」を「94,500円」に、「69,600円」を「70,400円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の広島市水道局職員の給与に関する規程及び第 2 条の規定による改正後の広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程（以下これらを「改正後の規程」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の広島市水道局職員の給与に関する規程及び第 2 条の規定による改正前の広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定に

よる給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 監査公表

#### 広島市監査公表第39号

令和6年12月5日

令和6年10月7日付け第924号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 古川智之 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 定野和広 |
| 同       | 石田祥子 |

#### 広監第179号

令和6年12月5日

広島市長 松井一實様

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 古川智之 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 定野和広 |
| 同       | 石田祥子 |

#### 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果の写しの送付について

令和6年10月7日付け第924号で受け付けた標記請求に係る監査結果について、別紙のとおり通知文の写しを送付します。別紙

#### 広監第178号

令和6年12月5日

請求人  
(略)

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 古川智之 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 定野和広 |
| 同       | 石田祥子 |

#### 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

令和6年10月7日付け第924号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

#### 第1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理でき

る。

道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと史料されることの是正を求める措置請求

#### (1) 監査請求の概要

広島市では、佐伯区役所が担当して「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）」（工期R5.7.14～R6.1.30。当初契約51,150,000円）が行われた。

この工事は、途中（R5.11.7）で、契約金額の約4割に当たる約2,000万円の減額変更と約1,740万円の増額変更がなされている。

この異常な契約変更については、以前、住民が問題視して、令和6年2月に住民監査請求が提出され、監査が実施された。

その結果が公表され、伐採木の引取条件に変更があったとして、約500万円の増額変更が行われたことが明らかになった。（令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号及び第6号）

この変更は、本件工事の支障物である立木の受け入れ先のC団体が、当初約束していた搬入条件に反して新たな条件を課し、その結果追加作業が必要となって、その作業分として500万円を増額したものとのことであった。

事実として、わずかな作業量の増加は必要になるものの、その作業量は1万円程度であると思料されるに過ぎないものであり、大部分は、作業費用の2重計上と実態と大きくかけ離れた過大な単価見積りによるものであり、500万円の増額は、不当な財務会計処理にあたることが分かった。

令和6年7月、この500万円の増額変更が行われたことに疑義を唱える住民監査請求が提出され、監査が実施された。監査結果は、2024年8月29日付けで明らかとなっている。（広島市監査公表第31号及び第32号）

監査結果は、「当初設計時に認知していなかった条件を示されたため、当該条件を満たすための作業を追加で実施する必要があると判断したものであり、当該市の判断について、不適当とはいえない。」として、請求を棄却する結論となっている。

しかし、この監査では、追加作業が必要となる事実があると結論付けただけで、その金額が500万円であることが妥当であるか、不当に高額で、不当な財務会計処理となっていないのかの判断はしていない。

いままでの監査結果等によって、以下の事実が明らかとなっている。

#### 【事実】

- ① 実際に、必要とされた追加作業は、別途何日もかかったわけではなく、当初設計分の作業として要した2日間の中でまかなわれている。
- ② この伐採・運搬等の一連の作業は、2次下請会社の延べ6人の作業員で、1日6時間計36時間で行っている。

る。この作業には元請及び 1 次下請会社の職員延べ 6 人で延べ 12 時間関与している。その結果、全体で延べ 48 時間の作業量で作業を完了している。

- ③ この作業には直接の工事費として、当初設計で 144 万円、追加作業分として 312 万円、合計 456 万円が設計計上され、工事価格ベースでは約 730 万円が計上された。(456 万円 × 1.6 ≒ 730 万円)
- ④ 延べ 48 時間の作業に 730 万円を支払ったことから、1 時間当たり単価は約 15 万 2 千円で、1 日(8 時間)の 1 人当たりの作業単価は約 121 万 6 千円となった。
- ⑤ 公共工事による積算は、適正価格で行わなければならないとされている。
- ⑥ 作業は 8 月 7 日と 8 日の 2 日で終わったが、その 2 週間後に追加工事の 3 社見積を徴取(288 万円、312 万円、336 万円)し、その中間に位置する見積で積算している。
- ⑦ 見積は、作業量を事前に推定し、事前に金額を確定するために徴取するもので、作業が完了してその作業量が実際に確定している段階での見積徴取は、その趣旨を逸脱している。
- ⑧ 当該工事の監督員が現場で作業の履行状況を確認している。その結果、実際にかかった作業量を把握している。

以下、追加作業に対する増額について述べる。

作業には、ラフタークレーン、8 トントラック、チェーンソーなどが使われているが、それは、当初計上されている作業でもともと計上されているものであり、延べ 2 日間の賃料等は当初作業に含まれていることから、機械器具損料等が追加で必要になることはない。500 万円の増額変更を行ったということは、結局、当初作業で計上されている機械器具と人件費の他に、1 人工分として約 83 万円という途方もない追加が税金から行われたということである。

これは、公共工事での積算としてあり得ない過大な金額となっていることから、市民として、座視したり是認することはできない。

監督員が現場で作業の履行状況を確認しているし、2 日間延べ 6 人工の作業で終えている事実もある。

そのような事実に対して、増額変更を行い、全体で 730 万円も支払ったことは、不適切で不当な積算による不当な支払いであると断言できる。

ポケットマネーなどからの支出であればとやかく言うことはないが、税金からの支出であることから、不当な財務会計処理の是正が住民全体の利益のために必要で、公益の代表者としての立場で住民監査請求を行う。

広島市監査公表第 31 号及び第 32 号で公表された監査結果には、以下のことが記されている。

- (1) 当初設計には、一般的な作業内容となる伐採(立木の伐倒)、集積・積込(伐採木の集材、運搬車への積

込)、伐採運搬費(本件工事場所から薪加工場までの運搬費)を本件工事での必要作業として計上している。

- (2) 薪加工場から、
    - ① 全ての伐採木について枝打ち等により薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分を分別すること
    - ② 薪材に加工可能な部分は薪加工場内の所定の場所に収まる長さ等に調整すること
    - ③ 薪加工場内へ搬入した伐採木の荷降ろし作業を行うこと、その際には薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分をそれぞれ薪加工場内の所定場所に仕分けすること
- が搬入に当たっての必要な条件として示された。
- (3) 当初から見込んでいた作業を超える作業に対する費用として、広島市は受注業者に約 500 万円を支払った。
- (2)の①は、幹の部分から枝を取り除き、幹(薪材に加工可能な部分)と枝葉を分ける作業。②は、幹材のトラック搬入での一般的な長さである 4 m 程度以下にして所定の置き場所に収まるようにせよという指示。③は、区分して置くように指示しているだけである。

当初設計ではトラックでの運搬を見込んでいたので、4 m 程度に切断しないと積込めないことから②の作業は当初設計に含まれている。

トラックの運搬費には当然に荷降ろしを含んでいる(そうでなければ、当初設計に「荷降ろし」が必要になるが、どの類似の工事にもない。)ので、幹材と枝葉を区分して降ろすことも当初設計に含まれている。

結局、①の幹から確実に枝を取り除く作業が、当初設計にない作業ということになる。

本件で伐採した立木は多く見積もっても 20 本程度で、それぞれの木々は先頭に近い部分まで枝がない。実際に必要な枝打ちは、先端に近い部分だけであるからその作業量はわずかである。

実際に伐採した本数が明示されていないので、伐採直前のグーグルストリートビューの写真と伐採後の写真を比較して推定する。

写真 略

写真の見比べでは 10 数本と考えられる。そこで、20 本程度と見込んでおけば計算上十分だと思われる。

写真 略

枝葉が荷降ろしされている写真の場所は、現在では、搬入してきた材料を降ろす場所であり、下の写真のように、2024 年 9 月 8 日時点では、幹材が置かれている。

林野庁の歩掛には、100 本あたりの伐倒木の枝払いとして、特殊作業員約 0.3 人、普通作業員約 0.3 人が計上されている。

20 本では、特殊作業員 0.06 人、普通作業員 0.06 人となることから、特殊作業員の労務費約 26,000 円、普通作業員の労務費約 22,000 円で計算すると、0.06 人 × 26,000 円 + 0.06 人 × 22,000 円 = 2,880 円

となる。

実際に、幹から枝を払う作業はチェーンソーで簡単に行えることから、20本程度の枝払いは短時間の作業で終わる。

そうすると、追加作業に係る費用は、作業性を考慮して割高に見積もっても1万円程度にしかならない。

監査結果の報告書には、監督員が現場で作業の履行を確認していると記載されているので、少なくとも監督員は作業量を正しく把握している。

500万円という額は、最終的には受注業者と広島市との変更協議で合意して決まったものであるが、実態と大きくかけ離れており、極めて悪質と考えられる。

広島市監査公表第31号及び第32号には、以下の通り、当初設計に計上されている作業と追加で計上された作業の内容が表にまとめられている。

(2) 伐採木に係る作業の概要

| 当初 | 変更後   | 作業内容                           |
|----|-------|--------------------------------|
|    | 伐採    | 立木を伐採                          |
| —  | 小切り   | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができる長さに小切り |
| —  | 集積    | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができるよう集積   |
| —  | 荷降ろし  | 法面から道路上へラフテレーンクレーンで荷降ろし        |
| —  | 小切り   | 薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち(1メートル程度)  |
|    | 集積・積込 | 伐採木を集積・積込                      |
|    | 運搬    | 伐採木を運搬                         |
| —  | 荷降ろし  | 薪加工場にてアーム作業で荷降ろし               |
| —  | 荷分け   | 薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け           |

※ 当初は、伐採後に伐採木を道路上に運び出し、道路上で、トラックの荷台に積みこむことができる程度の長さに切ることであった。

当初設計では、「伐採」「集積・積込」「運搬」の各工種のみによって、伐採しトラックに積み込み運搬して薪加工場で荷降ろしする全過程を行うこととして、その費用が計上されており、変更後も、その費用は削除されていない。

この表には、注釈として「当初は、伐採後に伐採木を道路上に運び出し、道路上で、トラックの荷台に積みこむことができる程度の長さに切ることであった。」と記載されているが、そもそもそうすればよいことである。

- 変更後の「小切り(法面でラフタークレーンで降ろすことができる長さに小切り)」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。
- 変更後の「集積(法面でラフタークレーンで降ろすことができるよう集積)」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。
- 変更後の「荷降ろし(法面から道路上へラフターク

レーンで荷降ろし)」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。

- 変更後の「小切り(薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち(1メートル程度))」は、事実と全く異なる。

1m程度にするのは、下の写真の通り、薪加工場自身が薪にする作業であり、1m程度に小切りすることを薪加工場は搬入条件としていない。偽りが記載されている。

写真 略

- 変更後の「荷降ろし(薪加工場にてアーム作業で荷降ろし)」は、当初設計においても、行わなければトラックに積んだままになり運搬作業が終わらないため必要な作業であり、追加作業ではない。
- 変更後の「荷分け(薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け)」は、そもそもトラックに積み込む段階で仕分けて積込まれているので、不要である。

受注業者は伐採作業着手日に伐採木を運ぶことを薪加工場に伝え、薪加工場から、荷降ろしに際しては薪材に加工可能な部分(幹)とそれ以外の部分を仕分けして搬入することを求められた(監査結果報告書に記載)のであるから、積込む段階で仕分けられている。

この表に記載されていることは、ほとんどが当初設計に含まれていることであり、だからこそ、8月7日と8日の2日間の作業で追加作業も含めて終わることができている。500万円の追加支出が作業量に見合う支出ではなく、業者に不当な利益を与える支出であることは、どんな理屈を展開するまでもなく、事実が証明している。

広島市監査公表第31号及び第32号には、以下の通り経緯が記載されている。

主な経緯

当該伐採工に係る主な経緯を整理すると、次のとおりである。

| 年月日            | 内容                                                                           |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年<br>11月15日 | 経済観光局農林水産部農林整備課から各区役所に対し、木材の地産地消による地域の活性化のため、発生した伐採木を薪加工場に搬入するよう依頼があった。      |
| 令和5年<br>2月     | 工事担当課は、伐採木の引取条件を経済観光局農林水産部農林整備課に問い合わせ、伐採木の種類、枝葉の有無、幹の径等は問わず、無償で引き取るとの説明を受けた。 |
| 3月 7日          | 上記の説明を受けたことから、工事担当課は、工事費の積算に当たり、一般的な作業内容となる伐採、集積・積込、運搬作業の見積りを徴取した。           |
| 6月 9日          | 工事担当課は、入札後資格確認型一般競争入札にて入札公告を行い、見積単価及び労務歩掛等を積算参考資料及び工事設計書で公表した。               |
| 7月14日          | 受注者と請負契約を締結した。                                                               |
|                | 受注者は、伐採木の受入施設である薪加工場から、受入の条件として伐採木を薪加工                                       |

|               |                                                                                                                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月上旬          | 場内の所定の場所に収まる長さに調整すること、搬入した伐採木の荷降ろし作業を行うこと、その際には薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分を所定場所に仕分けすることなどを示された。<br>工事担当課は薪加工場の所管課である佐伯区農林建設部農林課を通じ、引取条件の内容についてC団体に確認した。<br>工事担当課は、受注者から追加が必要となる費用の概算額を聴取した。 |
| 8月 1日         | 受注者はA社（1次下請業者）と伐採工に係る下請契約を締結した。                                                                                                                                                    |
| 5日            | A社（1次下請業者）はB社（2次下請業者）と伐採工に係る下請契約を締結した。                                                                                                                                             |
| 7日            | 受注者は、薪加工場から付された引取条件について、工事担当課と協議した。<br>工事担当課は、引取条件を満たすため伐採木に係る施工条件を変更する旨を受注者に回答した。                                                                                                 |
| 7日<br>8日      | 受注者及び下請業者（A社、B社）は、伐採、集積・積込、小切り、荷降ろし、荷分け作業を行った（2日間、延べ12人で実施）。<br>受注者は、他人に委託することなく自社により車両4台分22.3トンの伐採木を、薪加工場に運搬した。                                                                   |
| 21日           | 工事担当課は三者から小切り、荷降ろし、荷分け作業の見積りを徴取した。                                                                                                                                                 |
| 10月31日        | 工事担当課は技術管理課と、伐採木に係る引取条件の変更について設計変更協議を行った。                                                                                                                                          |
| 11月 7日        | 受注者と、請負代金額の変更契約を締結した。<br>変更内容（抜粋）<br>・伐採木の引取条件の変更 増額 約500万円<br>受注者は、工事完成を通知した。                                                                                                     |
| 9日            | 受注者は、工事完成検査を受けた。                                                                                                                                                                   |
| 令和6年<br>1月30日 | 請負契約期間終了                                                                                                                                                                           |

それによれば、伐採作業が終わって2週間後になる8月21日に、佐伯区地域整備課は3者から追加工事に対する見積りを徴取している。

しかし、全体の伐採作業が、作業員3人で2日間で終わった事実があるにも関わらず、3者がそれぞれ追加作業分として500万円以上になる見積りを出したことは信じがたい。すでに実態が分かっているにも関わらず法外な見積りとなっている。このことから、広島市が直接見積り依頼したのではなく、広島市合意のもとで3者の相見積りを提出したのではないかとの疑念も出てくる。

既に作業が終わっているので、実態に合わせて追加作業分を積算するか、標準歩掛に基づいて積算すべきで、それ以外に方法はない。これでは特定業者に不当に利益を与えることとなって、適正な財務会計処理とはならない。

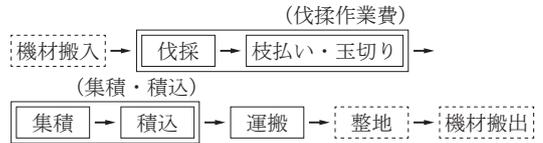
標準歩掛に照らして考えると以下の通りになる。

広島市にはないが、島根県土木部技術管理課長通達に、伐採、集積・積込の標準歩掛がある。これは、見積りによらず積

算する場合に適用されるもので、この積算額は非常に参考になる。

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、積込

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表2.1 伐採作業費 (100㎡当り)

| 名称    | 規格 | 単位 | 数量   | 摘要         |
|-------|----|----|------|------------|
| 特殊作業員 |    | 人  | 0.45 |            |
| 普通作業員 |    | 人  | 0.45 |            |
| 諸 雑 費 |    | %  | 6.00 | ※4) 伐倒     |
| 諸 雑 費 |    | %  | 4.00 | ※5) 枝払い・玉切 |

※4) 労務費（特殊作業員0.06人・普通作業員0.06人）の6%を計上

※5) 労務費（特殊作業員0.39人・普通作業員0.39人）の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができる。上記表の値は難易度中として補正を行っていない。

| 作業の難易度 | 作業条件                                       | 補正係数 |
|--------|--------------------------------------------|------|
| 易      | 灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合       | -10% |
| 中      | 易あるいは難以外の場合                                | 0%   |
| 難      | 灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合 | +10% |

表2.2 集積・積込歩掛 (100㎡当り)

| 名称      | 規格 | 単位 | 数量   | 摘要 |
|---------|----|----|------|----|
| 普通作業員   |    | 人  | 1.14 |    |
| 運転手(特殊) |    | 人  | 0.22 |    |

|                            |                                                                                |   |      |              |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---|------|--------------|
| バック<br>ホウ運転<br>[掴み装<br>置付] | 排出ガス対策型<br>(第1次基準)<br>クローラ型<br>山積0.45m <sup>3</sup><br>(平積0.35m <sup>3</sup> ) | h | 2.67 |              |
| 掴み装置<br>損料                 | 開口幅<br>1700~2000mm                                                             | h | 2.67 |              |
| 諸雑費                        |                                                                                | % | 1.00 | ※6) 丸太<br>片付 |

- ※6) 労務費(普通作業員0.07人)の1%を計上  
注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は200m未満とする。  
2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械(不整地運搬車等)や作業実態等を考慮し別途計上すること。  
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正(集積に係る普通作業員と運転手(特殊)の数値をそれぞれ-20%)後の数値である。(詳細は伐採等にかかる標準歩掛(案)参考単価を参照すること)

実際に金額を当てはめると、100m<sup>2</sup>あたりで

伐採(本歩掛には枝払い及び丸太に玉切る作業を含む)

| 名称        | 単位 | 数量   | 単価     | 金額     | 摘要                                    |
|-----------|----|------|--------|--------|---------------------------------------|
| 特殊<br>作業員 | 人  | 0.45 | 26,000 | 11,700 |                                       |
| 普通<br>作業員 | 人  | 0.45 | 22,000 | 9,900  |                                       |
| 諸雑費       | %  | 6    | 2,880  | 173    | 伐倒<br>0.06 × (26,000 +<br>22,000)     |
| 諸雑費       | %  | 4    | 18,720 | 749    | 枝払い・玉切<br>0.39 × (26,000 +<br>22,000) |
| 合計        |    |      |        | 22,522 |                                       |

急斜面であり難易度が高いことから10%の割増をすると  
22,522 × 1.1 = 24,774.2円

従って、1m<sup>2</sup>あたりでは、248円となり、見積による800円は、そもそも高額である。

集積・積込(集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックの積込み地点までの距離は200m未満とする)

| 名称                          | 単位 | 数量   | 単価     | 金額     | 摘要 |
|-----------------------------|----|------|--------|--------|----|
| 普通<br>作業員                   | 人  | 1.14 | 22,000 | 25,080 |    |
| 運転手<br>(特殊)                 | 人  | 0.22 | 27,000 | 5,940  |    |
| バック<br>ホウ運転<br>[掴み装<br>置付き] | h  | 2.67 | 1,500  | 4,005  |    |
| 掴み装置<br>損料                  | h  | 2.67 | 250    | 668    |    |

|     |   |   |     |        |                        |
|-----|---|---|-----|--------|------------------------|
| 諸雑費 | % | 1 | 154 | 2      | 丸太片付け<br>0.07 × 22,000 |
| 合計  |   |   |     | 35,695 |                        |

従って、1m<sup>2</sup>あたりでは、357円となり、見積による2,000円は、そもそも高額である。

このように、標準歩掛に照らしてみると、作業面積が480m<sup>2</sup>であることから、伐採+集積・運搬で以下の通りとなる。

- ① 標準歩掛では、480m<sup>2</sup> × (248 + 357) 円/m<sup>2</sup> = 290,400円
- ② 当初設計額は、480m<sup>2</sup> × (800 + 2,000) 円/m<sup>2</sup> = 1,344,000円(←見積による。見積が高すぎる)

実際に、2日間、延べ6人の作業員で実施していて、作業員の平均単価を25,000円と仮定すると、6 × 25,000 = 150,000円しかかかっていない。これに機械器具損料が多少加わるが、標準歩掛の約30万円で十分すぎる利益が確保できる。これは、直接工事費であって、元請には約6割にあたる諸々の経費が加算されて支払われる。(元請・下請職員の経費は、その経費でまかなわれる。)

当初設計額は144万円(現場管理費、一般管理費等の経費を込めると工事価格は1.6倍程度になるから、144万円 × 1.6 = 230万円)であることから、元請業者は、当初設計額だけで十分過ぎる利益を確保している状態になっているといえる。

本件工事では、当初設計において、落石防護工を実施する区域の立木等を取り除く工事として「伐採工(伐採、集積・積込、伐採運搬費)」を準備費に計上しており、施工条件で、伐採木を湯来町麦谷にある薪加工場に搬入することを明示している。

広島市は、C団体と協議の上、工事に支障となる木々は、伐採してC団体の薪加工場に出荷して薪としてリサイクルすることとし、そのために必要となる費用を当初設計に計上していて、受注業者も、その施工条件のもとに、必要経費を自ら積算して入札に臨み、落札して、伐採木を薪加工場に搬入することを約した工事請負契約を広島市と締結している。

ところが、工事に着手したのち、設計計上されている金額だけでは実施できず、約500万円の増額が必要になったとして、令和5年11月7日に契約の変更が行われている。

増額理由は、設計の「変更理由書」に以下の通り記載されている。

「伐採作業の施工に際し、伐採木の搬出先(湯来町麦谷の薪加工場)において協議を行ったところ、伐採木を薪に加工するため、引き取りの条件として、荷降ろし、小切り、荷分け作業を行うよう依頼があったことから、これに係る費用を追加するものである。」

「工事週報」、「安全衛生指示書・安全日誌」、「伐木の搬入集計表」、「警備員集計表」によれば、この「伐木」、「集積・積込み(場内小運搬含む)」、「運搬」、「小切

り・荷下ろし・荷分け」の全作業は、2023年8月7日と8日の2日間で、1日3人の作業人員（延べ6人）で行われており、薪加工場への運搬数量は、8t車によって、8月7日に2回（計13.91t）、8月8日に2回（計8.39t）合計4回で22.3t運搬されていることが記録されている。それ以外の日に伐採木に係る作業は行われていない。

また、作業が終わった後で行われた広島市からの見積依頼に答えて、3者がそれぞれ1㎡あたり6,000円、6,500円、7,000円の見積を提出した。その中間の1㎡あたり6,500円を採用して500万円の追加になった。

なお、追加作業を設計変更で対応することは8月7日当日の工事打合せ簿による変更協議で合意されているが、その額等について定めがない。

本件伐採工の積算内訳について、まとめる。

当初計上項目と変更後計上項目は下表の通りである。

| 当初    | 変更後     | 単価        | 作業内容                  | 摘要          |
|-------|---------|-----------|-----------------------|-------------|
| 伐採    | 伐採      | 800円/㎡    | 立木の伐倒、枝払い、丸太切り        |             |
| —     | 小切り①    | 1,900円/㎡  | 法面でクレーンで降ろす長さに小切り     | 伐採に含んでいる    |
| —     | 集積      | 1,000円/㎡  | 法面から降ろすことができるよう集積     | 集積・積込に含んでいる |
| —     | 荷降ろし    | 800円/㎡    | 法面から道路上へ荷降ろし          | 集積・積込に含んでいる |
| —     | 小切り②    | 1,600円/㎡  | 薪加工場の条件に小切り・枝打ち（1m程度） | 作業なし        |
| 集積・積込 | 集積・積込   | 2,000円/㎡  | 伐採木を法面や道路上で集積して積込む    |             |
| 運搬    | 運搬      | 24,000円/台 | 伐採木を運搬して荷降ろし          |             |
| —     | 処分先荷降ろし | 700円/㎡    | 薪加工場でアーム作業で荷降ろし       | 運搬に含んでいる    |
| —     | 荷分け     | 500円/㎡    | 薪加工場でアーム作業で幹・枝葉を仕分け   | 運搬に含んでいる    |

当初設計では、「伐採」「集積・積込」「運搬」の3項目で、立木を伐採して薪加工場に運搬し荷降ろしするまでの全ての工程を含んでいる。

つまり、「伐採」「集積・積込」「運搬」の3項目で完了できるよう積算されているのであるから、変更後追加した「小切り①」はそもそも「伐採」に含まれており、「集積」はそもそも「集積・積込」に含まれており、「荷降ろし」も「集積・積込」に含まれており、「小切り②」では1m程度に小切りすることはそもそも求めておらず、「処分先荷降ろし」及び「荷分け」はそもそも「運搬」に含まれているの

で、変更追加した項目はほとんどすべて2重計上になっている。

2重計上分は、明らかに積算ミスであるから正されなければならない。

最後に重要な点に触れる。

薪加工場は、薪の材料になるものだけを受け入れるところであり、薪の材料にならないものはそもそも受け入れていない。薪加工場は、単に、枝葉まで一緒に搬入するのではなく、薪に加工可能な幹材のみの搬入にするよう要望しただけなのである。このことは、薪加工場に確認して明らかなことであり、監査委員が確認すれば一層ははっきりする。

この監査で、工事担当課は「本件工事の当初設計で見込んでいた伐採工については、搬出先である薪加工場の所管元課である経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聴き取りにより、搬出する伐採木について、その種類や枝葉の有無、幹の径等は問わないとのことであった」と主張している。しかし、経済観光局農林水産部農林整備課に確認したところ、「何を引取品目にするかはC団体が決めることであって、そのような決まりや取り決め文書はない」との回答であった。

受注業者も工事担当課も、そのことが分かっているが、薪加工場側が当初の約束を反故にして厳しい条件を付けたと、さも大変な追加作業が必要になったように装って、法外な追加変更を行ったものといえる。

幹材は先端付近まで枝がないのであるから、枝がない部分の幹材のみ薪加工場に運搬すれば追加作業は全く必要ない。

8月7日当日に薪加工場に搬入連絡をして初めて、当初の約束と違って追加作業が必要になったとしているが、薪加工場側は、魚切の防災工事について広島市に提出した文書で、雑木等の受入はしておらず搬入できないことをすでに明らかにしている。このことは7月18日には分かっていたことである。

6頁の伐木の小切り状態の写真、6頁の積込みの写真には、立派な幹材が写っているが、7ページの荷降ろしの写真には、それらの幹材はないし、全ての工事写真においても幹の荷降ろしの写真はない。

証拠写真を写していないことによって、幹材の薪加工場への搬入の事実を証明できず、かつて恵下埋立地の建設工事であったように、幹材を木材市場で売却した疑いも晴れない。

薪にならない部分は、ほぼ同時期に伐採が実施され、薪加工場から搬入を断られた「主要地方道五日市筒賀線（魚切）道路防災工事（5-1）」「主要地方道五日市筒賀線（打尾谷）道路防災工事（5-1）」及びF県道長野葛原線道路防災工事（5-1）」同様に、産業廃棄物として処分することになるので、産廃処分とすべきであった。

それらまで薪加工場に搬入すると、結局、薪加工場側が産廃等として適切な処分をしなければ、薪加工場自身が産廃物処理法違反で犯罪行為を働くことになってしまう。

そもそも、排出事業者が不要物として排出したものを別の事業者が有用物として無償で受け入れる場合であっても運搬

段階では廃棄物に該当するので、廃棄物処理法上の手続が必要であるが、受注者はそれをしておらず違法である。この点も十分に監査すべきである。

以上の通り、明らかになっている事実や添付した事実証明書を客観的に判断すれば、不当な財務会計処理となっていることは自明であるから、その是正を求めて監査請求するものである。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長

佐伯区長

佐伯区農林建設部長

佐伯区地域整備課長

都市整備局技術管理課長

財政局工事契約課長

その他この工事手続及び支払いに関係する職員

(3) 損害の推定

約499万円（設計変更で追加された500万円から実際に必要な追加作業の概算額1万円を差し引いた額）

(4) 請求する措置

過大に支払った額の返還を行うこと

違法・不当な処理をした職員に対する応分の処分を行うこと

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）」の実施概要の分かる広島市調達情報公開システムの表示

【事実証明書2】令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号及び第6号の公表内容のうち「第4監査の結果 1 事実の確認 (2) 主な経緯」の契約変更に係る記載

【事実証明書3】当初設計書及び変更設計書における準備費の計上内容（上段：当初、下段：変更）

【事実証明書4】伐採木を湯来町麦谷にある薪加工場に搬入することを明示した土木工事施工条件

【事実証明書5】採木の引取条件の変更を明記した変更理由書

【事実証明書6】「工事週報」（伐採に関わる部分）

【事実証明書7】「安全衛生指示書・安全日誌」（伐採に関わる部分）

【事実証明書8】「伐木の搬入集計表」

【事実証明書9】「警備員集計表」（伐採に関わる部分）

【事実証明書10】作業が完了した後に実施された見積依頼に対する3者の見積書

【事実証明書11】伐採を開始した8月7日に受注業者から発議され同日広島市が設計変更で対応することを約束した工事打合せ簿

【事実証明書12】ほぼ同時期に伐採が実施され、薪加工場に薪材として搬出する設計となっていた「主要地方道五日市筒賀線（魚切）道路防災工事（5-1）」「主要地方道五日市筒賀線（打尾谷）道路防災工事（5-1）」及び「一般県道長野葛原線道路防災工事（5-1）」において、薪加工場が搬入を断った文書

【事実証明書13】伐採工に係る全ての工事写真

【事実証明書14】排出事業者が不要物として排出したものを別の事業者が有用物として無償で受け入れる場合であっても廃棄物に該当すること（東京都ホームページより）

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和6年10月30日に、同月7日付でこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長（佐伯区役所農林建設部地域整備課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月8日付け広伯整第563号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人が主張しているような違法・不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論について

(ア) 伐採工の追加作業に対する約500万円の増額変更は、不適切・不当であり、また、2重計上は明らかな積算ミスであり是正されなければならないとの主張について

請求人は、伐採工の追加作業に対する約500万円の増額変更は、業者に不当な利益を与える支出であると主張している。

ここで請求人の主張する約500万円には、本件工事の全体に係る安全対策や資機材の搬出入に要する費用、労働者の確保に要する費用、会社を運営する費用等の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）及びそれらに係る消費税相当分が含まれており、そのすべてが当該追加作業に対する費用ではない。

当該追加作業に係る費用について、本件工事現場

は、急峻で地面の起伏も激しく、法下の河川との落差も大きいなど、危険で足場も悪い条件下での伐採作業や、伐採後の国道上での作業は、16時までには交通解放を行わなければならない時間的な制約がある中、更に、法面下には重要インフラ施設である橋りょうや照明施設等があり、非常に厳しい施工条件下において、難易度の高い作業を行っているものであり、島根県が示している標準歩掛により算出した単価と比較することは妥当ではない。

当該追加作業に係る費用については、その作業内容が土木工事積算基準書に定められていないものであることから、基準に則り三者見積りを徴収のうえ、適正に単価を決定したものであり、当該追加作業の見積単価について何ら不当なものはない。

なお、伐採作業時には、請求人が指摘する二次下請業者の作業員3名以外にも、一次下請業者及び元請業者の3人の作業員も従事していることを確認できている。

また、請求人は、当該追加作業について、当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」の費用に全て含まれており2重計上であると主張している。

当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」は、一般的な作業内容となる伐採（立木の伐倒）、集積・積込（伐採木の集材、運搬車への積込）、伐採運搬費（本件工事場所から薪加工場までの運搬費）であるが、「小切り①」、「集積」、「荷降ろし」は、当初見込んでいた伐採の後に法面上での作業であり、また、「小切り②」は薪加工場の条件に合うように、小切り・枝打ち（1メートル程度）を行っているものである。

また、枝葉と幹と一緒にトラックへ集積・積み込みし、薪加工場へ搬入した後の「処分先荷降ろし」及び「荷分け」においては、枝葉と幹部分の荷降ろしと仕分けを薪加工場内で行っているものであって、上述のいずれの追加作業においても、当初計上している伐採工の費用には含まれていないものであり、変更追加した項目は2重計上になっているという請求人の指摘は当たらない。

（参考）伐採木に係る作業の概要

| 当初 | 変更後  | 作業内容                           |
|----|------|--------------------------------|
|    |      | 伐採<br>立木を伐採                    |
| —  | 小切り  | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができる長さに小切り |
| —  | 集積   | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができるよう集積   |
| —  | 荷降ろし | 法面から道路上へラフテレーンクレーンで荷降ろし        |
| —  | 小切り  | 薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち（1メートル程度）  |

|       |      |                      |
|-------|------|----------------------|
| 集積・積込 |      | 伐採木を集積・積込            |
| 運搬    |      | 伐採木を運搬               |
| —     | 荷降ろし | 薪加工場にてアーム作業で荷降ろし     |
| —     | 荷分け  | 薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け |

(イ) 排出事業者が不要物として排出したものは、廃棄物処理法上の手続が必要であるが、受注者はそれをしておらず違法であるとの主張について

請求人は、受注者が廃棄物処理法上の手続をしておらず違法であると主張しているが、本件工事の当初設計に当たり、経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聞き取りにおいて、薪加工場では、伐採木の幹、枝葉も含めて再生利用するため、一連の伐採木全てを搬入可能であることを確認しており、国の通知（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知（環循規発第2104141号））においては、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである旨が示されていることも踏まえ、枝葉についても幹と同様に産業廃棄物には該当しないと判断していることから、廃棄物処理法上の手続が必要であるという請求人の指摘は当たらない。

(3) 結論

以上のことから、請求人が主張する内容については、いずれも根拠が認められず、違法・不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 広島市長（都市整備局技術管理課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月11日付け広都技第65号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 広島市長（都市整備局）の意見

広島市職員措置請求の対象となっている「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）の変更契約（以下「本件変更契約」という。）」については、佐伯区農林建設部地域整備課（以下「工事担当課」という。）が、都市整備局技術管理課（以下「技術管理課」という。）と協議した上で工事担当課が工事の施行変更の決定を行い、工事担当課より変更契約の締結を依頼された財政局契約部工事契約課が、本件変更契約の締結事務を行ったものである。

工事担当課と技術管理課との協議については、令和6年8月29日付け広島市監査公表第31号及び第32号2判断(2)判断にもあるとおり、変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。

## 4 広島市長（財政局契約部工事契約課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月11日付け広契工第10号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

## (1) 広島市長（財政局）の意見

広島市職員措置請求の対象となっている本件変更契約については、工事担当課が、技術管理課と協議した上で工事の施行変更の決定を行い、引き続き財政局契約部工事契約課に対し、変更契約締結の依頼を行ったものであって、同課は、当該依頼に基づいて本件変更契約の締結事務を行ったものである。

同課の職務権限であるが、工事担当課の依頼に基づき、契約締結の事務手続を行うことであって、工事担当課が行う工事の設計内容及び施行の決定（工事の変更を含む。）に及ばない。ただし、契約締結に必要な書面が整っていない、明らかな法令違反があるなどの場合は、工事担当課への確認や指導を行うことができるものである。

本件変更契約について、同課は、工事担当課から同課に提出された施行変更併契約依頼変更伺を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行ったものである。

## 5 監査対象事項

請求人は、伐採木の引取条件の変更に伴う約500万円の増額変更は高額であり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。また、伐採木の薪加工場への運搬について、受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める手続を行わなかったことは違法であると主張していると認められる。

このため、伐採作業に係る追加費用の計上等について、違法又は不当な点がないか監査した。

## 6 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、別添の令和6年11月11日付け広島市監査公表第36号で監査結果（以下「監査公表第36号監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求（以下「監査公表第36号措置請求」という。）等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

## 第4 監査の結果

## 1 事実の確認

本件工事の請負契約における伐採作業に係る追加費用の計上及び伐採木の薪加工場への運搬に係る廃棄物処理法上の取扱いについて、本件措置請求において述べられている事実関係は監査公表第36号措置請求において述べられている事実関係と相違ないものと認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、監査公表第36号監査結果において確認した事実関係のとおりである。

## 2 判断

## (1) 請求人及び市長の主張

請求人は、伐採木の引取条件の変更に伴う約500万円の増額変更は高額であり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。また、伐採木の薪加工場への運搬について、廃棄物処理法に定める手続を行わなかったことは違法であると主張していると認められる。

これに対し、市長は次のとおり主張する。

・ 請求人の主張する約500万円には、本件工事の全体に係る安全対策や資機材の搬出入に要する費用、労働者の確保に要する費用、会社を運営する費用等の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）及びそれらに係る消費税相当分が含まれており、そのすべてが当該追加作業に対する費用ではない。

当該追加作業に係る費用について、本件工事現場は、急峻で地面の起伏も激しく、法下の河川との落差も大きいなど、危険で足場も悪い条件下での伐採作業や、伐採後の国道上での作業は、16時までに交通解放を行わなければならない時間的な制約がある中、更に、法面下には重要インフラ施設である橋りょうや照明施設等があり、非常に厳しい施工条件下において、難易度の高い作業を行っているものであり、島根県が示している標準歩掛により算出した単価と比較することは妥当ではない。

当該追加作業に係る費用については、その作業内容が土木工事積算基準書に定められていないものであることから、基準に則り三者見積りを徴収のうえ、適正に単価を決定したものであり、当該追加作業の見積単価について何ら不当なものはない。

・ 当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」は、一般的な作業内容となる伐採（立木の伐倒）、集積・積込（伐採木の集材、運搬車への積込）、伐採運搬費（本件工事場所から薪加工場までの運搬費）であるが、「小切り①」、「集積」、「荷降ろし」は、当初見込んでいた伐採の後に行う法面上での作業であり、また、「小切り②」は薪加工場の条件に合うように、小切り・枝打ち（1メートル程度）を行って

いるものである。

また、枝葉と幹と一緒にトラックへ集積・積み込みし、薪加工場へ搬入した後の「処分先荷降ろし」及び「荷分け」においては、枝葉と幹部分の荷降ろしと仕分けを薪加工場内で行っているものであって、上述のいずれの追加作業においても、当初計上している伐採工の費用には含まれていないものである。

- ・ 本件工事の当初設計に当たり、経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聞き取りにおいて、薪加工場では、伐採木の幹、枝葉も含めて再生利用するため、一連の伐採木全てを搬入可能であることを確認しており、国の通知（令和 3 年 4 月 14 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知（環循規発第 2104141 号））においては、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである旨が示されていることも踏まえ、枝葉についても幹と同様に産業廃棄物には該当しないと判断している。
- ・ 変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。
- ・ 本件変更契約について、工事契約課は、工事担当課から提出された施行変更併契約依頼変更伺を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行った。

(2) 判断

上記 1 の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、監査公表第 36 号監査結果における「第 4 監査の結果」の 2(2)の判断のとおりとする。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであることから、請求を棄却する。

広島市監査公表第 40 号

令和 6 年 12 月 11 日

令和 6 年 10 月 15 日付け第 967 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広 監 第 181 号

令和 6 年 12 月 11 日

広島市長 松井 一 實 様

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果の写しの送付について

令和 6 年 10 月 15 日付け第 967 号で受け付けた標記請求に係る監査結果について、別紙のとおり通知文の写しを送付します。

別紙

広 監 第 180 号

令和 6 年 12 月 11 日

請求人

(略)

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について (通知)

令和 6 年 10 月 15 日付け第 967 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正を求める措置請求

(1) 監査請求の概要

広島市では、佐伯区役所が担当して「一般国道 433 号（大古谷）道路防災工事（5-1）」（工期 R5.7.14～R6.1.30。当初契約 51,150,000 円）が行われた。

この工事は、途中（R5.11.7）で、契約金額の約 4 割に当たる約 2,000 万円の減額変更と約 1,740 万円の増額変更がなされている。

この異常な契約変更については、以前、住民が問題視して、令和 6 年 2 月に住民監査請求が提出され、監査が実施された。

その結果が公表され、伐採木の引取条件に変更があったと

して、約500万円の増額変更が行われたことが明らかになった。(令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号及び第6号)

この変更は、本件工事の支障物である立木の受け入れ先のC団体が、当初約束していた搬入条件に反して新たな条件を課し、その結果追加作業が必要となっており、その作業分として500万円を増額したものとすることであった。

事実として、わずかな作業量の増加は必要になるものの、その作業量は1万円程度であると思料されるに過ぎないものであり、大部分は、作業費用の2重計上と実態と大きくかけ離れた過大な単価見積りによるものであり、500万円の増額は、不当な財務会計処理にあたることが分かった。

令和6年7月、この500万円の増額変更が行われたことに疑義を唱える住民監査請求が提出され、監査が実施された。監査結果は、2024年8月29日付けで明らかとなっている。(広島市監査公表第31号及び第32号)

監査結果は、「当初設計時に認知していなかった条件を示されたため、当該条件を満たすための作業を追加で実施する必要があると判断したものであり、当該市の判断について、不適当とはいえない。」として、請求を棄却する結論となっている。

しかし、この監査では、追加作業が必要となる事実があると結論付けただけで、その金額が500万円であることが妥当であるか、不当に高額で、不当な財務会計処理となっていないのかの判断はしていない。

いままでの監査結果等によって、以下の事実が明らかとなっている。

#### 【事実】

- ① 実際に、必要とされた追加作業は、別途何日もかかったわけではなく、当初設計分の作業として要した2日間の中でまかなわれている。
- ② この伐採・運搬等の一連の作業は、2次下請会社の延べ6人の作業員で、1日6時間計36時間で行っている。この作業には元請及び1次下請会社の職員延べ6人で延べ12時間間与している。その結果、全体で延べ48時間の作業量で作業を完了している。
- ③ この作業には直接の工事費として、当初設計で144万円、追加作業分として312万円、合計456万円が設計計上され、工事価格ベースでは約730万円が計上された。(456万円×1.6≒730万円)
- ④ 延べ48時間の作業に730万円を支払ったことから、1時間当たり単価は約15万2千円で、1日(8時間)の1人当たりの作業単価は約121万6千円となった。
- ⑤ 公共工事による積算は、適正価格で行わなければならないとされている。
- ⑥ 作業は8月7日と8日の2日で終わったが、その2週間後に追加工事の3社見積りを徴取(288万円、312万円、336万円)し、その中間に位置する見積りで積算

している。

⑦ 見積りは、作業量を事前に推定し、事前に金額を確定するために徴取するもので、作業が完了してその作業量が実際に確定している段階での見積徴取は、その趣旨を逸脱している。

⑧ 当該工事の監督員が現場で作業の履行状況を確認している。その結果、実際にかかった作業量を把握している。

広島市監査公表第31号及び第32号で公表された監査結果には、以下のことが記されている。

(1) 当初設計には、一般的な作業内容となる伐採(立木の伐倒)、集積・積込(伐採木の集材、運搬車への積込)、伐採運搬費(本件工事場所から薪加工場までの運搬費)を本件工事での必要作業として計上している。

(2) 薪加工場から、

① 全ての伐採木について枝打ち等により薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分を分別すること

② 薪材に加工可能な部分は薪加工場内の所定の場所に収まる長さ等に調整すること

③ 薪加工場内へ搬入した伐採木の荷降ろし作業を行うこと、その際には薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分をそれぞれ薪加工場内の所定場所に仕分けすること

が搬入に当たっての必要な条件として示された。

(3) 当初から見込んでいた作業を超える作業に対する費用として、広島市は受注業者に約500万円を支払った。

(2)の①は、幹の部分から枝を取り除き、幹(薪材に加工可能な部分)と枝葉を分ける作業。②は、幹材のトラック搬入での一般的な長さである4m程度以下にして所定の置き場所に収まるようにせよという指示。③は、区分して置くように指示しているだけである。

つまり、薪加工場は、搬入の仕方を明確にただけであって、「伐採木の引取条件に変更があった」というレベルのものではないのである。

当初設計ではトラックでの運搬を見込んでいたので、4m程度に切断しないと積込めないことから②の作業は当初設計に含まれている。

トラックの運搬費には当然に荷降ろしを含んでいる(そうでなければ、当初設計に「荷降ろし」が必要になるが、どの類似の工事にもない。)ので、幹材と枝葉を区分して降ろすことも当初設計に含まれている。

結局、①の幹から確実に枝を取り除く作業が、当初設計にない作業ということになる。

以下の写真にあるように、本件で伐採した立木は多く見積もっても20本程度で、それぞれの木々は先頭に近い部分まで枝がない。

仮に、枝のある部分は薪材に加工できない部分と割り切り、枝のない部分だけを薪材に加工可能な部分として搬出すとすれば、追加作業は全く必要ないということになる。

結局、枝払いが必要になったのは、先端に近い部分だけであるからその作業量はわずかであり、先に述べたようにその作業量は 1 万円程度であると思料されるに過ぎないものである。

積算とは、あらかじめ工事に必要な費用を予測し、工事にかかる全体の費用を積み上げて算出することであり、工事内容に変更が生じた際にも、その変更金額を確認し確定するため積算は用いられる。積算は工事の発注者・受注者それぞれが行う。

積算においては、公共土木工事の発注における公平性、透明性を確保するため、適正な価格を算出しなければならない。

500 万円の追加が妥当かどうかは、実際の作業において、当初設計で見積もった作業を超えた作業の量に対する必要額を適切に確認し確定した額であるかどうかである。

実際に伐採した本数が明示されていないので、伐採直前のグーグルストリートビューの写真と伐採後の写真を比較して推定する。

写真 略

写真の見比べでは 10 数本と考えられる。そこで、20 本程度と見込んでおけば計算上十分だと思われる。

写真 略

枝葉が荷降ろしされている写真の場所は、現在では、搬入してきた材料を降ろす場所であり、下の写真のように、2024 年 9 月 8 日時点では、幹材が置かれている。

写真 略

林野庁の歩掛には、100 本あたりの伐倒木の枝払いとして、特殊作業員約 0.3 人、普通作業員約 0.3 人が計上されている。

20 本では、特殊作業員 0.06 人、普通作業員 0.06 人となることから、特殊作業員の労務費約 26,000 円、普通作業員の労務費約 22,000 円で計算すると、0.06 人 × 26,000 円 + 0.06 人 × 22,000 円 = 2,880 円となる。

実際に、幹から枝を払う作業はチェーンソーで簡単に行えることから、20 本程度の枝払いは短時間の作業で終わる。

そうすると、追加作業に係る費用は、作業性を考慮して割高に見積もっても 1 万円程度にしかならない。

監査結果の報告書には、監督員が現場で作業の履行を確認していると記載されているので、少なくとも監督員は作業量を正しく把握している。

500 万円という額は、最終的には受注業者と広島市との変更協議で合意して決まったものであるが、実態と大きくかけ離れており、極めて悪質と考えられる。

広島市監査公表第 3 1 号及び第 3 2 号には、以下の通り、当初設計に計上されている作業と追加で計上された作業の内容が表にまとめられている。

(2) 伐採木に係る作業の概要

| 当初 | 変更後   | 作業内容                           |
|----|-------|--------------------------------|
|    | 伐採    | 立木を伐採                          |
| —  | 小切り   | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができる長さに小切り |
| —  | 集積    | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができるよう集積   |
| —  | 荷降ろし  | 法面から道路上へラフテレーンクレーンで荷降ろし        |
| —  | 小切り   | 薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち（1メートル程度）  |
|    | 集積・積込 | 伐採木を集積・積込                      |
|    | 運搬    | 伐採木を運搬                         |
| —  | 荷降ろし  | 薪加工場にてアーム作業で荷降ろし               |
| —  | 荷分け   | 薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け           |

※ 当初は、伐採後に伐採木を道路上に運び出し、道路上で、トラックの荷台に積みこむことができる程度の長さに切ることであった。

当初設計では、「伐採」「集積・積込」「運搬」の各工程のみによって、伐採しトラックに積込み運搬して薪加工場で荷降ろしする全過程を行うこととして、その費用が計上されており、変更後も、その費用は削除されていない。

この表には、注釈として「当初は、伐採後に伐採木を道路上に運び出し、道路上で、トラックの荷台に積みこむことができる程度の長さに切ることであった。」と記載されているが、そもそもそうすればよいことである。

- 変更後の「小切り（法面でラフタークレーンで降ろすことができる長さに小切り）」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。
- 変更後の「集積（法面でラフタークレーンで降ろすことができるよう集積）」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。
- 変更後の「荷降ろし（法面から道路上へラフタークレーンで荷降ろし）」は、当初設計においても当然行わなければトラックに積み込めないことであり、追加作業ではない。
- 変更後の「小切り（薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち（1メートル程度）」は、事実と全く異なる。

1 m 程度にするのは、下の写真の通り、薪加工場自身が薪にする作業であり、1 m 程度に小切りすることを薪加工場は搬入条件としていない。偽りが記載されている。

写真 略

- 変更後の「荷降ろし（薪加工場にてアーム作業で荷降ろし）」は、当初設計においても、行わなければトラックに積んだままになり運搬作業が終わらないため必要な作業であり、追加作業ではない。

○ 変更後の「荷分け（薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け）」は、そもそもトラックに積み込む段階で仕分けて積込まれているので、不要である。

受注業者は伐採作業着手日に伐採木を運ぶことを薪加工場に伝え、薪加工場から、荷降ろしに際しては薪材に加工可能な部分（幹）とそれ以外の部分を仕分けして搬入することを求められた（監査結果報告書に記載）のであるから、積み込む段階で仕分けられている。

この表に記載されていることは、ほとんどが当初設計に含まれていることであり、だからこそ、8月7日と8日の2日間の作業で追加作業も含めて終わることができている。500万円の追加支出が作業量に見合う支出ではなく、業者に不当な利益を与える支出であることは、どんな理屈を展開するまでもなく、事実が証明している。

広島市監査公表第31号及び第32号には、以下の通り経緯が記載されている。

主な経緯

当該伐採工に係る主な経緯を整理すると、次のとおりである。

| 年月日        | 内容                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年11月15日 | 経済観光局農林水産部農林整備課から各区役所に対し、木材の地産地消による地域の活性化のため、発生した伐採木を薪加工場に搬入するよう依頼があった。                                                                                                                                                  |
| 令和5年2月     | 工事担当課は、伐採木の引取条件を経済観光局農林水産部農林整備課に問い合わせ、伐採木の種類、枝葉の有無、幹の径等は問わず、無償で引き取るとの説明を受けた。                                                                                                                                             |
| 3月7日       | 上記の説明を受けたことから、工事担当課は、工事費の積算に当たり、一般的な作業内容となる伐採、集積・積込、運搬作業の見積りを徴取した。                                                                                                                                                       |
| 6月9日       | 工事担当課は、入札後資格確認型一般競争入札にて入札公告を行い、見積単価及び労務歩掛等を積算参考資料及び工事設計書で公表した。                                                                                                                                                           |
| 7月14日      | 受注者と請負契約を締結した。                                                                                                                                                                                                           |
| 8月上旬       | 受注者は、伐採木の受入施設である薪加工場から、受入の条件として伐採木を薪加工場内の所定の場所に収まる長さに調整すること、搬入した伐採木の荷降ろし作業を行うこと、その際には薪材に加工可能な部分とそれ以外の部分を所定場所に仕分けすることなどを示された。<br>工事担当課は薪加工場の所管課である佐伯区農林建設部農林課を通じ、引取条件の内容についてC団体に確認した。<br>工事担当課は、受注者から追加が必要となる費用の概算額を聴取した。 |
| 8月1日       | 受注者はA社（1次下請業者）と伐採工に係る下請契約を締結した。                                                                                                                                                                                          |
| 5日         | A社（1次下請業者）はB社（2次下請業者）と伐採工に係る下請契約を締結した。                                                                                                                                                                                   |
| 7日         | 受注者は、薪加工場から付された引取条件について、工事担当課と協議した。<br>工事担当課は、引取条件を満たすため伐採                                                                                                                                                               |

|               |                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 木に係る施工条件を変更する旨を受注者に回答した。                                                                                         |
| 7日<br>8日      | 受注者及び下請業者（A社、B社）は、伐採、集積・積込、小切り、荷降ろし、荷分け作業を行った（2日間、延べ12人で実施）。<br>受注者は、他人に委託することなく自社により車両4台分22.3トンの伐採木を、薪加工場に運搬した。 |
| 21日           | 工事担当課は三者から小切り、荷降ろし、荷分け作業の見積りを徴取した。                                                                               |
| 10月31日        | 工事担当課は技術管理課と、伐採木に係る引取条件の変更について設計変更協議を行った。                                                                        |
| 11月7日         | 受注者と、請負代金額の変更契約を締結した。<br>変更内容（抜粋）<br>・伐採木の引取条件の変更 増額 約500万円<br>受注者は、工事完成を通知した。                                   |
| 9日            | 受注者は、工事完成検査を受けた。                                                                                                 |
| 令和6年<br>1月30日 | 請負契約期間終了                                                                                                         |

それによれば、伐採作業が終わって2週間後になる8月21日に、佐伯区地域整備課は3者から追加工事に対する見積りを徴取している。

しかし、全体の伐採作業が、作業員3人で2日間で終わった事実があるにも関わらず、3者がそれぞれ追加作業分として500万円以上になる見積りを提出したことは全く理解に苦しむことである。すでに追加作業量が明らかであるにも関わらず法外な見積りとなっている。この増額分の見積りを提出した3者は、当初設計の見積りを提出した3者ではない。通常同じ者に見積り依頼するのであるから、ここにも疑念が生じることとなる。

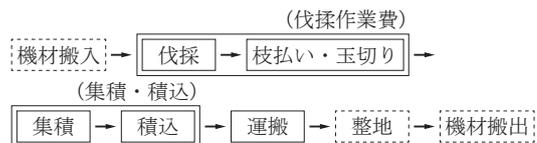
既に作業が終わっているので、実態に合わせて追加作業分を積算するか、標準歩掛に基づいて積算すべきで、それ以外に方法はない。これでは特定業者に不当に利益を与えることとなって、適正な財務会計処理とはならない。

標準歩掛に照らして考えると以下の通りになる。

広島市にはないが、島根県土木部技術管理課長通達に、伐採、集積・積込の標準歩掛がある。これは、見積りによらず積算する場合に適用されるもので、この積算額は非常に参考になる。

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含）

む)、トラック積込地点までの集積、積込

2) 人工林(スギ・ヒノキ林)

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表2.1 伐採作業費 (100㎡当り)

| 名称    | 規格 | 単位 | 数量   | 摘要         |
|-------|----|----|------|------------|
| 特殊作業員 |    | 人  | 0.45 |            |
| 普通作業員 |    | 人  | 0.45 |            |
| 諸 雑 費 |    | %  | 6.00 | ※4) 伐倒     |
| 諸 雑 費 |    | %  | 4.00 | ※5) 枝払い・玉切 |

※4) 労務費(特殊作業員0.06人・普通作業員0.06人)の6%を計上

※5) 労務費(特殊作業員0.39人・普通作業員0.39人)の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができる。上記表の値は難易度中として補正を行っていない。

| 作業の難易度 | 作業条件                                       | 補正係数 |
|--------|--------------------------------------------|------|
| 易      | 灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合       | -10% |
| 中      | 易あるいは難以外の場合                                | 0%   |
| 難      | 灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合 | +10% |

表2.2 集積・積込歩掛 (100㎡当り)

| 名称             | 規格                                  | 単位 | 数量   | 摘要       |
|----------------|-------------------------------------|----|------|----------|
| 普通作業員          |                                     | 人  | 1.14 |          |
| 運転手(特殊)        |                                     | 人  | 0.22 |          |
| バックホウ運転[掴み装置付] | 排出ガス対策型(第1次基準)クローラ型山積0.45㎡(平積0.35㎡) | h  | 2.67 |          |
| 掴み装置損料         | 開口幅1700~2000mm                      | h  | 2.67 |          |
| 諸 雑 費          |                                     | %  | 1.00 | ※6) 丸太片付 |

※6) 労務費(普通作業員0.07人)の1%を計上

注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は200m未満とする。

2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械(不整地運搬車等)や作業実態等を考慮し別途計上すること。

3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正(集積に係る普通作業員と運転手(特殊)の数値をそれぞれ-20%)後の数値である。(詳細は伐採等にかかる標準歩掛(案)参考単価を参照すること)

実際に金額を当てはめると、100㎡あたりで

伐採(本歩掛には枝払い及び丸太に玉切る作業を含む)

| 名称    | 単位 | 数量   | 単価     | 金額     | 摘要                             |
|-------|----|------|--------|--------|--------------------------------|
| 特殊作業員 | 人  | 0.45 | 26,000 | 11,700 |                                |
| 普通作業員 | 人  | 0.45 | 22,000 | 9,900  |                                |
| 諸雑費   | %  | 6    | 2,880  | 173    | 伐倒<br>0.06×(26,000+22,000)     |
| 諸雑費   | %  | 4    | 18,720 | 749    | 枝払い・玉切<br>0.39×(26,000+22,000) |
| 合計    |    |      |        | 22,522 |                                |

急斜面であり難易度が高いことから10%の割増をすると  
22,522×1.1=24,774.2円

従って、1㎡あたりでは、248円となり、見積による800円は、そもそも高額である。

集積・積込(集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックの積込み地点までの距離は200m未満とする)

| 名称              | 単位 | 数量   | 単価     | 金額     | 摘要                   |
|-----------------|----|------|--------|--------|----------------------|
| 普通作業員           | 人  | 1.14 | 22,000 | 25,080 |                      |
| 運転手(特殊)         | 人  | 0.22 | 27,000 | 5,940  |                      |
| バックホウ運転[掴み装置付き] | h  | 2.67 | 1,500  | 4,005  |                      |
| 掴み装置損料          | h  | 2.67 | 250    | 668    |                      |
| 諸 雑 費           | %  | 1    | 154    | 2      | 丸太片付け<br>0.07×22,000 |
| 合計              |    |      |        | 35,695 |                      |

従って、1㎡あたりでは、357円となり、見積による2,000円は、そもそも高額である。

このように、標準歩掛に照らしてみると、作業面積が480㎡であることから、伐採+集積・運搬で以下の通りとなる。

① 標準歩掛では、480㎡×(248+357)円/㎡=290,400円

② 当初設計額は、480㎡×(800+2,000)円/㎡=1,344,000円(←見積による。見積が高す

ぎる)

実際に、2日間、延べ6人の作業員で実施していて、作業員の平均単価を25,000円と仮定すると、 $6 \times 25,000 = 150,000$ 円しかかかっていない。これに機械器具損料が多少加わるが、標準歩掛の約30万円で十分すぎる利益が確保できる。これは、直接工事費であって、元請には約6割にあたる諸々の経費が加算されて支払われる。(元請・下請職員の経費は、その経費でまかなわれる。)

当初設計額は144万円(現場管理費、一般管理費等の経費を込めると工事価格は1.6倍程度になるから、 $144 \text{万円} \times 1.6 \approx 230 \text{万円}$ )であることから、元請業者は、当初設計額だけで十分過ぎる利益を確保している状態になっているといえる。

本件工事では、当初設計において、落石防護工を実施する区域の立木等を取り除く工事として「伐採工(伐採、集積・積込、伐採運搬費)」を準備費に計上しており、施工条件で、伐採木を湯来町麦谷にある薪加工場に搬入することを明示している。

広島市は、C団体と協議の上、工事に支障となる木々は、伐採してC団体の薪加工場に出荷して薪としてリサイクルすることとし、そのために必要となる費用を当初設計に計上していて、受注業者も、その施工条件のもとに、必要経費を自ら積算して入札に臨み、落札して、伐採木を薪加工場に搬入することを約した工事請負契約を広島市と締結している。

ところが、工事に着手したのち、設計計上されている金額だけでは実施できず、約500万円の増額が必要になったとして、令和5年11月7日に契約の変更が行われている。

増額理由は、設計の「変更理由書」に以下の通り記載されている。

「伐採作業の施工に際し、伐採木の搬出先(湯来町麦谷の薪加工場)において協議を行ったところ、伐採木を薪に加工するため、引き取りの条件として、荷降ろし、小切り、荷分け作業を行うよう依頼があったことから、これに係る費用を追加するものである。」

「工事週報」、「安全衛生指示書・安全日誌」、「伐木の搬入集計表」、「警備員集計表」によれば、この「伐木」、「集積・積込み(場内小運搬含む)」、「運搬」、「小切り・荷下ろし・荷分け」の全作業は、2023年8月7日と8日の2日間で、1日3人の作業員(延べ6人)で行われており、薪加工場への運搬数量は、8t車によって、8月7日に2回(計13.91t)、8月8日に2回(計8.39t)合計4回で22.3t運搬されていることが記録されている。それ以外の日に伐採木に係る作業は行われていない。

また、作業が終わった後で行われた広島市からの見積依頼に答えて、3者がそれぞれ1㎡あたり6,000円、6,500円、7,000円の見積を提出した。その中間の1㎡あたり6,500円を採用して500万円の追加になった。

なお、追加作業を設計変更で対応することは8月7日当日の工事打合せ簿による変更協議で合意されているが、その額

等について定めがない。

本件伐採工の積算内訳について、まとめる。

当初計上項目と変更後計上項目は下表の通りである。

| 当初    | 変更後     | 単価        | 作業内容                  | 摘要          |
|-------|---------|-----------|-----------------------|-------------|
| 伐採    | 伐採      | 800円/㎡    | 立木の伐倒、枝払い、丸太切り        |             |
| —     | 小切り①    | 1,900円/㎡  | 法面でクレーンで降ろす長さに小切り     | 伐採に含んでいる    |
| —     | 集積      | 1,000円/㎡  | 法面から降ろすことができるよう集積     | 集積・積込に含んでいる |
| —     | 荷降ろし    | 800円/㎡    | 法面から道路上へ荷降ろし          | 集積・積込に含んでいる |
| —     | 小切り②    | 1,600円/㎡  | 薪加工場の条件に小切り・枝打ち(1m程度) | 作業なし        |
| 集積・積込 | 集積・積込   | 2,000円/㎡  | 伐採木を法面や道路上で集積して積込む    |             |
| 運搬    | 運搬      | 24,000円/台 | 伐採木を運搬して荷降ろし          |             |
| —     | 処分先荷降ろし | 700円/㎡    | 薪加工場でアーム作業で荷降ろし       | 運搬に含んでいる    |
| —     | 荷分け     | 500円/㎡    | 薪加工場でアーム作業で幹・枝葉を仕分け   | 運搬に含んでいる    |

当初設計では、「伐採」「集積・積込」「運搬」の3項目で、立木を伐採して薪加工場に運搬し荷降ろしするまでの全ての工程を含んでいる。

つまり、「伐採」「集積・積込」「運搬」の3項目で完了できるような積算されているのであるから、変更後追加した「小切り①」はそもそも「伐採」に含まれており、「集積」はそもそも「集積・積込」に含まれており、「荷降ろし」も「集積・積込」に含まれており、「小切り②」では1m程度に小切りすることはそもそも求めておらず、「処分先荷降ろし」及び「荷分け」はそもそも「運搬」に含まれているので、変更追加した項目はほとんどすべて2重計上になっている。

2重計上分は、明らかに積算ミスであるから正されなければならない。

当初設計では、工事の施工に直接かかる費用(直接工事費)として144万円が計上されていた。本件工事では、工事価格は、現場管理費や一般管理費等を含めて直接工事費の1.6倍程度になるため、伐採に係る費用として、約230万円( $144 \text{万円} \times 1.6 \approx 230 \text{万円}$ )が当初計上されている。

広島市の積算歩掛にはないが、伐採工事を多く行っている組織では、積算歩掛を作成していて、見積の妥当性を判断す

るのに参考になる。

先に計算したように、これらの標準歩掛に照らせば、本件工事の積算額は相当過大な額となっている。当初設計に計上されている額だけで、引取条件の変更に伴う追加作業といわれる分も含めた実際の作業量に対応する必要額を大幅に超えていることから、そもそも当初から過大積算であったともいえる。これは、広島市が、見積の妥当性を検証せず盲目的に採用していたことを意味している。

8月7日と8日の延べ2日間で、延べ6人の作業員の作業で完了した伐採にかかる工事は、当初設計計上分だけでも十分利益の上がるものであったが、更に500万円の追加増額がなされている。

通常、追加見積を依頼する時には、当初見積の依頼先に対して行うはずであるが、本件では追加分の見積を提出した3者は、当初計上分の見積を提出した3者とは、見積書の形状から判断すれば別の者である。この点も疑念を抱かせる大きな要因となっている。

かつて大きな問題となっていた入札談合は、現時点では、偶発値の導入などによって最低制限価格の近傍でのギャンブルのようになっていて、それ自体問題ではあるが、少なくとも、官製談合の発生しにくいシステムにはなってきた。

しかし、落札後の工事において、設計変更によって法外な増額を行うことで、不正に利益を得ることは、意図的に行おうとすればいまだに可能であり、過去にも事例がある。

かつて、「安佐北区4区2号線道路改良工事(21-1)」では、実態とかけ離れた増額変更を行ったことで、広島県警が広島市職員を逮捕したという事件があった。

設計変更は、密室での増額が可能であり、今でも、そのようなことが行われている可能性は否定できない。本件では、明らかに必要ないところに、過大な増額変更が行われていて、市職員の規律の乱れや倫理観の欠如が日常的にあるかも知れない。

広島市は公共の福祉を増進することを目的として事務事業を遂行しているのであり、貴重な税金がその目的を達成できず、特定業者への利益供与として使われるとすれば、それは、社会資源の公正な分配ではなく、広島市職員が関与することによって、「犯罪」と呼ばれる事態になることもあり得る。

薪加工場は、薪の材料になるものだけを受け入れるところであり、薪の材料にならないものはそもそも受け入れていない。薪加工場は、単に、枝葉まで一緒に搬入するのではなく、薪に加工可能な幹材のみの搬入にするよう要望しただけなのである。このことは、薪加工場に確認して明らかであり、監査委員がその権限で確認すれば一層はっきりすることである。

この監査で、工事担当課は「本件工事の当初設計で見込んでいた伐採工については、搬出先である薪加工場の所管元課である経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聴き取りにより、搬出する伐採木について、その種類や枝葉の有無、

幹の径等は問わないとのことであった」と主張している。しかし、経済観光局農林水産部農林整備課に確認したところ、「何を引取品目にするかはC団体が決めることであって、そのような決まりや取り決め文書はない」との回答であった。

受注業者も工事担当課も、そのことが分かっているが、薪加工場側が当初の約束を反故にして厳しい条件を付けたと、さも大変な追加作業が必要になったように装って、法外な追加変更を行ったものといえる。

8月7日当日に薪加工場に搬入連絡をして初めて、当初の約束と違って追加作業が必要になったとしているが、薪加工場側は、魚切の防災工事について広島市に提出した文書で、雑木等の受入はしておらず搬入できないことをすでに明らかにしている。このことは7月18日には分かっていたことである。

6頁の伐木の小切り状態の写真、6頁の積込みの写真には、立派な幹材が写っているが、7ページの荷降ろしの写真には、それらの幹材はないし、全ての工事写真においても幹の荷降ろしの写真はない。

証拠写真を写していないことによって、幹材の薪加工場への搬入の事実を証明できず、かつて恵下埋立地の建設工事であったように、幹材を木材市場で売却した疑いも晴れない。

薪にならない部分は、ほぼ同時期に伐採が実施され、薪加工場から搬入を断られた「主要地方道五日市筒賀線(魚切)道路防災工事(5-1)」「主要地方道五月市筒賀線(打尾谷)道路防災工事(5-1)」及び「一般県道長野葛原線道路防災工事(5-1)」同様に、産業廃棄物として処分することになるので、産廃処分とすべきであった。

それらまで薪加工場に搬入すると、結局、薪加工場側が産廃等として適切な処分をしなければ、薪加工場自身が廃棄物処理法違反で犯罪行為を働くことになってしまう。

そもそも、排出事業者が不要物として排出したものを別の事業者が有用物として無償で受け入れる場合であっても運搬段階では廃棄物に該当するので、廃棄物処理法上の手続が必要であるが、受注者はそれをしておらず違法である。この点も十分に監査すべきである。

以上の通り、明らかになっている事実や添付した事実証明書を客観的に判断すれば、不当な財務会計処理となっていることは自明であるから、その是正を求めて監査請求するものである。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長

佐伯区長

佐伯区農林建設部長

佐伯区地域整備課長

都市整備局技術管理課長

財政局工事契約課長

その他この工事手続及び支払いに関係する職員

(3) 損害の推定

約499万円（設計変更で追加された500万円から実際に必要な追加作業の概算額1万円を差し引いた額）

(4) 請求する措置

過大に支払った額の返還を行うこと

違法・不当な処理をした職員に対する応分の処分を行うこと

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）」の実施概要の分かる広島市調達情報公開システムの表示

【事実証明書2】令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号及び第6号の公表内容のうち「第4監査の結果 1 事実の確認 (2) 主な経緯」の契約変更に係る記載

【事実証明書3】当初設計書及び変更設計書における準備費の計上内容（上段：当初、下段：変更）

【事実証明書4】伐採木を湯来町麦谷にある薪加工場に搬入することを明示した土木工事施工条件

【事実証明書5】採木の引取条件の変更を明記した変更理由書

【事実証明書6】「工事週報」（伐採に関わる部分）

【事実証明書7】「安全衛生指示書・安全日誌」（伐採に関わる部分）

【事実証明書8】「伐木の搬入集計表」

【事実証明書9】「警備員集計表」（伐採に関わる部分）

【事実証明書10】作業が完了した後に実施された見積依頼に対する3者の見積書

【事実証明書11】伐採を開始した8月7日に受注業者から発議され同日広島市が設計変更で対応することを約束した工事打合せ簿

【事実証明書12】本件工事の準備費に計上されている伐採にかかる作業の積算（「伐採」、「集積・積込」、「伐採運搬費」）のための見積及び見積からの単価決定

【事実証明書13】設計変更で過大な増額をして市職員が逮捕された「安佐北区4区2号線道路改良工事（21-1）」に関する市長の記者会見

【事実証明書14】ほぼ同時期に伐採が実施され、薪加工場に薪材として搬出する設計となっていた「主要地方道五日市筒賀線（魚切）道路防災工事（5-1）」「主要地方道五日市筒賀線（打尾谷）道路防災工事（5-1）」及び「一般県道長野葛原線道路防災工事（5-1）」において、薪加工場が搬入を断った文書

【事実証明書15】伐採工に係る全ての工事写真

【事実証明書16】排出事業者が不要物として排出したものを別の事業者が有用物として無償で受け入れる場合であっても廃棄物に該当すること（東京都ホームページより）

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和6年10月30日に、同月15日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長（佐伯区役所農林建設部地域整備課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月8日付け広伯整第564号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人が主張しているような違法・不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論について

(ア) 伐採工の追加作業に対する約500万円の増額変更は、不適切・不当であり、また、2重計上は明らかな積算ミスであり是正されなければならないとの主張について

請求人は、伐採工の追加作業に対する約500万円の増額変更は、業者に不当な利益を与える支出であると主張している。

ここで請求人の主張する約500万円には、本件工事の全体に係る安全対策や資機材の搬出入に要する費用、労働者の確保に要する費用、会社を運営する費用等の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）及びそれらに係る消費税相当分が含まれており、そのすべてが当該追加作業に対する費用ではない。

当該追加作業に係る費用について、本件工事現場は、急峻で地面の起伏も激しく、法下の河川との落差も大きいなど、危険で足場も悪い条件下での伐採作業や、伐採後の国道上での作業は、16時までには交通解放を行わなければならない時間的な制約がある中、更に、法面下には重要インフラ施設である橋りょうや照明施設等があり、非常に厳しい施工条件下において、難易度の高い作業を行っているものであり、島根県が示している標準歩掛により算出した単価と比較することは妥当ではない。

当該追加作業に係る費用については、その作業内容が土木工事積算基準書に定められていないものであることから、基準に則り三者見積りを徴収のうえ、適正に単価を決定したものであり、当該追加作業の見積単価について何ら不当なものはない。

なお、伐採作業時には、請求人が指摘する二次下請業者の作業員3名以外にも、一次下請業者及び元請業者の3人の作業員も従事していることを確認できている。

また、請求人は、当該追加作業について、当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」の費用に全て含まれており2重計上であると主張している。

当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」は、一般的な作業内容となる伐採（立木の伐倒）、集積・積込（伐採木の集材、運搬車への積込）、伐採運搬費（本件工事場所から薪加工場までの運搬費）であるが、「小切り①」、「集積」、「荷降ろし」は、当初見込んでいた伐採の後に法面上での作業であり、また、「小切り②」は薪加工場の条件に合うように、小切り・枝打ち（1メートル程度）を行っているものである。

また、枝葉と幹を一緒にトラックへ集積・積み込みし、薪加工場へ搬入した後の「処分先荷降ろし」及び「荷分け」においては、枝葉と幹部分の荷降ろしと仕分けを薪加工場内で行っているものであって、上述のいずれの追加作業においても、当初計上している伐採工の費用には含まれていないものであり、変更追加した項目は2重計上になっているという請求人の指摘は当たらない。

（参考）伐採木に係る作業の概要

| 当初 | 変更後   | 作業内容                           |
|----|-------|--------------------------------|
|    | 伐採    | 立木を伐採                          |
| —  | 小切り   | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができる長さに小切り |
| —  | 集積    | 法面にてラフテレーンクレーンで降ろすことができるよう集積   |
| —  | 荷降ろし  | 法面から道路上へラフテレーンクレーンで荷降ろし        |
| —  | 小切り   | 薪加工場の条件に合うように小切り・枝打ち（1メートル程度）  |
|    | 集積・積込 | 伐採木を集積・積込                      |
|    | 運搬    | 伐採木を運搬                         |
| —  | 荷降ろし  | 薪加工場にてアーム作業で荷降ろし               |
| —  | 荷分け   | 薪加工場にてアーム作業で幹・枝葉を仕分け           |

(イ) 排出事業者が不要物として排出したものは、廃棄物処理法上の手続が必要であるが、受注者はそれをしておらず違法であるとの主張について

請求人は、受注者が廃棄物処理法上の手続をしておらず違法であると主張しているが、本件工事の当初設計に当たり、経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聞き取りにおいて、薪加工場では、伐採木の幹、枝葉も含めて再生利用するため、一連の伐採木全てを搬入可能であることを確認しており、国の通知（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知（環循規発第2104141号））においては、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである旨が示されていることも踏まえ、枝葉についても幹と同様に産業廃棄物には該当しないと判断していることから、廃棄物処理法上の手続が必要であるという請求人の指摘は当たらない。

(3) 結論

以上のことから、請求人が主張する内容については、いずれも根拠が認められず、違法・不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 広島市長（都市整備局技術管理課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月11日付け広都技第66号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 広島市長（都市整備局）の意見

広島市職員措置請求の対象となっている「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）の変更契約（以下「本件変更契約」という。）」については、佐伯区農林建設部地域整備課（以下「工事担当課」という。）が、都市整備局技術管理課（以下「技術管理課」という。）と協議した上で工事担当課が工事の施行変更の決定を行い、工事担当課より変更契約の締結を依頼された財政局契約部工事契約課が、本件変更契約の締結事務を行ったものである。

工事担当課と技術管理課との協議については、令和6年8月29日付け広島市監査公表第31号及び第32号2判断(2)判断にもあるとおり、変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。

4 広島市長（財政局契約部工事契約課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月11日付け広契工第11号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 広島市長（財政局）の意見

広島市職員措置請求の対象となっている本件変更契約については、工事担当課が、技術管理課と協議した上で工事の施行変更の決定を行い、引き続き財政局契約部工事契約

課に対し、変更契約締結の依頼を行ったものであって、同課は、当該依頼に基づいて本件変更契約の締結事務を行ったものである。

同課の職務権限であるが、工事担当課の依頼に基づき、契約締結の事務手続を行うことであって、工事担当課が行う工事の設計内容及び施行の決定（工事の変更を含む。）に及ばない。ただし、契約締結に必要な書面が整っていない、明らかな法令違反があるなどの場合は、工事担当課への確認や指導を行うことができるものである。

本件変更契約について、同課は、工事担当課から同課に提出された施行変更同兼契約依頼変更伺を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行ったものである。

#### 5 監査対象事項

請求人は、伐採木の引取条件の変更に伴う約500万円の増額変更は高額であり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。また、伐採木の薪加工場への運搬について、受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める手続を行わなかったことは違法であると主張していると認められる。

このため、伐採作業に係る追加費用の計上等について、違法又は不当な点がないか監査した。

#### 6 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、別添の令和6年11月11日付け広島市監査公表第36号で監査結果（以下「監査公表第36号監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求（以下「監査公表第36号措置請求」という。）等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実の確認

本件工事の請負契約における伐採作業に係る追加費用の計上及び伐採木の薪加工場への運搬に係る廃棄物処理法上の取扱いについて、本件措置請求において述べられている事実関係は監査公表第36号措置請求において述べられている事実関係と相違ないものと認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、監査公表第36号監査結果において確認した

事実関係のとおりである。

#### 2 判断

##### (1) 請求人及び市長の主張

請求人は、伐採木の引取条件の変更に伴う約500万円の増額変更は高額であり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。また、伐採木の薪加工場への運搬について、廃棄物処理法に定める手続を行わなかったことは違法であると主張していると認められる。

これに対し、市長は次のとおり主張する。

- 請求人の主張する約500万円には、本件工事の全体に係る安全対策や資機材の搬出入に要する費用、労働者の確保に要する費用、会社を運営する費用等の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）及びそれらに係る消費税相当分が含まれており、そのすべてが当該追加作業に対する費用ではない。

当該追加作業に係る費用について、本件工事現場は、急峻で地面の起伏も激しく、法下の河川との落差も大きいなど、危険で足場も悪い条件下での伐採作業や、伐採後の国道上での作業は、16時までに交通解放を行わなければならない時間的な制約がある中、更に、法面下には重要インフラ施設である橋りょうや照明施設等があり、非常に厳しい施工条件下において、難易度の高い作業を行っているものであり、島根県が示している標準歩掛により算出した単価と比較することは妥当ではない。

当該追加作業に係る費用については、その作業内容が土木工事積算基準書に定められていないものであることから、基準に則り三者見積りを徴収のうえ、適正に単価を決定したものであり、当該追加作業の見積単価について何ら不当なものはない。

- 当初設計に計上されている「伐採工（伐採、集積・積込、伐採運搬費）」は、一般的な作業内容となる伐採（立木の伐倒）、集積・積込（伐採木の集材、運搬車への積込）、伐採運搬費（本件工事場所から薪加工場までの運搬費）であるが、「小切り①」、「集積」、「荷降ろし」は、当初見込んでいた伐採の後に行う法面上での作業であり、また、「小切り②」は薪加工場の条件に合うように、小切り・枝打ち（1メートル程度）を行っているものである。

また、枝葉と幹を一緒にトラックへ集積・積み込みし、薪加工場へ搬入した後の「処分先荷降ろし」及び「荷分け」においては、枝葉と幹部分の荷降ろしと仕分けを薪加工場内で行っているものであって、上述のいずれの追加作業においても、当初計上している伐採工の費用には含まれていないものである。

- 本件工事の当初設計に当たり、経済観光局農林水産部農林整備課への事前の聞き取りにおいて、薪加工場で

は、伐採木の幹、枝葉も含めて再生利用するため、一連の伐採木全てを搬入可能であることを確認しており、国の通知（令和 3 年 4 月 14 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知（環循規発第 2104141 号））においては、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである旨が示されていることも踏まえ、枝葉についても幹と同様に産業廃棄物には該当しないと判断している。

- ・ 変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。
- ・ 本件変更契約について、工事契約課は、工事担当課から提出された施行変更依頼契約依頼変更を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行った。

(2) 判断

上記 1 の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、監査公表第 36 号監査結果における「第 4 監査の結果」の 2(2)の判断のとおりとする。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであることから、請求を棄却する。



広島市監査公表第 41 号

令和 6 年 1 月 11 日

令和 6 年 1 月 16 日付け第 976 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広監第 183 号

令和 6 年 1 月 11 日

広島市長 松井 一 實 様

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果の写しの

送付について

令和 6 年 1 月 16 日付け第 976 号で受け付けた標記請求に係る監査結果について、別紙のとおり通知文の写しを送付します。

別紙

広監第 182 号

令和 6 年 1 月 11 日

請求人

(略)

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について (通知)

令和 6 年 1 月 16 日付け第 976 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加されたことの是正を求める措置請求

(1) 監査請求の概要

広島市では、佐伯区役所が担当して「一般国道 433 号（大古谷）道路防災工事（5-1）」（工期 R5.7.14 ~ R6.1.30。当初契約 51,150,000 円）が行われた。

この工事は、途中（R5.11.7）で、契約金額の約 4 割に当たる約 2,000 万円の減額変更と約 1,740 万円の増額変更がなされている。

この異常な契約変更については、以前、住民が問題視して、令和 6 年 2 月に住民監査請求が提出され、監査が実施された。

その結果が公表され、舗装工事・区画線工事の追加が必要になったとして、約 850 万円の増額変更が行われたことが明らかになった。（令和 6 年 4 月 15 日付け広島市監査公表第 5 号及び第 6 号）

|       |                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月7日 | 受注者と、請負代金額の変更契約を締結した。<br>・高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網の取りやめ<br>減額 約 2,000 万円<br>・舗装工事・区画線工事の追加<br>増額 約 850 万円 ← |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採木の引取条件の変更<br/>増額 約 500万円</li> <li>・作業時間帯の変更<br/>増額 約 300万円</li> <li>・現地精査による数量変更<br/>増額 約 90万円</li> </ul> 受注者は、工事完成を通知した。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この変更について、変更理由書には、以下の通り記載されている。

「迂回路として使用していた国道433号の旧道部に於いて、地元町内会からの要望も踏まえ、車両の安全な通行を確保するため、区画線の仮設置を行った。このため、当区画線の設置及び撤去、また、それに伴う舗装復旧を追加するものである。」

これは、当初設計で予定されていた工事ではない。当初設計では、片側交互通行で工事を行うこととして、旧道は利用しないこととされていた。

同時期に行われた「主要地方道五日市筒賀線（魚切）道路防災工事（5-1）」或いはその前年度以前に行われた魚切地区の防災工事でも片側交互通行で実施されていて、大古谷地区での工事も同様に計画されていた。

それを、「一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5-1）」の伐採工事では、2車線を利用して行った方が施工性が良いことから、伐採工事が必要となる2日間だけの迂回通行を前提として実施されたものであった。

ところが、その後の作業においても、全面通行止めで行った方が受注者にとって都合がよいことから、本来の設計思想を逸脱して、安易に、旧道による迂回が何度か実施された。

その安易な実施の中、8月27日の地元町内会との協議において区画線の話が出た。歩行者自転車道に位置付けている旧道において、歩行者と自転車を区分するために引いていた区画線がセンターからずれていることで、自動車の運転手が目の錯覚を起こし戸惑うとの意見があった。（事故などは発生していない。）

その時の協議メモには以下の記述がある。

（地元町内会）白線が目の錯覚を起こす。なにか対策をした方がいいのでは。

（広島市佐伯区）状況を見ながら検討する。

伐採工事は8月7日と8日の2日間で完了し、その後は、そもそも旧道を通す理由はない。

仮に、どうしても旧道を通行させて、片側交互通行ではなく常時交互通行にしようとするならば、過去にもあった措置のようであるが、新道を湯来方面への通行、旧道を五日市方面への通行とすればよいのであって、区画線の引き替えは不要な工事である。

歩行者・自転車道との位置づけからも、交通負荷の少ない一方通行とすべきことは言うまでもない。

実際に迂回路として旧道を通行させたのは、わずかに数日間であったようである。

その間、旧道が五日市方面への一方通行であれば、区画線

の位置は問題にならない。

写真 略

広島市は、この区画線の削除とセンターへの引き直しを9月4日に受注者に指示した。

写真 略

受注者は、9月8日に区画線を剥ぎ取り、9月14日にセンターに区画線を引いた。

写真 略

そして、そのわずか2週間後の10月2日、今度は、区画線をもとに戻し、センターに引いたラインは削除すると舗装が乱れるとして舗装自体の撤去復旧を受注者に指示した。

写真 略

この間に旧道を迂回路として利用したのかも疑わしい。実際に確認すれば分かると思われるが、区画線を引き直してから元に戻すまでの期間に一度も旧道を通したことがないかもしれないと思わせる短期間の対処である。

写真 略

工事週報に記載されている作業を表にすると以下の通りになった。

工事週報 略

これは、この工事が必要だから実施したというのではなく、高エネルギー吸収型ポケット式落石防止網工の削除によって約2,000万円が減額になったことから、その穴埋めとして、広島市が意図的に作り出した工事としか考えられず、不当な支出にあたると思われるものである。

そして、センターに区画線を引き替えるという愚行をしてしまった場合であっても、センターに引き直した歩行者・自転車の区分用区画線のままで機能は十分果たすのであるから、そのままにしておく方がよかったものと考えられる。

以上、全く不必要な工事を作り出し、不当に工事費を増大させ貴重な税金を浪費したという事実があるのであるから、財務会計上の不当な行為にあたり、監査請求するものである。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長

佐伯区長

佐伯区農林建設部長

佐伯区地域整備課長

都市整備局技術管理課長

財政局工事契約課長

その他この工事手続及び支払いに関係する職員

(3) 損害の推定

約850万円

(4) 請求する措置

過大に支払った額の返還を行うこと

違法・不当な処理をした職員に対する応分の処分を行うこと

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

- 【事実証明書 1】「一般国道 4 3 3 号 (大古谷) 道路防災工事 (5-1)」の実施概要の分かる広島市調達情報公開システムの表示
- 【事実証明書 2】令和 6 年 4 月 1 5 日付け広島市監査公表第 5 号及び第 6 号の公表内容のうち「第 4 監査の結果 1 事実の確認 (2) 主な経緯」の契約変更に係る記載
- 【事実証明書 3】舗装工事・区画線工事の追加を明記した変更理由書
- 【事実証明書 4】広島市と地元町内会との協議メモ
- 【事実証明書 5】区画線の削除とセンターへの引き直しを受注者に指示した指示書 (工事打合せ簿)
- 【事実証明書 6】工事週報履行実績 (受注者が 9 月 8 日に区画線を剥ぎ取り、9 月 1 4 日にセンターに引き直したことが分かる)
- 【事実証明書 7】区画線をもとに戻し、センターに引いたライン周囲の舗装の撤去復旧を受注者に指示した指示書 (工事打合せ簿)
- 【事実証明書 8】警備員集計表
- 【事実証明書 9】工事週報に記載されている作業と警備員集計表のデータを一覧表にしたもの

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 6 年 1 0 月 3 0 日に、同月 1 6 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に對し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長 (佐伯区役所農林建設部地域整備課) の意見書の提出

広島市長に對し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 6 年 1 1 月 8 日付け広伯整第 5 6 5 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人が主張しているような不当な支出は行っていないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論について

区画線の引き替えは不必要な工事であり、不当な支出に当たるとの主張について

本件工事は、当初から全面通行止めを想定しており、入札公告の積算参考資料には「重量物 (資機材)

の吊り込み作業時にはアウトリガーを全幅張り出す必要があるため、一時的に全面通行止めとなる可能性が高い。」と記載し、受注者決定後に、実際に使用する機械や施工日数等を確認した上で、全面通行止めに係る協議を交通管理者等と行うこととしていたものである。

そのうえで、本件工事で実際に行った全面通行止めは、資機材の搬出入や伐採作業等で必要となるラフタークレーンの配置時において、アウトリガーの張り出しにより物理的に車両の通行が出来なくなる時に限り行ったものであり、受注者に都合がよいから、本来の設計思想を逸脱して、安易に、旧道による迂回が実施されたという請求人の指摘は当たらない。

また、ラフタークレーンのアウトリガーの張り出し後は、新道の 2 車線の大部分を占有することとなり、車両が通行する幅員は確保できないことから、「常時交互通行とするならば、新道を湯来方面への通行、旧道を五日市方面への通行とすればよい」という請求人の考えは物理的に困難である。

なお、本件工事において契約変更を行った旧道での区画線の引き替えの経緯について、当該旧道は、自転車・歩行者等の専用道として活用するため、過年度に道路中央線の消去等を行っているが、本件工事の迂回路として利用させたところ、本来の道路中央位置を超えて通行する車両が多発し、重大事故の発生が懸念されたことから、町内会等の要望も踏まえ、本来の道路中央位置への区画線の復元等を本件工事受注者に指示したものである。

区画線についてはこうした理由により、本件工事において引き替えたものであり、区画線の引き替えは不必要な工事であり、不当に工事費を増大させているという請求人の主張は当たらない。

(3) 結論

以上のことから、請求人が主張する内容については、いずれも根拠が認められず、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 広島市長 (都市整備局技術管理課) の意見書の提出

広島市長に對し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 6 年 1 1 月 1 1 日付け広都技第 6 7 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 広島市長 (都市整備局) の意見

広島市職員措置請求の対象となっている「一般国道 4 3 3 号 (大古谷) 道路防災工事 (5-1) の変更契約 (以下「本件変更契約」という。）」については、佐伯区農林建設部地域整備課 (以下「工事担当課」という。) が、都市整備局技術管理課 (以下「技術管理課」という。) と協議した上で工事担当課が工事の施行変更の決定を行い、工事

担当課より変更契約の締結を依頼された財政局契約部工事契約課が、本件変更契約の締結事務を行ったものである。

工事担当課と技術管理課との協議については、令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号及び第6号 2判断イ判断にもあるとおり、変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。

#### 4 広島市長（財政局契約部工事契約課）の意見書の提出

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和6年11月1日付け広契工第12号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 広島市長（財政局）の意見

広島市職員措置請求の対象となっている本件変更契約については、工事担当課が、技術管理課と協議した上で工事の施行変更の決定を行い、引き続き財政局契約部工事契約課に対し、変更契約締結の依頼を行ったものであって、同課は、当該依頼に基づいて本件変更契約の締結事務を行ったものである。

同課の職務権限であるが、工事担当課の依頼に基づき、契約締結の事務手続を行うことであって、工事担当課が行う工事の設計内容及び施行の決定（工事の変更を含む。）に及ばない。ただし、契約締結に必要な書面が整っていない、明らかな法令違反があるなどの場合は、工事担当課への確認や指導を行うことができるものである。

本件変更契約について、同課は、工事担当課から同課に提出された施行変更同兼契約依頼変更同を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行ったものである。

#### 5 監査対象事項

請求人は、迂回路として使用した旧道部に係る舗装工事・区画線工事を追加したことは、不必要な工事を作り出し、不当に工事費を増大させたものであり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。

このため、舗装工事・区画線工事を追加したことについて、違法又は不当な点がないか監査した。

#### 6 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、別添の令和6年4月15日付け広島市監査公表第5号で監査結果

（以下「監査公表第5号監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求（以下「監査公表第5号措置請求」という。）等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実の確認

本件工事の請負契約における舗装工事・区画線工事の追加について、本件措置請求において述べられている事実関係は監査公表第5号措置請求において述べられている事実関係（本件措置請求の対象となっていない部分を除く。）と相違ないものであると認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、監査公表第5号監査結果において確認した事実関係（本件措置請求の対象となっていない部分を除く。）のとおりである。

##### 2 判断

###### (1) 請求人及び市長の主張

請求人は、迂回路として使用した旧道部に係る舗装工事・区画線工事を追加したことは、不必要な工事を作り出し、不当に工事費を増大させたものであり、この増額変更契約及びこれに伴う経費の支出は、違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当な契約の締結、履行に当たると主張していると認められる。

これに対し、市長は次のとおり主張する。

- ・ 本件工事は、当初から全面通行止めを想定しており、入札公告の積算参考資料には「一時的に全面通行止めとなる可能性が高い。」と記載し、受注者決定後に、実際に使用する機械や施工日数等を確認した上で、全面通行止めに係る協議を交通管理者等と行うこととしていた。
- ・ ラフタークレーンのアウトリガーの張り出し後は、新道の2車線の大部分を占有することとなり、車両が通行する幅員は確保できないことから、「常時交互通行とするならば、新道を湯来方面への通行、旧道を五日市方面への通行とすればよい」という請求人の考えは物理的に困難である。
- ・ 本件工事において契約変更を行った旧道での区画線の引き替えの経緯について、当該旧道は、自転車・歩行者等の専用道として活用するため、過年度に道路中央線の消去等を行っているが、本件工事の迂回路として利用させたところ、本来の道路中央位置を超えて通行する車両が多発し、重大事故の発生が懸念されたことから、町内会等の要望も踏まえ、本来の道路中央位置への区画線の復元等を本件工事受注者に指示したものである。
- ・ 変更契約に際しては広島市建設工事設計変更ガイドラインに基づき技術管理課に協議を行っており、適正に手続されたものである。

- ・ 本件変更契約について、工事契約課は、工事担当課から提出された施行変更併契約依頼変更伺を確認したところ、当該工事の設計内容及び施行の変更は、工事担当課が技術管理課と協議した上で工事担当課の裁量により決定されたものであり、書面は整えられ、かつ明らかな法令違反はないと判断したことから、変更契約の締結事務を行った。

(2) 判断

上記 1 の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、監査公表第 5 号監査結果における「第 4 監査の結果」の 2(2)イの判断（本件措置請求の対象となっていない部分を除く。）のとおりとする。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであることから、請求を棄却する。

広島市監査公表第 4 2 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

広島市監査委員 古川 智之  
 同 井戸 陽子  
 同 定野 和広  
 同 石田 祥子

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表について

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

令和 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(経済観光局)

1 監査意見公表年月日

令和 6 年 2 月 5 日 (広島市監査公表第 2 号)

2 包括外部監査人

松本 京子

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和 6 年 1 2 月 2 日 (広農政第 9 7 号)

4 監査のテーマ

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

(1) 異なる補助金に対する同一の申請書及び報告書について (広島市農業振興協議会に対する補助金)  
(所管課: 経済観光局農林水産部農政課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当初予算 4,059 千円の補助金は、広島市農業振興協議会の団体運営補助金である。一方、補正予算 150,000 千円について、これは農業経営継続緊急対策事業に対する事業補助金である。これらは、別の補助金であり、予算規模も大きく異なるが、補助金申請書及び事業実施報告書は、同一のものが利用されている。補正予算 150,000 千円の農業経営継続緊急対策事業に対する補助金を申請する際、当初補助金の申請書を修正した修正申告書が提出され、広島市はそれを承認している。しかし、これでは、各々の補助事業についての効果検証が困難であり評価も難しい。したがって、適切な効果検証や事業評価を実施するために、これらの補助金の申請書及び報告書は分けることが望ましい。 | 農業経営継続緊急対策事業に対する補助金について、広島市農業振興協議会 (以下「協議会」という。) の運営補助事業に追加する形で変更交付申請書を提出させ、交付決定していた。このため、事業実績報告書も一括したものになっていた。<br>監査の意見を受けて、今後は、個々の補助事業ごとに補助金交付申請書等を提出させることとする。 |

(2) 事業計画書及び事業実施報告書の記載内容について (広島市農業振興協議会に対する補助金)  
(所管課: 経済観光局農林水産部農政課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                   | 対 応 の 内 容                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当初予算 4,059 千円の補助金は、同協議会の団体運営補助金について、事業計画及び事業実施報告書に定量的な目標や実績が記載されていない。また、具体的な記載もない。以下に、事業契約書と事業実施報告書の一部を示した。<br>【事業計画書】                                                      | 監査の意見を受けて、協議会に対して、令和 5 年度分の事業実施報告書については、事業費や件数などの定量的な実績の記載を求め、令和 6 年度以降については、事業計画書及び事業実施報告書に定量的な目標及び実績の記載を求めた。 |
| 5 事業内容<br>(1) 生産振興対策<br>各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図る。<br>(2) 流通改善対策<br>各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図る。<br>— 中略 — |                                                                                                                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 事業の実施効果<br/>新しい特産品の開発や流通改善、産品PRイベントへの参加など市内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られる。</p> <p>(出所：事業計画書から一部抜粋)</p> <p>【事業実施報告書】</p> <p>5 事業内容<br/>(1) 生産振興対策<br/>各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図った。<br/>(2) 流通改善対策<br/>各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図った。<br/>—中略—</p> <p>6 事業の実施効果<br/>新しい特産品の開発や流通改善、産品PRイベントへの参加など市内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られた。</p> <p>(出所：事業実施報告書から一部抜粋)</p> <p>例えば、5事業内容(1)にある試作や(2)試食会などは、目標回数、実績回数及び所要金額などを記載することが出来るが記載されていない。その他も、抽象的であり具体性に欠ける。これでは、本補助金の効果検証をすることが困難である。したがって、事業計画及び事業実施報告書に定量的データも含めて具体的に記載を求めることが望ましい。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 業務委託金額について (広島市農業振興協会に対する補助金)<br/>(所管課：経済観光局農林水産部農政課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>当該補助金の運営委託業務の金額10,000千円は広島市が積み上げにより計算している。相談・受付等業務に必要な7名分の人件費7,800千円程度と切手代・封筒代等の諸経費2,200千円である。当初は、想定農家数が1,008者であり250,000千円が予算化された。内訳は、応援金240,000千円と事務費10,000千円である。しかし、応援金の申請者数が、600農家弱に留まったため、変更申請書が提出され下方修正され、140,000千円となった。内訳は、応援金140,000千円と事務費10,000千円である。このように、申請者数の減少に伴い、応援金の予算は下方修正されているが、事務費については、10,000千円のまま変更ない。本来は申請者数が想定を下回るため、事務費も減少すると考えられる。しかしながら、広島市農業振興協会は、業務委託料について総価契約しているため、委託料については変更されなかった。したがって、申請時の不確定要素により変動する事務費については、単価契約を導入するか、変更契約書を締結することが望ましい。</p> | <p>協会は、農業経営継続緊急対策事業に係る予算額のうち応援金については、申請者数の減少に伴い、変更交付申請により下方修正を行ったが、事務費については、運営事務に係る業務の委託先と締結した業務委託契約が総価契約であったため、こうした変更を行わなかった。</p> <p>監査の意見を受けて、今後、補助金交付申請に係る事業について、協会が不確定要素により変動する事務を業務委託する場合には、単価契約に適した内容については委託先と単価契約を締結するよう求めることとし、総価契約を締結する場合においても、状況の変化等の必要に応じて、変更契約を締結するよう求めることとする。</p> |

令和5年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(都市整備局)

- 1 監査意見公表年月日  
令和6年2月5日 (広島市監査公表第2号)
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和6年12月3日 (広都機第110号)
- 4 監査のテーマ  
補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

|                                                                                                       |                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <p>暴力団排除条項の創設について (基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金)<br/>(所管課：都市整備局都市機能調整部)</p>                                  |                                                                          |
| 監 査 の 意 見                                                                                             | 対 応 の 内 容                                                                |
| <p>広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。</p> | <p>監査の意見を受けて、広島市市街地再開発事業補助金交付要綱に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第</p> |

そこで、上記条例の趣旨・目的を鑑み、補助申請者が暴力団に該当する場合には補助金を交付しない旨を「広島市市街地再開発事業補助金交付要綱」内で明示しておくことが望ましい。

2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に対しては、補助金を交付しないこと及び交付決定の全部又は一部を取り消すことができることを新たに規定し、令和6年4月1日に施行した。

令和4年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(安佐北区役所)

- 1 監査意見公表年月日  
令和5年2月2日（広島市監査公表第3号）
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和6年12月6日（広佐起第132号）
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 土地台帳と固定資産台帳の不整合について（JR可部線廃線敷（旧駅広場））  
(所管課：安佐北区役所市民部地域起こし推進課)

| 監 査 の 意 見                                                                  |                        |                      |                        | 対 応 の 内 容                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 以下、JR可部線線敷（旧駅広場）一覧のNo.2、3、4について、土地台帳と固定資産台帳の記載面積が異なる状況である。両者は整合させることが望ましい。 |                        |                      |                        | 監査の意見を受けて、該当地番の土地登記簿を確認し、土地台帳の面積を修正するとともに、令和6年1月に財政局管財課に依頼し、固定資産台帳の面積の修正を行った。 |
| No.                                                                        | 所在地                    | 面積<br>(土地台帳)<br>単位：㎡ | 面積<br>(固定資産台帳)<br>単位：㎡ |                                                                               |
| 1                                                                          | 安佐北区安佐町小河内上小浜6<br>11-5 | 1,293                | 1,293                  |                                                                               |
| 2                                                                          | 安佐北区安佐町小河内小浜6<br>59-2  | 3,617.96             | 3,982                  |                                                                               |
| 3                                                                          | 安佐北区安佐町小河内小浜6<br>59-2  | -                    | 14                     |                                                                               |
| 4                                                                          | 安佐北区安佐町小河内小浜6<br>59-8  | 11.84                | 61                     |                                                                               |
| 5                                                                          | 安佐北区安佐町飯室荒谷2<br>899-3  | 224                  | 224                    |                                                                               |
| 6                                                                          | 安佐北区安佐町飯室荒谷2<br>901-14 | 814                  | 814                    |                                                                               |
| 7                                                                          | 安佐北区安佐町飯室荒谷2<br>903-3  | 207                  | 207                    |                                                                               |
| 8                                                                          | 安佐北区安佐町飯室上布6<br>329-1  | 3,628                | 3,628                  |                                                                               |
| 9                                                                          | 安佐北区安佐町飯室上布6<br>330-6  | 1,098                | 1,098                  |                                                                               |
| 10                                                                         | 安佐北区安佐町飯室子布6<br>415-1  | 979                  | 979                    |                                                                               |
| 11                                                                         | 安佐北区安佐町飯室子布6<br>419-11 | 22                   | 22                     |                                                                               |

(2) 固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について（元城ちびっこ広場）  
(所管課：安佐北区役所市民部地域起こし推進課)

| 監 査 の 意 見                           | 対 応 の 内 容             |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 平成26年2月28日にちびっこ広場は、閉鎖されている。現地は施錠され防 | 監査の意見を受けて、令和5年6月に財政局管 |

草シートが敷かれるなどし、公用に供していない。固定資産台帳上、行政財産として記載されているが、普通財産に修正することが望ましい。

財課に依頼し、固定資産台帳の修正を行った。

